

本市介護保険事業の特徴について

1 特徴と考察

介護保険事業状況報告月報、年報等から、本市及び神奈川県内の市町村について、現状の検証を行い、課題、想定されるリスク等を整理しました。
詳細につきましては、2 のデータをご覧ください。

項目	本市	県内他市町村	仮説
第 1 号被保険者数	第 7 期は、前年伸び率が第 6 期から 1%強下がり、1 %強で推移しています。	第 7 期は、前年伸び率が第 6 期から 1%強下がり、1%弱で推移しています。	令和 2 年度版高齢者白書において、65 歳以上人口は令和 24 年（2042 年）にピークを迎え、その後は減少に転じると推計され、2021 年 9 月 15 日現在の推計では、3,640 万人と前年に比べ 22 万人増加しています。また、神奈川県が公表しています人口ビジョン（令和 2 年 3 月改定）においても 65 歳以上人口は引き続き増加すると見込んでおりますので、県内の一部自治体では減少が見られるものの、県内全域では、第 1 号被保険者数は、引き続き増加することが予想されます。
要支援・要介護認定者数	第 7 期は、前年伸び率が第 6 期から 1 %弱下がり、3 %強で推移しています。	第 7 期は、前年伸び率が第 6 期から下がっているが、引き続き、3 %強で推移しています。	神奈川県が公表しています人口ビジョン（令和 2 年 3 月改定）において、2015 年の県の平均寿命は男性 81.32 年、女性は 87.24 年で、全国の平均寿命の伸びと同様に、今後も伸びることが予想され、本市においても第 1 号被保険者の平均年齢が、令和 2 年 9 月と平成 30 年 9 月を比較しますと、約 0.3 上昇しています。年齢階層等区分の認定率は、本市を例にしますと、75 歳未満が約 4.8%である一方で、75 歳以上 85 歳未満が約 20.73%、85 歳以上が約 61.78%と年齢が上がるほど高くなっていますので、認定率は引き続き増加することが予想されます。

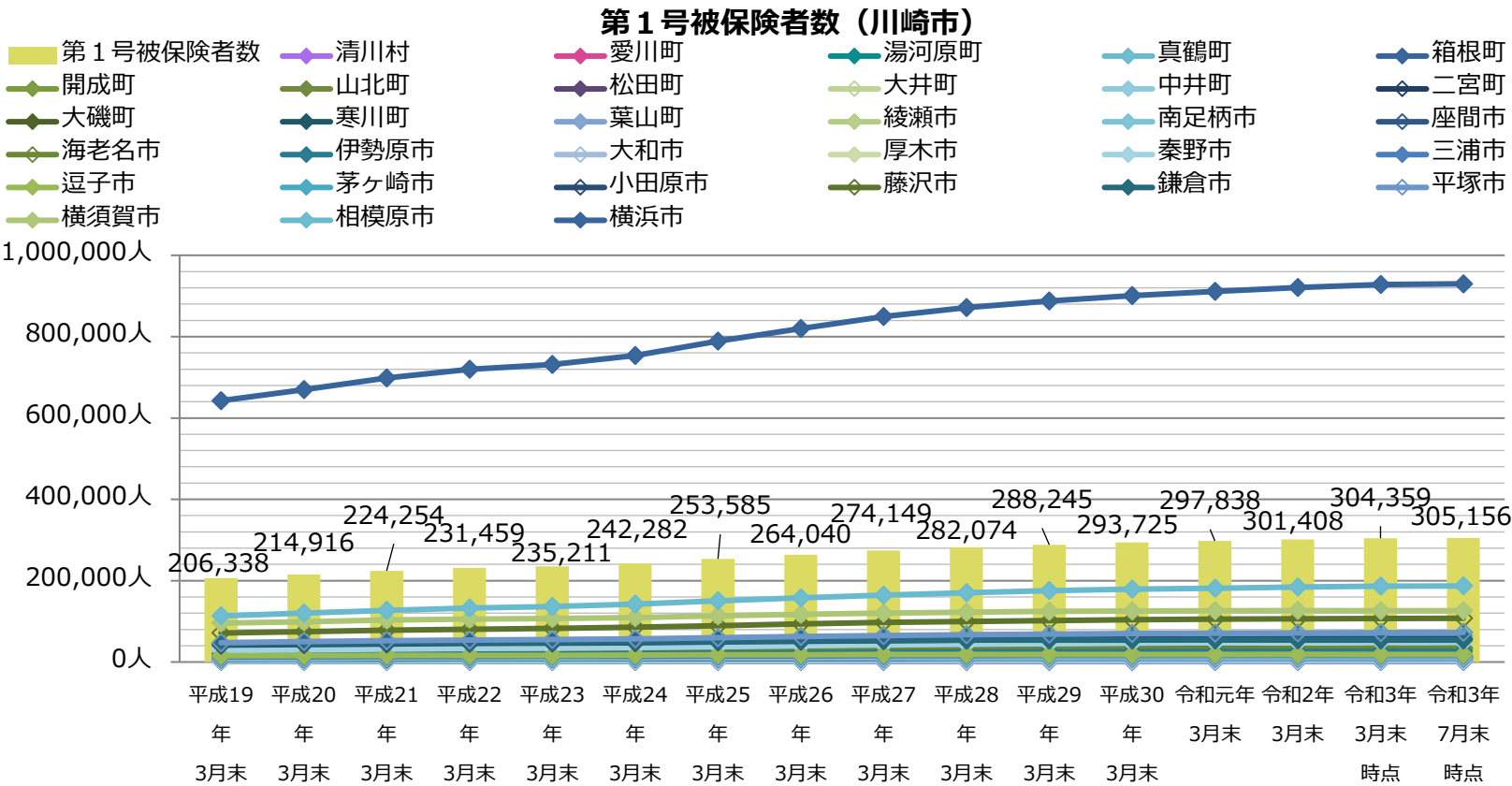
調整済み認定率	調整後認定率が調整前認定率を上回っています。また、調整前後認定率ともに、県内自治体の平均を上回っています。	令和 2 年の調整前、調整後認定率は平成 30 年の調整前、調整後認定率を上回り、また、調整前認定率から調整後認定率を控除した値は、平成 30 年の-1.2 から-0.9 と全国との性・年齢構成の影響は縮まりつつあります。	厚生労働省が公表しています介護保険事業情報報告では、令和 2 年の全国の認定率が 18.7 となっており、県内自治体の平均はそれを下回る一方で、本市はそれを上回っています。区分別では、要介護 1 の認定率が調整前 0.4、調整後 0.6 と差が最も大きくなっていますので、要支援 1、2 方に対する生活機能等の維持、改善の取組強化を図ることが必要であると考えます。
給付月額等	在宅サービス、施設および居住系サービスともに、1 人当たり給付月額が県内平均より高く、また、在宅サービスの 1 人当たり給付月額は県内で最も高くなっています。	在宅サービスの 1 人当たり給付月額が施設および居住系サービスの 1 人当たり給付月額より高い自治体が多い傾向が見られます。	1 人当たり給付月額は、認定率、軽度・重度の認定率のほか、地域特性とも相関関係が見られます。また、本市の区分別のサービス利用率（介護保険事業状況報告（令和 2 年 4 月分））は、要支援 1、2 が 4 割未満（総合事業を含めると 7 割未満）、要介護 1 以上が 8 割超となっており、サービス未受給者の割合は要支援 2 以下の認定率と関係があるものと推測されます。

2 データ

(1) 第1号被保険者数

神奈川県内の第1号被保険者数の推移、変化を市町村単位でグラフ化したものです。棒グラフは本市、折れ線グラフはその他の市町村です。

県内の第1号被保険者数は引き続き増加していますが、前年比（伸び率）は平成24年度をピークに減少し、また、市町村単位では、平成29年度、30年度に1町、令和元年度に4町、令和2年度に3市1町で前年比（伸び率）がマイナスとなっています。



（注目する地域）川崎市

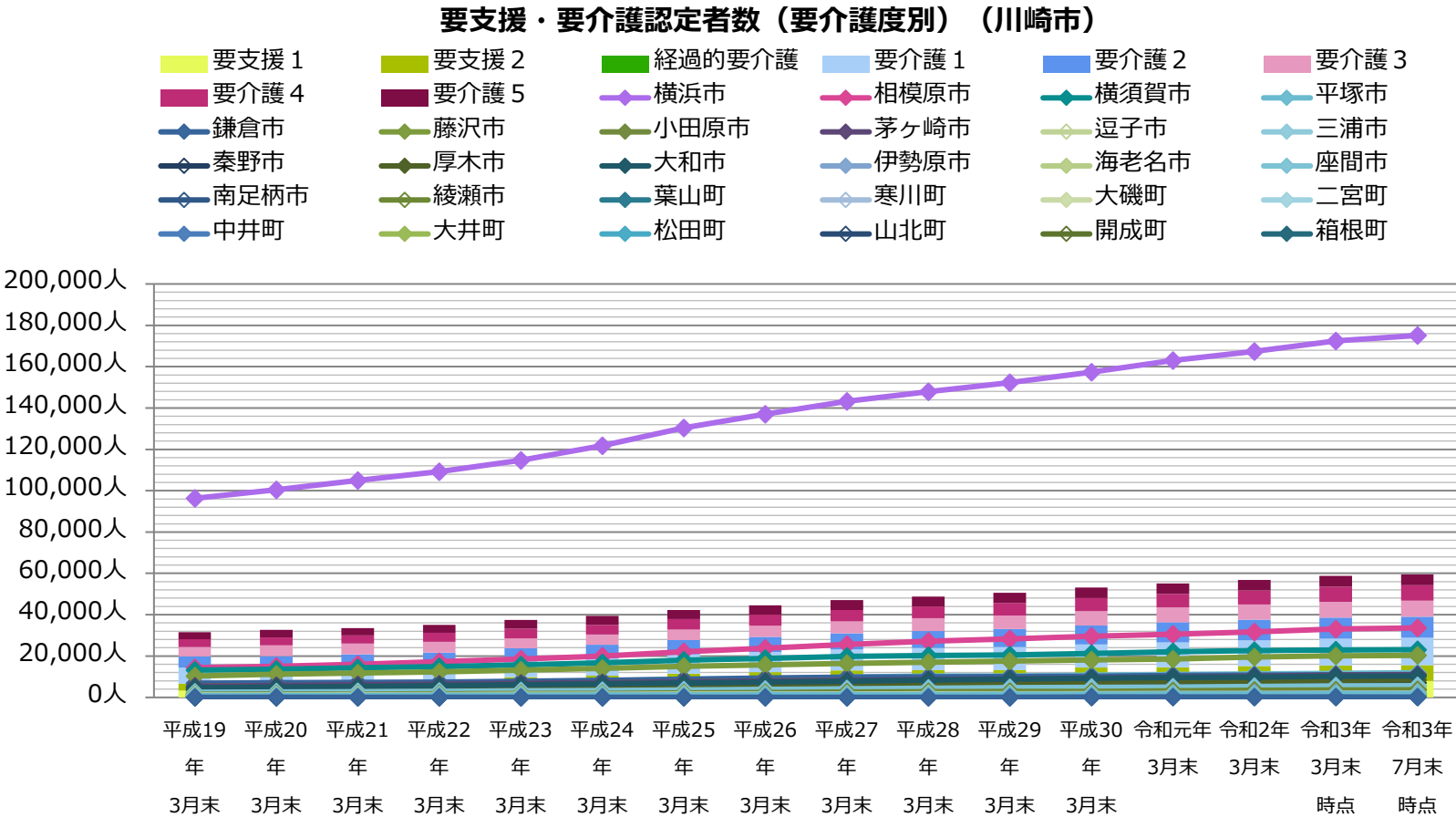
（出典）厚生労働省「介護保険事業状況報告」年報（令和2,3年度のみ「介護保険事業状況報告」月報）

(2) 要支援・要介護認定者数

神奈川県内の要支援・要介護認定者数の推移、変化を市町村単位でグラフ化したものです。棒グラフは本市、折れ線グラフはその他の市町村です。

県内の要支援・要介護認定者数は引き続き増加していますが、前年比伸び率は平成24年度の7%超をピークに現在は3%超で推移しています。

なお、本市の要支援・要介護認定者数は、平成24年度に前年比伸び率が7%に迫りましたが、近年は県内他市町村と同様に3%超で推移しています。



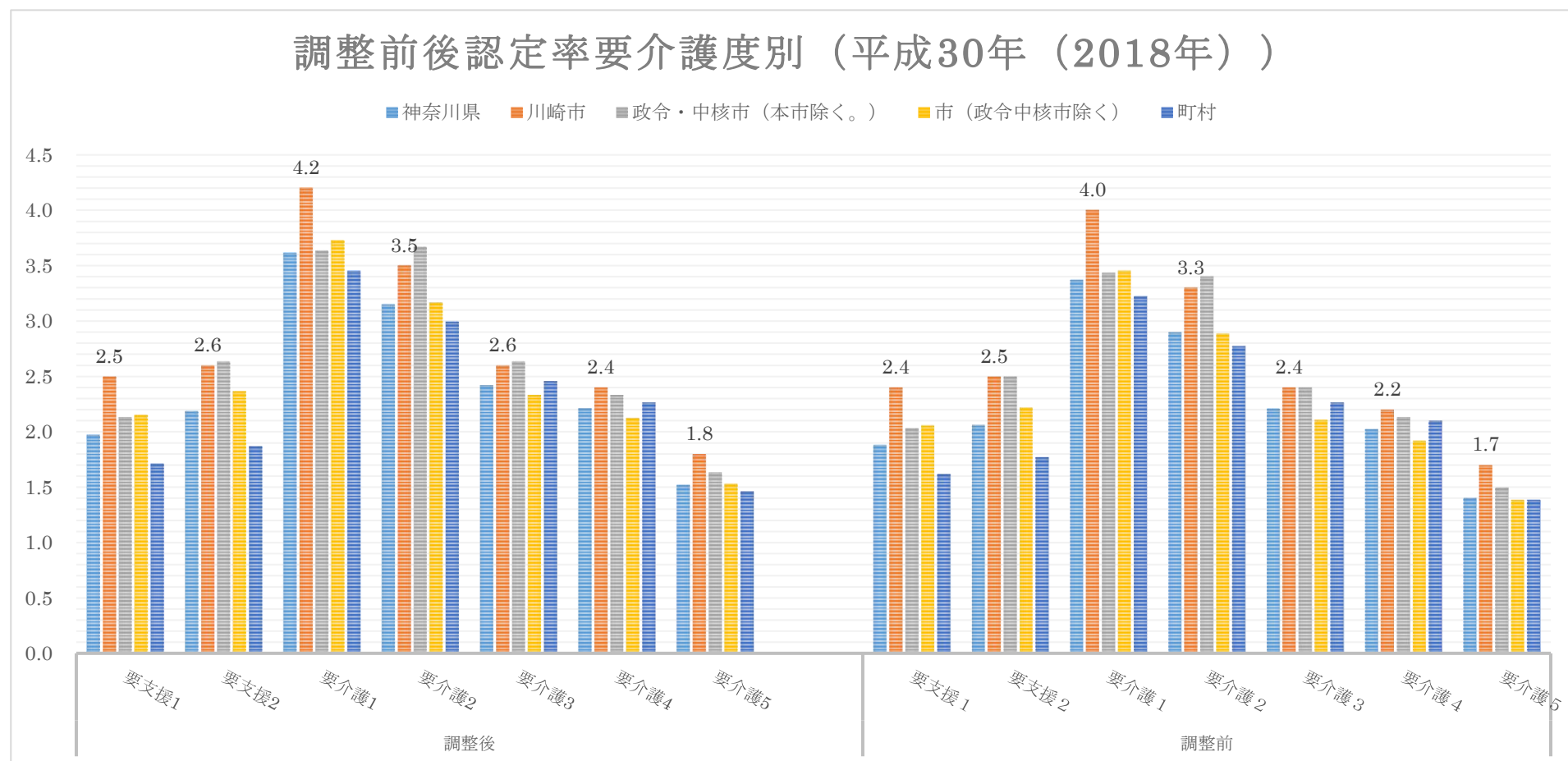
(注目する地域) 川崎市

(出典) 厚生労働省「介護保険事業状況報告」年報（令和2,3年度のみ「介護保険事業状況報告」月報）

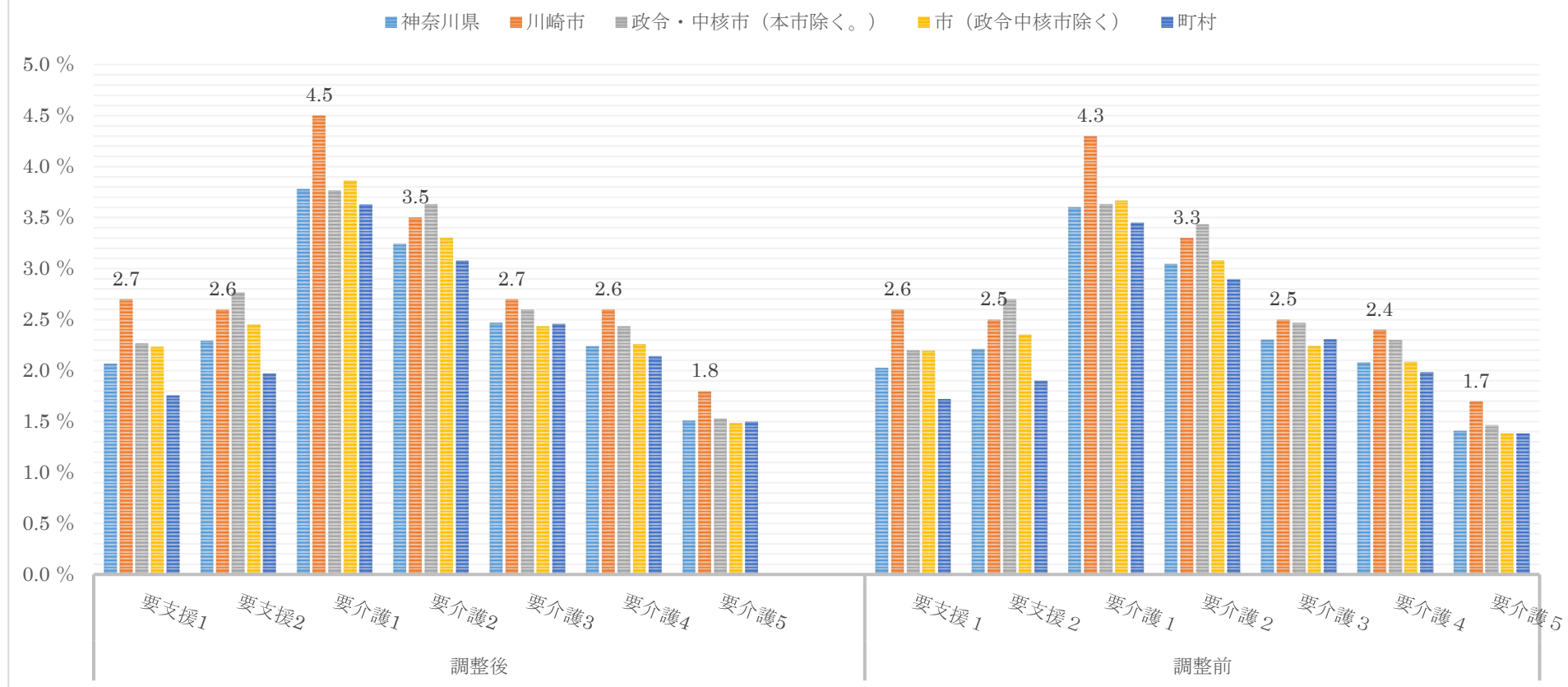
(3) 調整済み認定率

神奈川県内の調整済み認定率を市町村単位でグラフ化したものです。本市の調整済み認定率は平成30年度が19.6%、令和2年度が20.2%と調整前認定率より平成30年度が1.1%、令和元年度が0.9%高く、また、調整済み認定率は県内平均より平成30年度は2.6%、令和2年度は2.7%高くなっております。

※ 調整済み認定率とは、市の各層（6区分（男女計12区分））認定率に全国の各層（6区分（男女計12区分））第1号被保険者数を乗じた数の合計を全国の第1号被保険者数で除することで、第1号被保険者の性、年齢構成の影響を除外したものです。



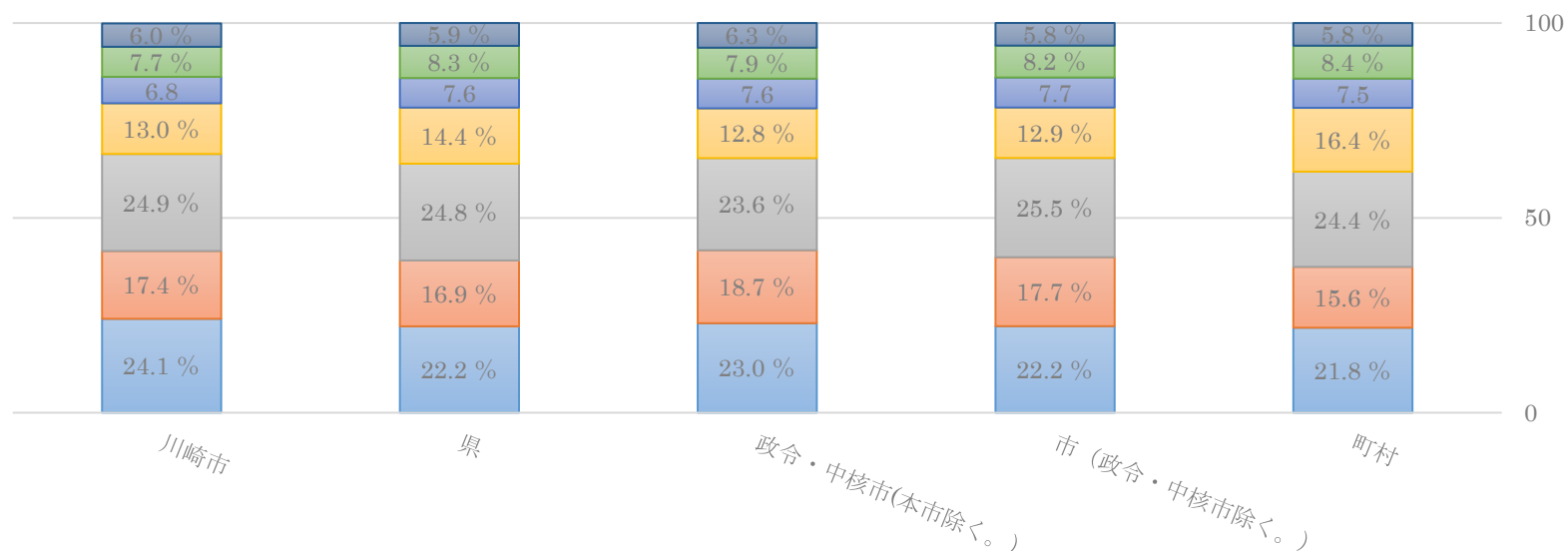
調整前後認定率要介護度別（令和2年（2020年））



(4) 新規要支援者・要介護認定者の要介護度別分布

神奈川県内の「新規申請」の要介護認定データがある被保険者数の推移、変化を市町村単位でグラフ化したものです。要介護 1 以下の分布に着目しますと人口規模と要介護度に相関関係がみられます。

調整済み新規要支援・要介護認定者の要介護度別分布（平成30年(2018年)）



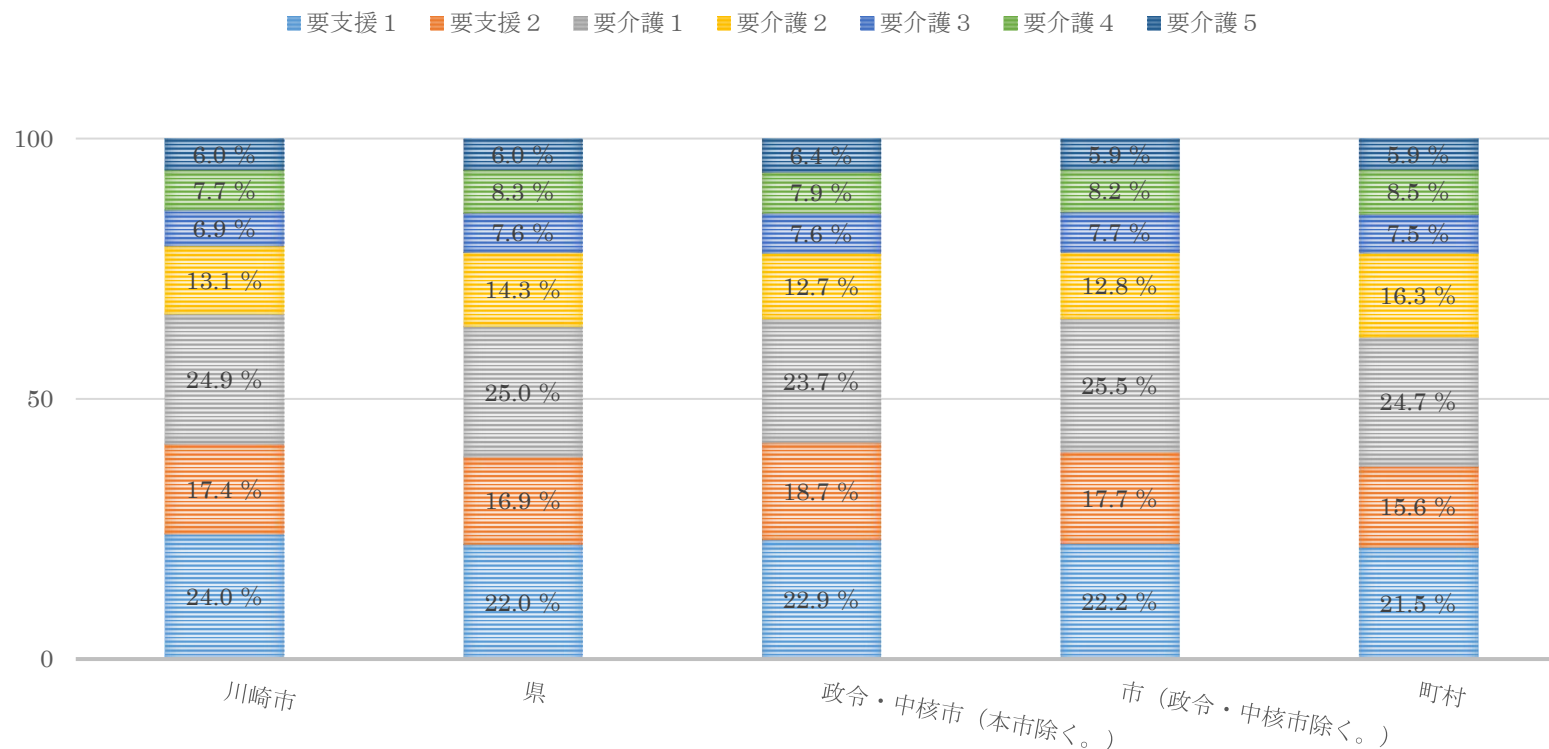
（時点）平成30年(2018年)

（出典）厚生労働省「介護保険総合データベース」（平成31年4月10日時点データにて集計）および厚生労働省「介護保険事業状況報告」年報および総務省「住民基本台帳人口・世帯数」 ※
本指標は自治体向けのため取り扱いに注意してください。

■要支援1 ■要支援2 ■要介護1 ■要介護2 ■要介護3 ■要介護4 ■要介護5

※本指標は自治体向けですので、本市以外は平均としています。

新規要支援・要介護認定者の要介護度別分布（平成30年(2018年)）



（時点）平成30年(2018年)

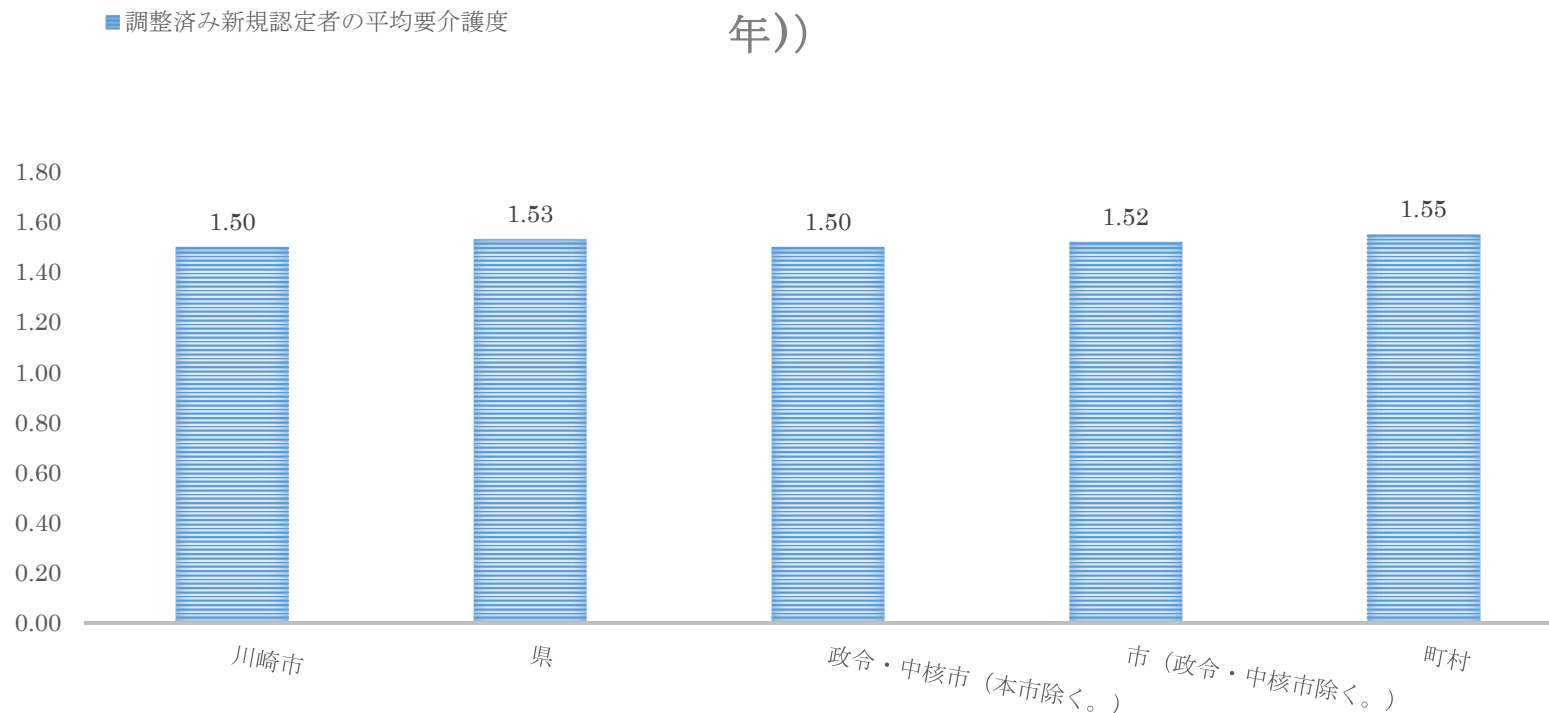
（出典）厚生労働省「介護保険総合データベース」（平成31年4月10日時点データにて集計） ※本指標は自治体向けのため取り扱いに注意してください。

※本指標は自治体向けですので、本市以外は平均としています。

(5) 新規要支援・要介護認定者の平均要介護度

神奈川県内の「新規申請」の要介護認定データがある被保険者数の平均要介護度を市町村単位でグラフ化したものです。県平均に着目しますと、人口規模と平均要介護度に相関関係がみられます。

調整済み新規要支援・要介護認定者の平均要介護度（平成30年(2018年)）



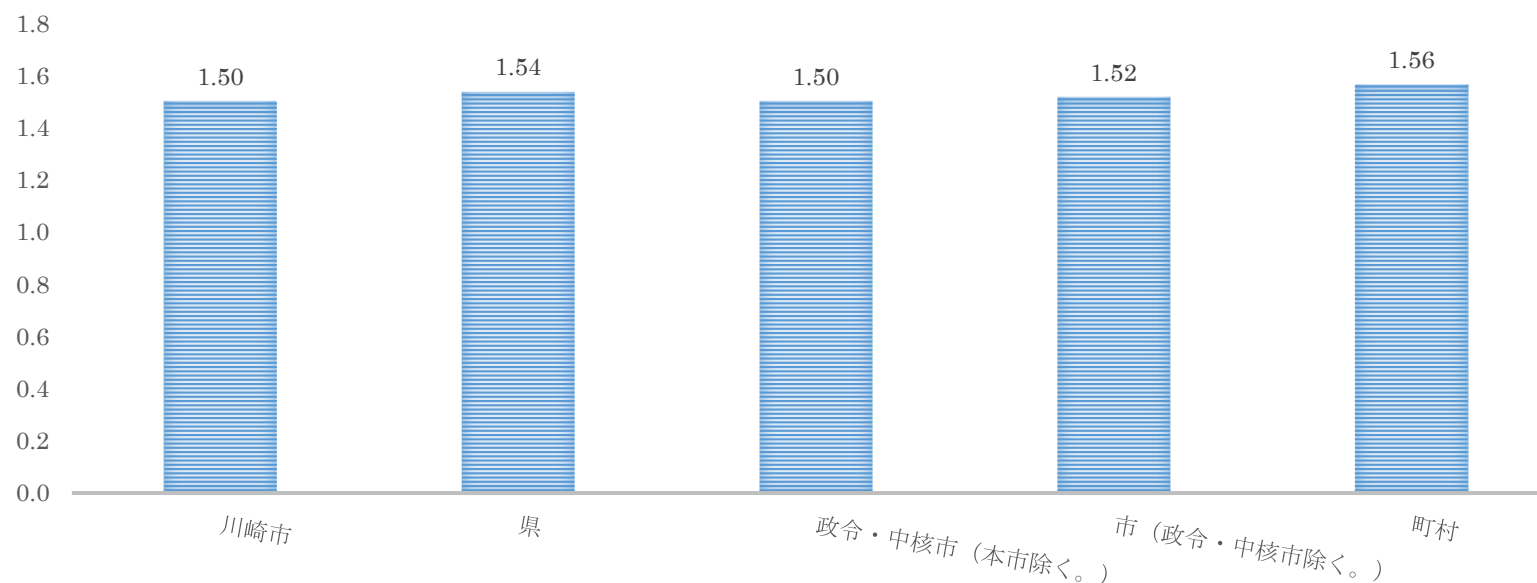
（時点）平成30年(2018年)

（出典）厚生労働省「介護保険総合データベース」（平成31年4月10日時点データにて集計）および厚生労働省「介護保険事業状況報告」年報および総務省「住民基本台帳人口・世帯数」 ※ 本指標は自治体向けのため取り扱いに注意してください。

※本指標は自治体向けですので、本市以外は平均としています。

新規要支援・要介護認定者の平均要介護度（平成30年(2018年)）

■ 新規要支援・要介護認定者の平均要介護度



（時点）平成30年(2018年)

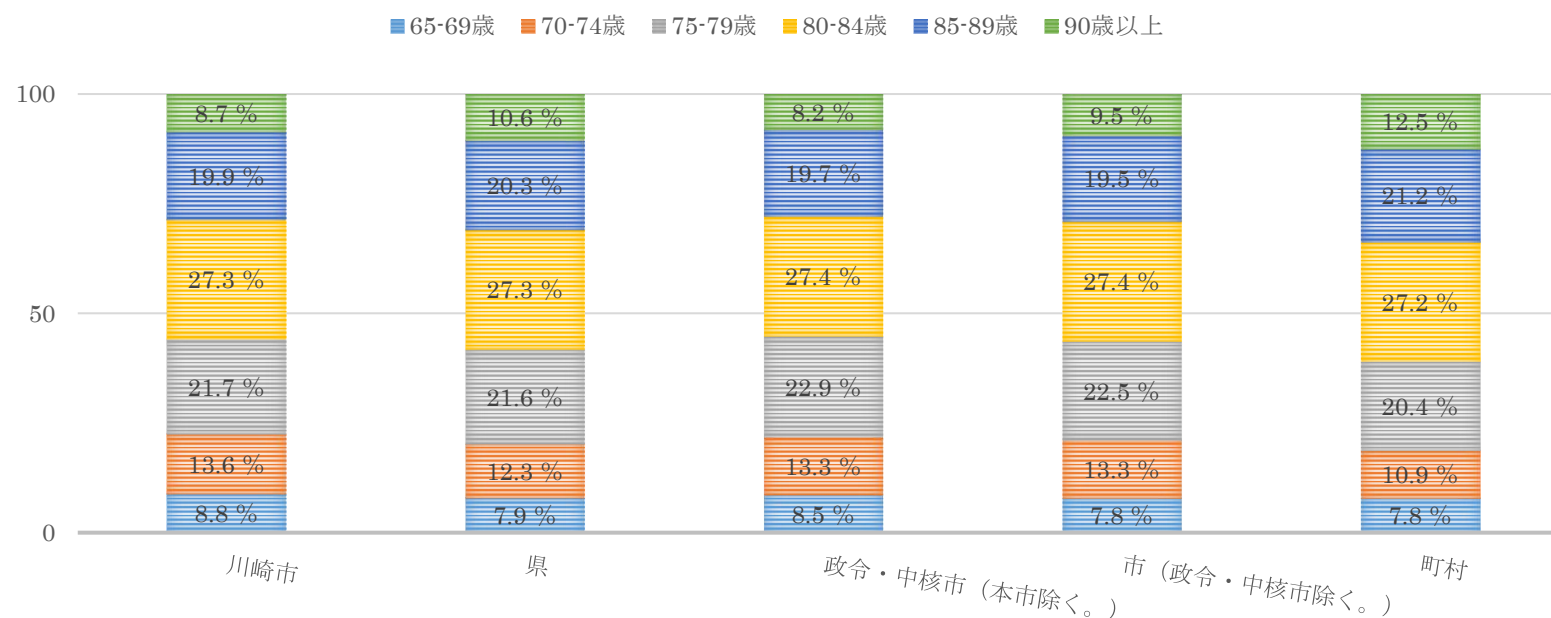
（出典）厚生労働省「介護保険総合データベース」（平成31年4月10日時点データにて集計） ※本指標は自治体向けのため取り扱いに注意してください。

※本指標は自治体向けですので、本市以外は平均としています。

(6) 新規要支援・要介護認定者の年齢階級別分布

神奈川県内の「新規申請」の要介護認定データがある被保険者数を年齢階級別に市町村単位でグラフ化したものです。各年齢階級の分布に着目しますと、その自治体も80歳から84歳の新規認定割合が高く、前期、後期高齢者の分布に分け着目しますと、前期高齢者の認定割合は人口規模と相関関係がみられます。

新規要支援・要介護認定者の年齢階級別分布（平成30年(2018年)）



（時点）平成30年(2018年)

（出典）厚生労働省「介護保険総合データベース」（平成31年4月10日時点データにて集計） ※本指標は自治体向けのため取り扱いに注意してください。

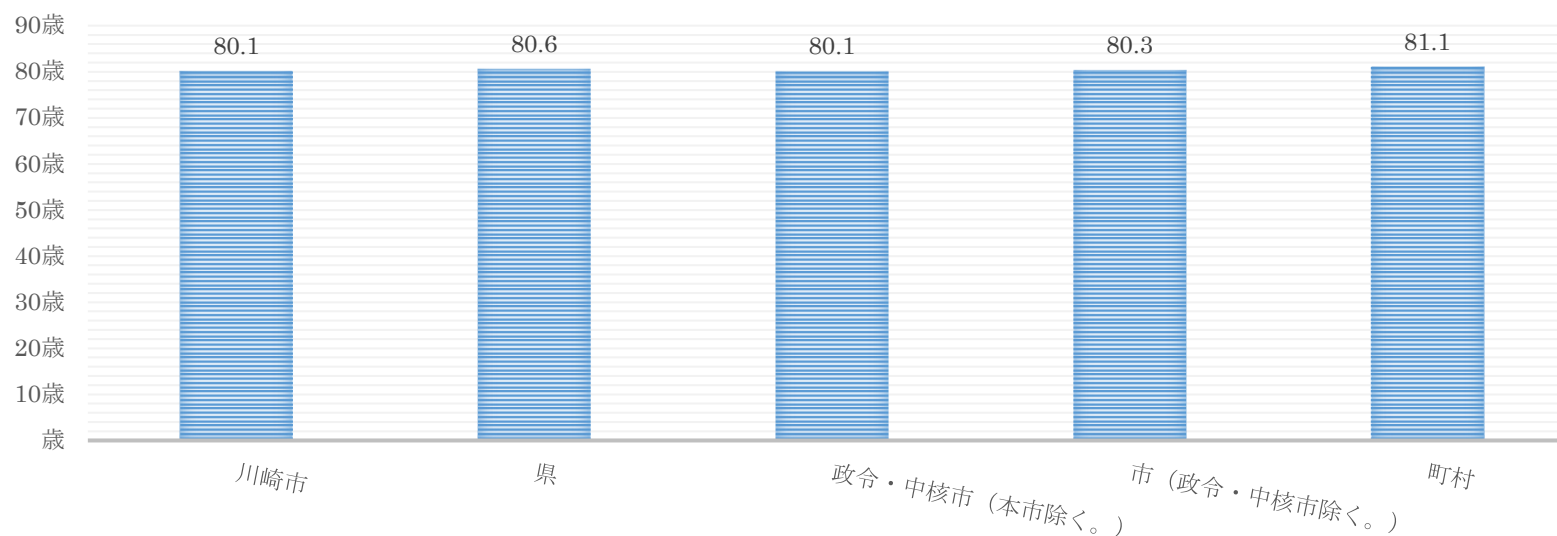
※本指標は自治体向けですので、本市以外は平均としています。

(7) 新規要支援・要介護認定者の平均年齢

神奈川県内の「新規申請」の要介護認定データがある被保険者の平均年齢を市町村単位でグラフ化したものです。県平均は 80.6 歳で、本市含め政令・中核市は 80.1 歳、市（政令・中核市除く。）は 80.3 歳など、年齢と人口規模に相関関係がみられます。

新規要支援・要介護認定者の平均年齢（平成30年(2018年)）

■ 新規要支援・要介護認定者の平均年齢



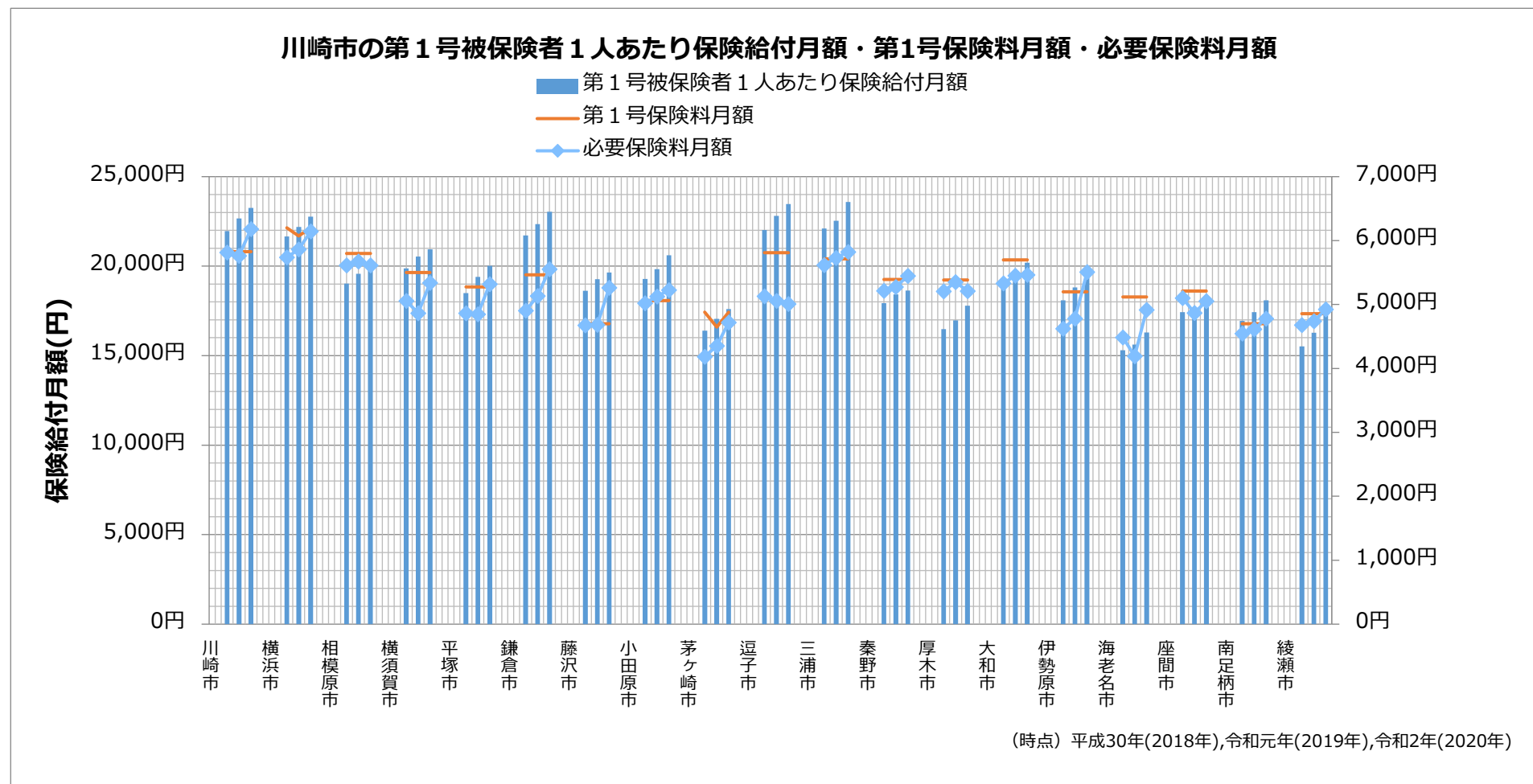
(時点) 平成30年(2018年)

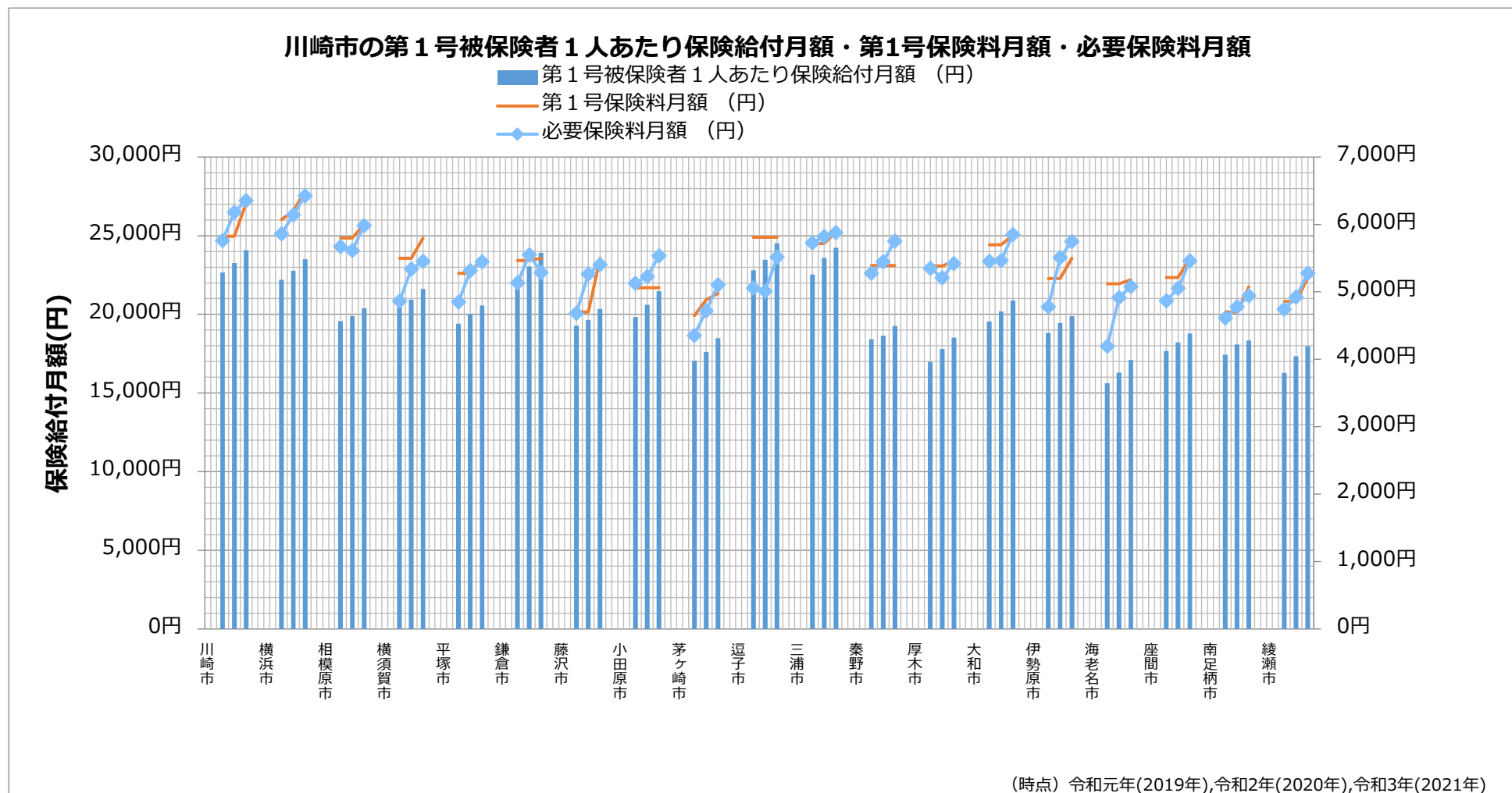
(出典) 厚生労働省「介護保険総合データベース」(平成31年4月10日時点データにて集計) ※本指標は自治体向けのため取り扱いに注意してください。

※本指標は自治体向けですので、本市以外は平均としています。

(8) 第1号被保険者1人あたり保険給付月額・第1号保険料月額・必要保険料月額

神奈川県内の「第1号被保険者1人あたり保険給付月額」、「第1号保険料月額」、「必要保険料月額」を市単位でグラフ化したものです。「必要保険料額」とは介護保険料基準額設定のために保険者が推計した費用を、実績値に置き換えて算出したもので、給付費が上昇傾向にある保険者においては、期中の1年目は介護保険料基準額よりも低く、3年目は介護保険料基準額よりも高く出ることが一般的とされています。本市は、令和元年度に必要保険料額が下がりましたが、令和2年度は再び上昇していますので、給付費が上昇傾向にある保険者となります。

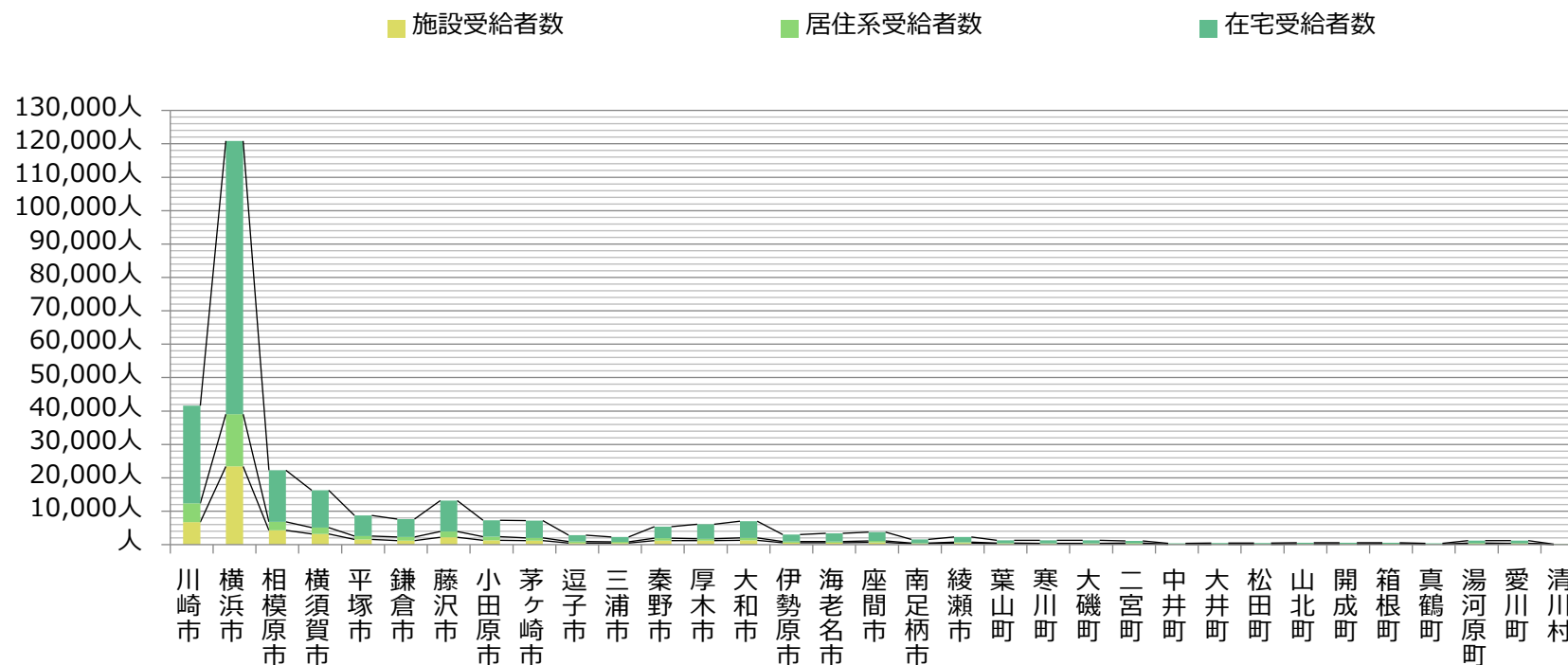




(9) 施設・居住系・在宅受給者数

神奈川県内の施設・居住系・在宅受給者数及び受給率を市町村単位でグラフ化したものです。令和2年4月は3市3町で前年同月の受給者数を下回り、令和3年4月は2市3町1村で前年同月の受給者数を下回りました。なお、本市おきましては、令和2年4月、2021年4月ともに前年同月の受給者数を上回りましたが、要支援・要介護認定者のサービス利用率は、令和2年4月に施設・在宅、2021年4月に施設・居住系・在宅で前年同月を下回りました。

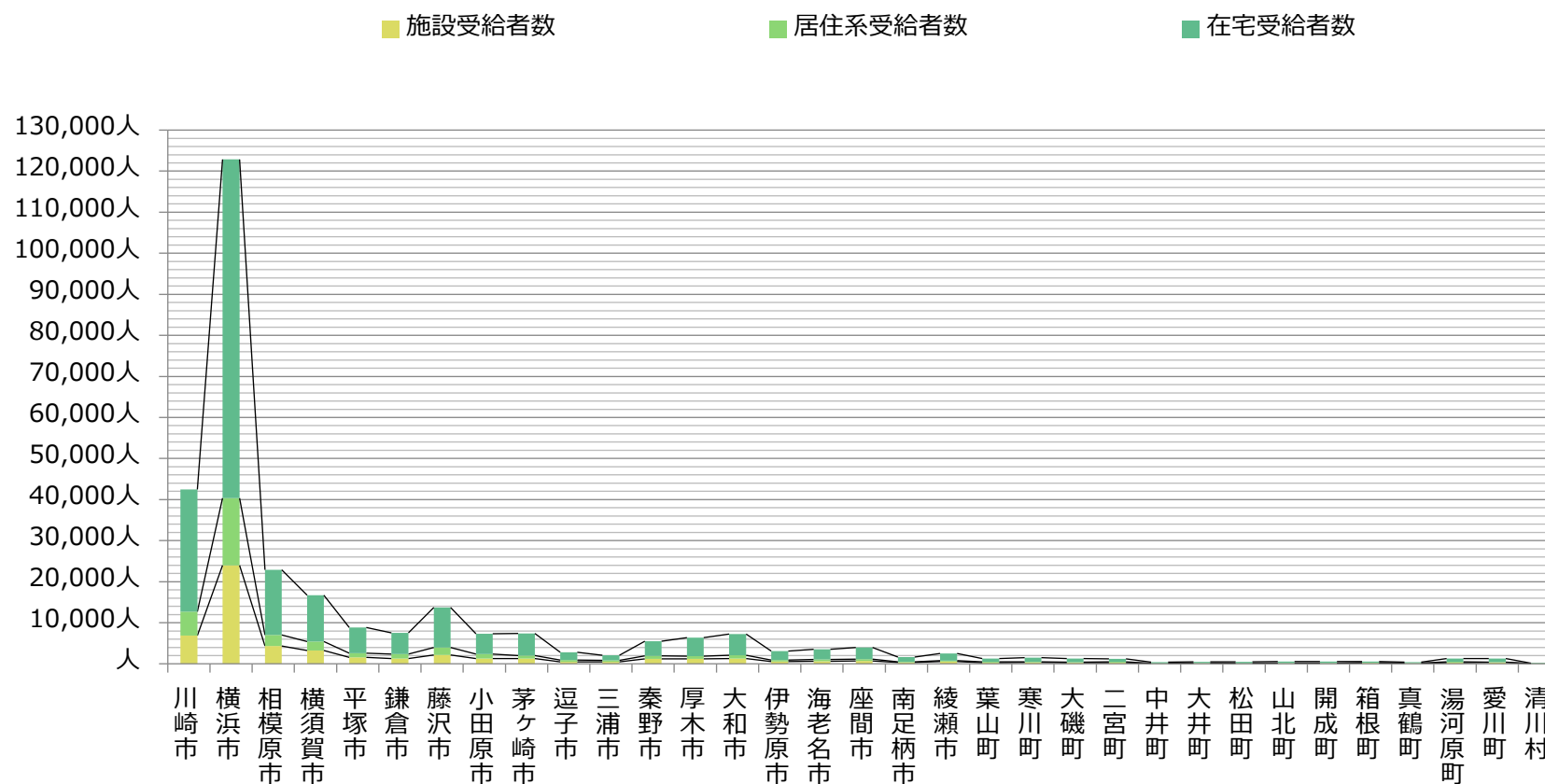
施設・居住系・在宅受給者数（平成31年4月(2019年4月)）



(時点) 平成31年4月(2019年4月)

(出典) 厚生労働省「介護保険事業状況報告」月報

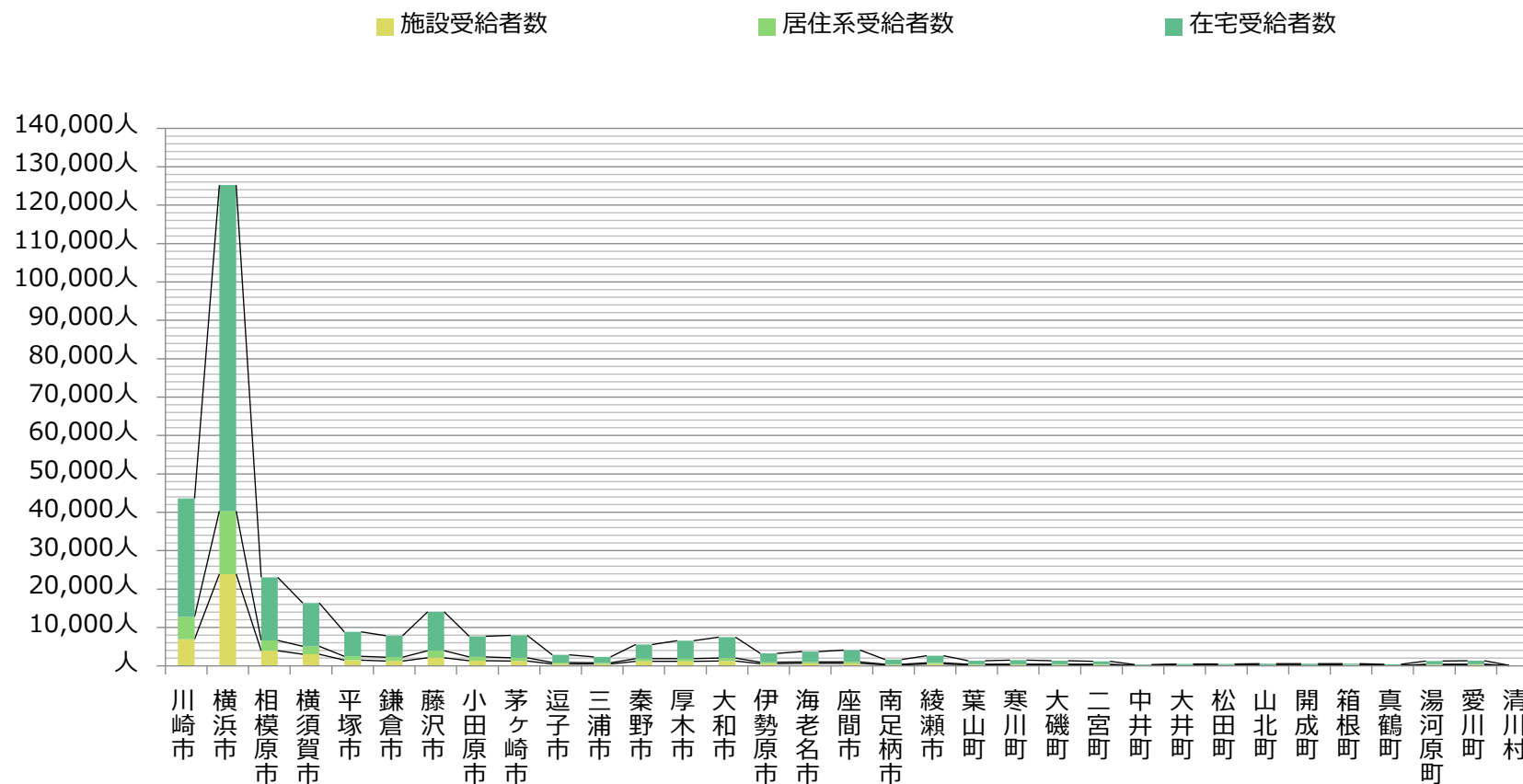
施設・居住系・在宅受給者数（令和2年4月(2020年4月)）



(時点) 令和2年4月(2020年4月)

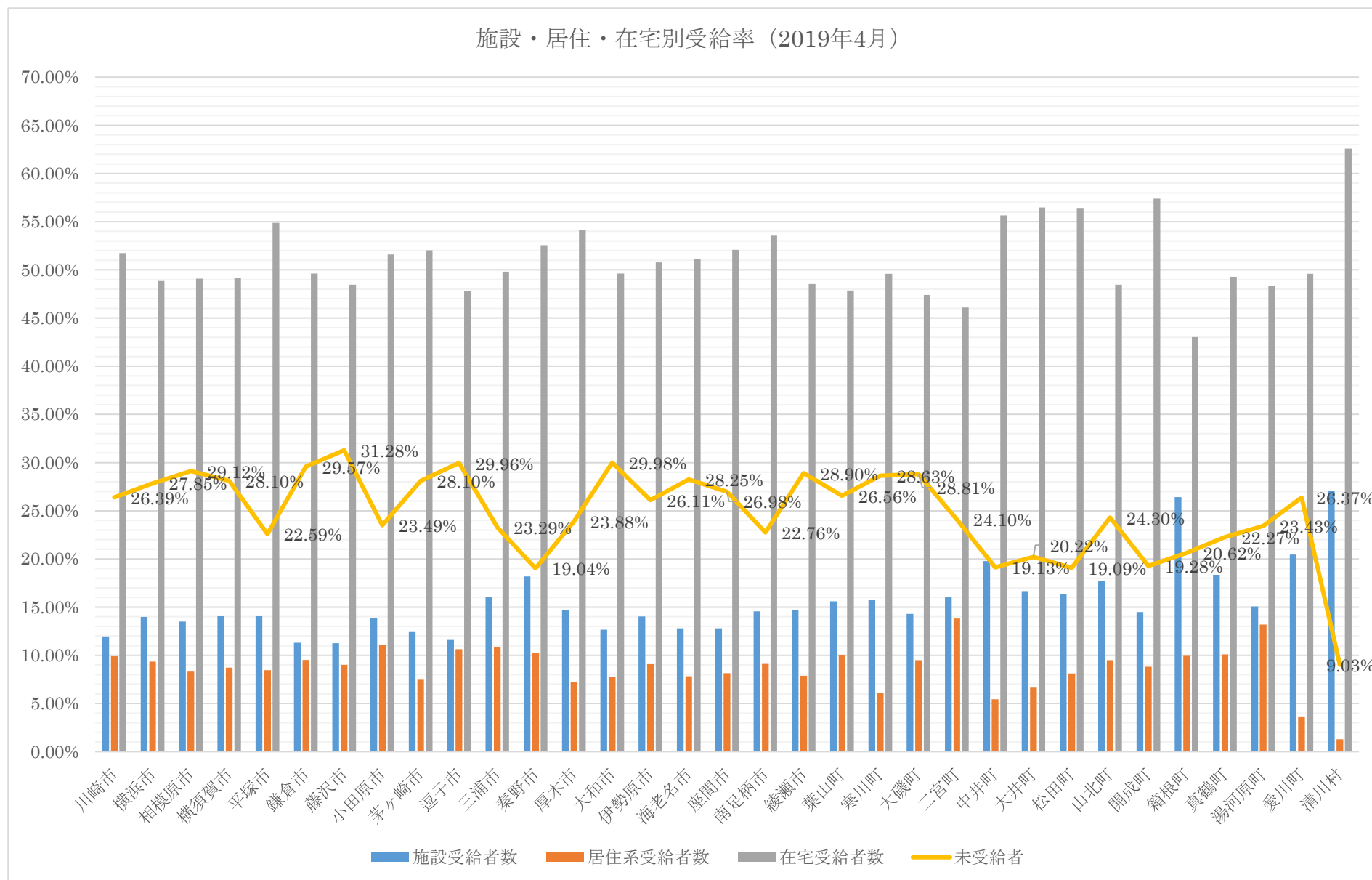
(出典) 厚生労働省「介護保険事業状況報告」月報

施設・居住系・在宅受給者数（令和3年4月(2021年4月)）

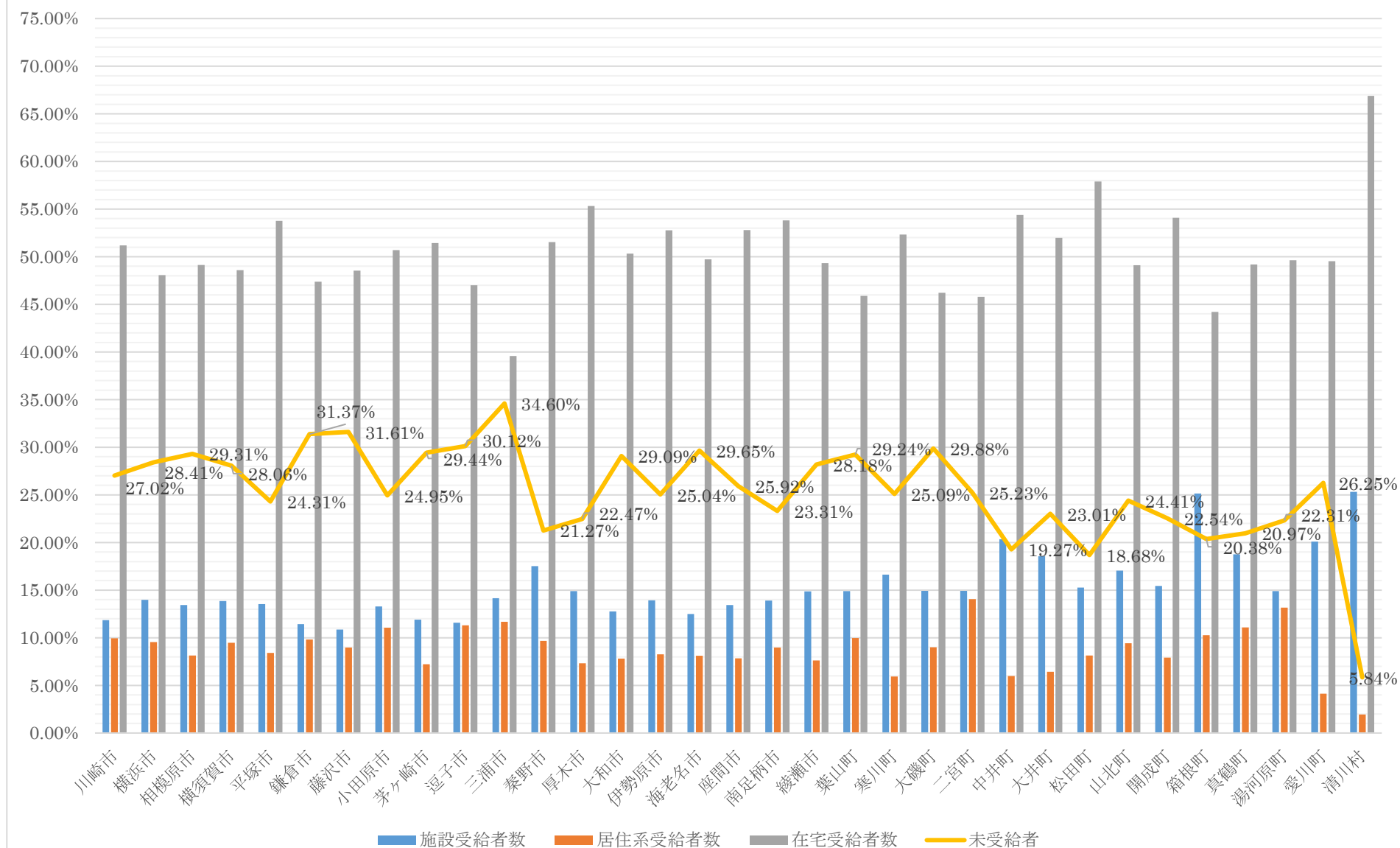


(時点) 令和3年4月(2021年4月)

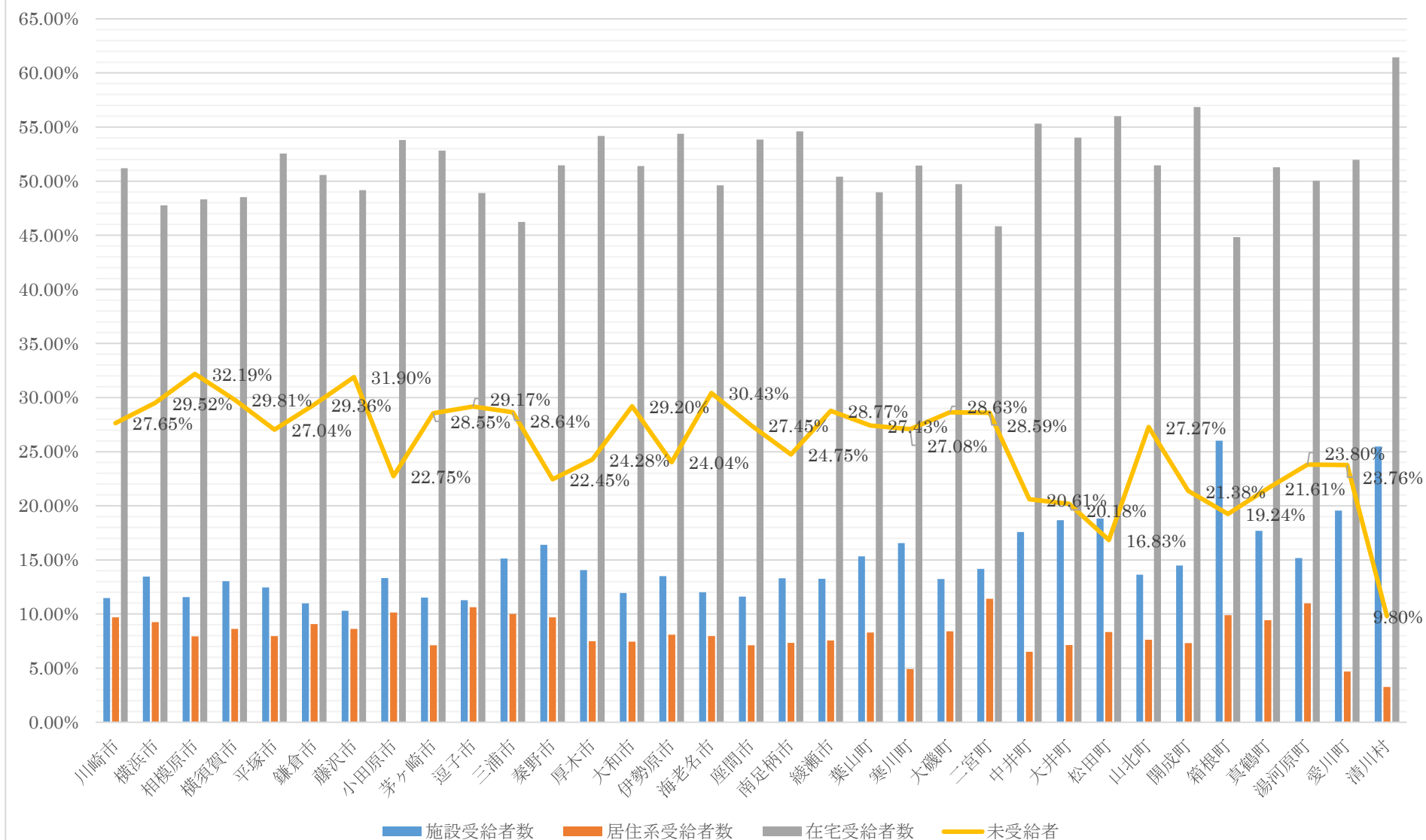
(出典) 厚生労働省「介護保険事業状況報告」月報



施設・居住・在宅別受給率（2020年4月）



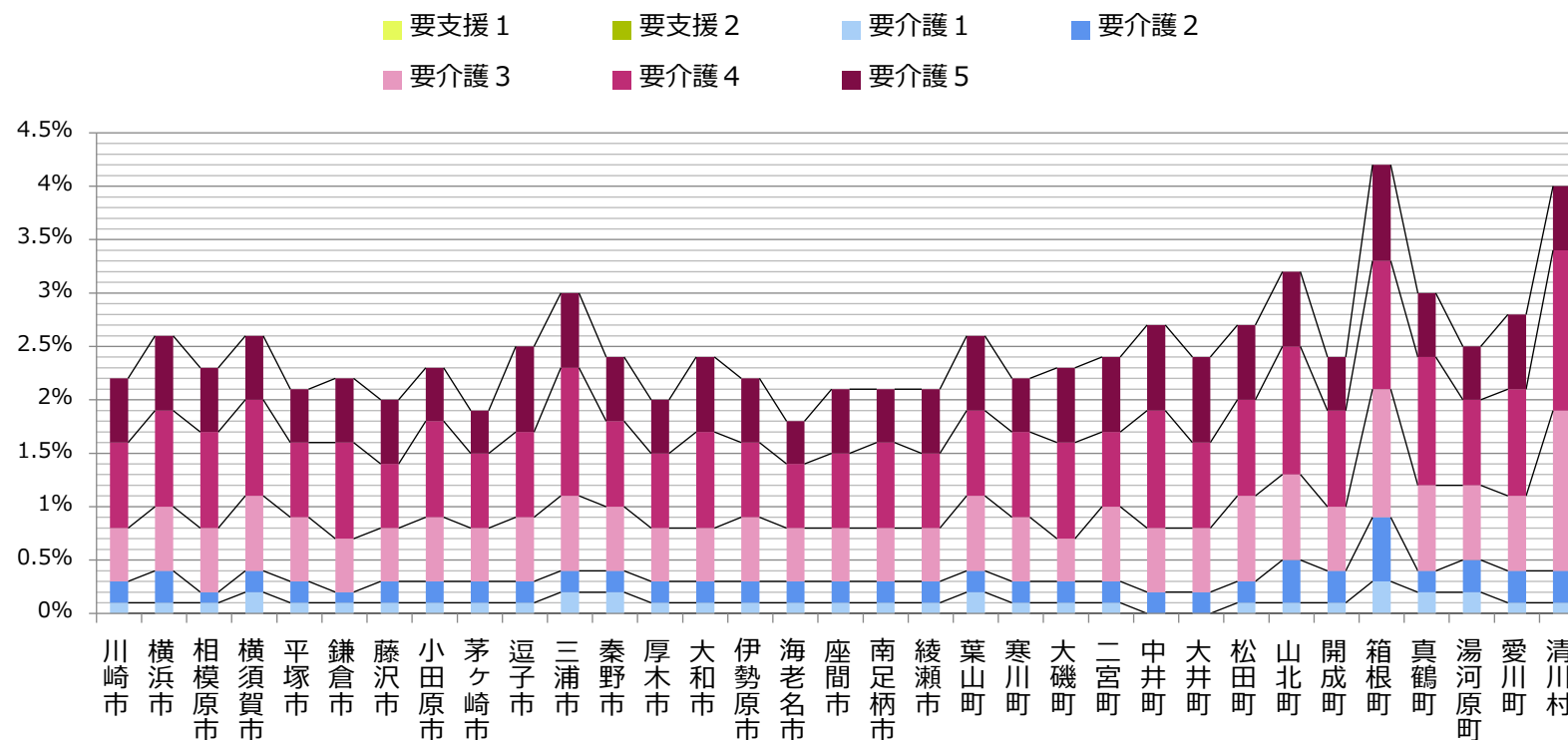
施設・居住・在宅別受給率（2021年4月）



(10) 受給率（施設サービス）（要介護度別）

神奈川県内の施設サービス（介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設、介護保健施設、介護療養型医療施設、介護医療院）受給率を要介護度別に市町村単位でグラフ化したものです。県内の受給率（施設サービス）の平均（本市含む。）は、令和元年度、2年度、令和3年度（4月～6月のみ）ともに約2.5%で、本市は要介護3及び4が約0.1%、県内平均（本市除く。）より低いため、全体で県内平均を約0.2%下回っています。

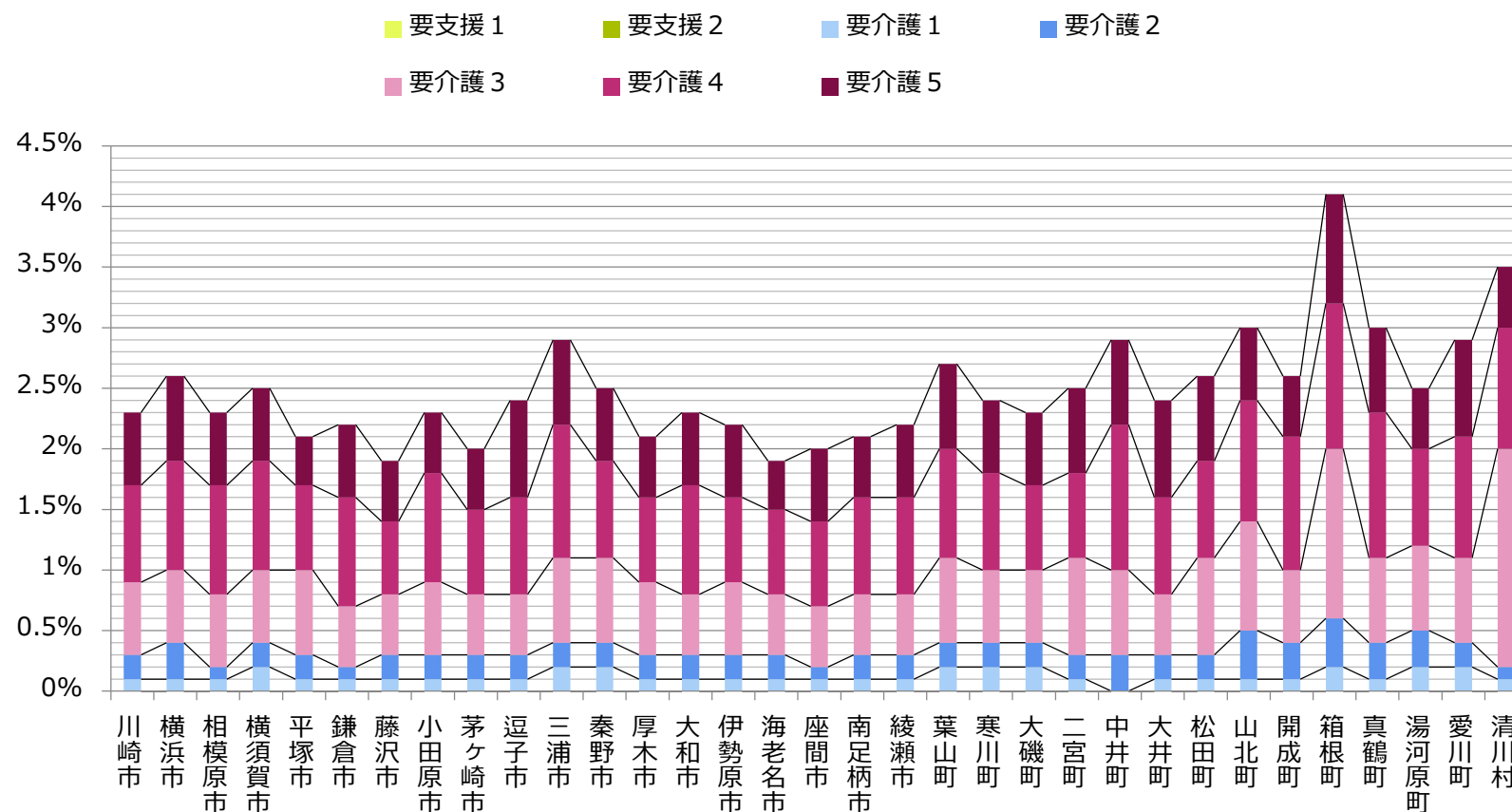
受給率（施設サービス）（要介護度別）（令和元年(2019年)）



（時点）令和元年(2019年)

（出典）厚生労働省「介護保険事業状況報告」年報（令和2,3年度のみ「介護保険事業状況報告」月報）

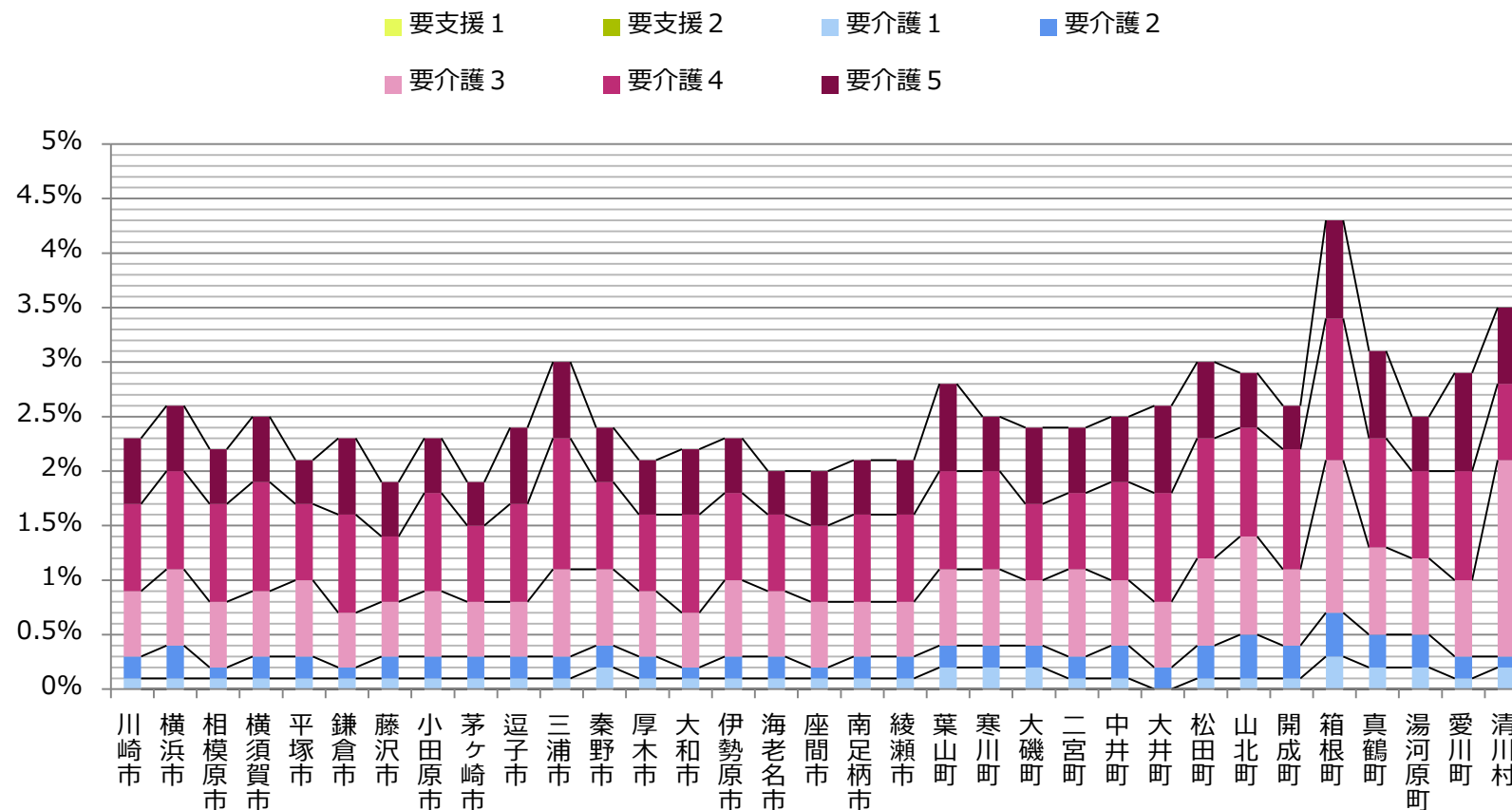
受給率（施設サービス）（要介護度別）（令和2年(2020年)）



(時点) 令和2年(2020年)

(出典) 厚生労働省「介護保険事業状況報告」年報（令和2,3年度のみ「介護保険事業状況報告」月報）

受給率（施設サービス）（要介護度別）（令和3年(2021年)）



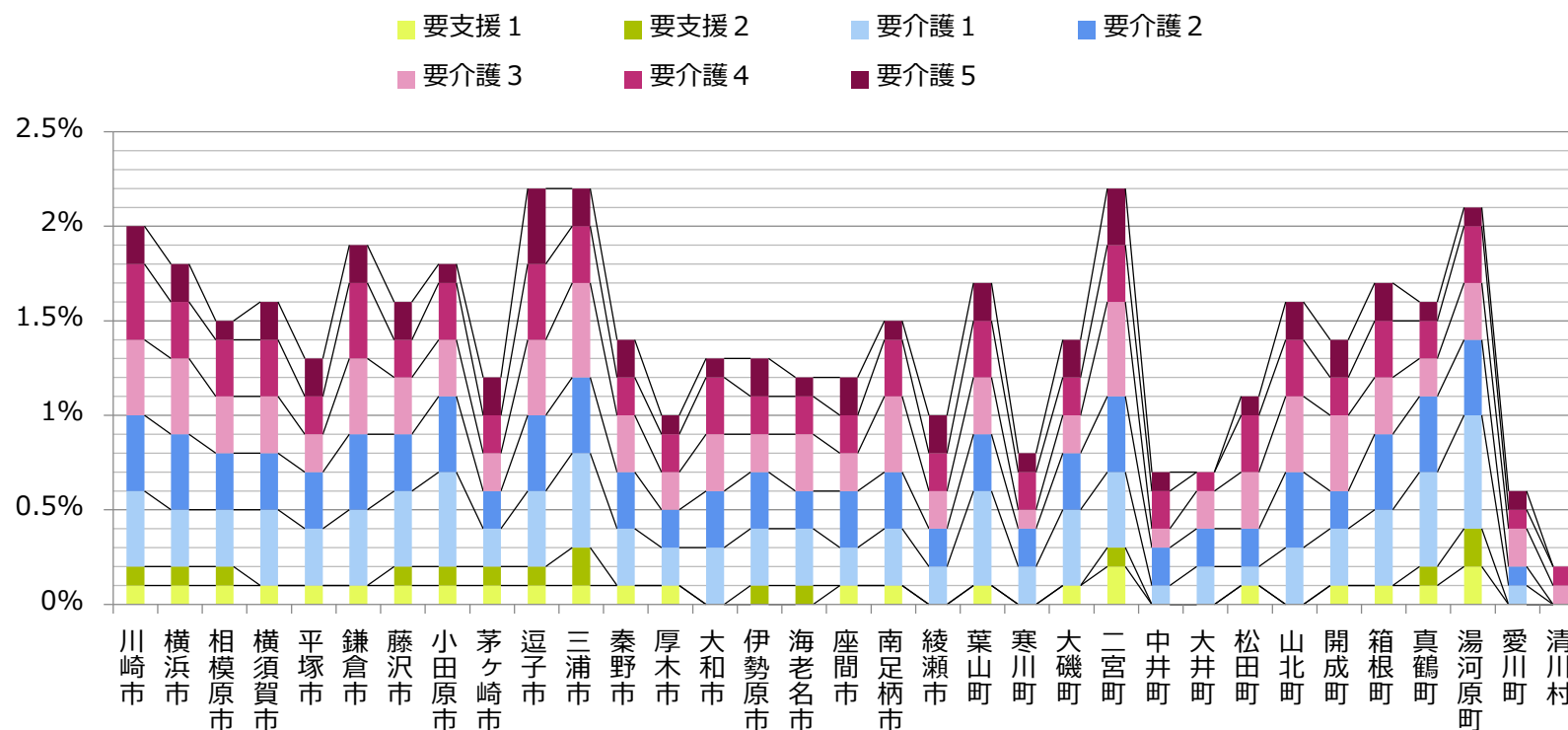
(時点) 令和3年(2021年)

(出典) 厚生労働省「介護保険事業状況報告」年報（令和2,3年度のみ「介護保険事業状況報告」月報）

(11) 受給率（居住系サービス）（要介護度別）

神奈川県内の居住系サービス（特定施設入居者生活介護、認知症対応型共同性介護、地域密着型特定施設入居者生活介護）受給率を要介護度別に市町村単位でグラフ化したものです。県内の受給率（居住系サービス）の平均（本市含む。）は、令和元年度が約 1.4%、令和 2 年度、令和 3 年度（4 月～6 月のみ）が約 1.5%で、本市は要介護 1 から 4 が約 0.1%から 0.2%、県内平均（本市除く。）より高いため、全体で県内平均を約 0.4%上回っています。

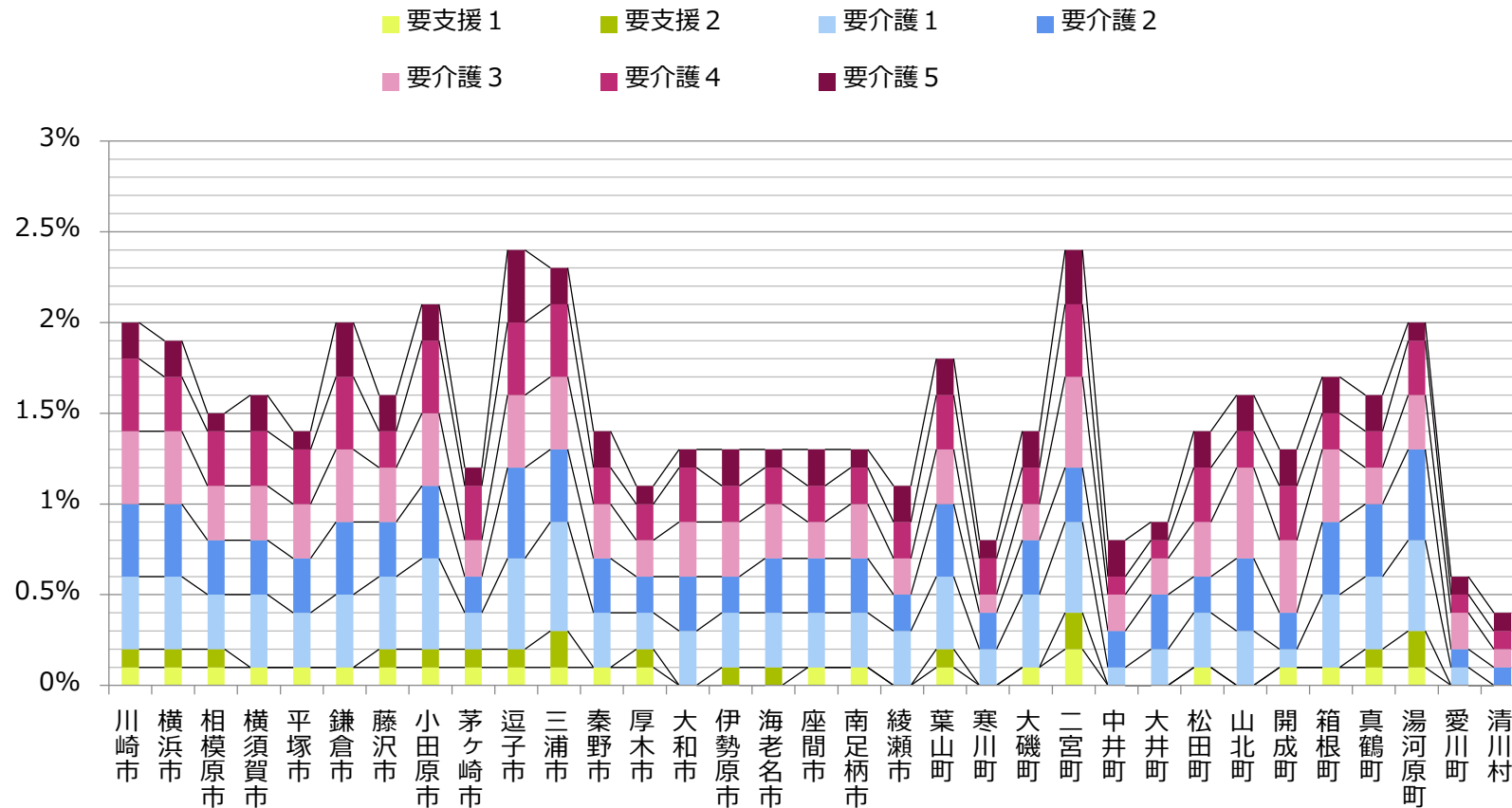
受給率（居住系サービス）（要介護度別）（令和元年(2019年)）



（時点）令和元年(2019年)

（出典）厚生労働省「介護保険事業状況報告」年報（令和2,3年度のみ「介護保険事業状況報告」月報）

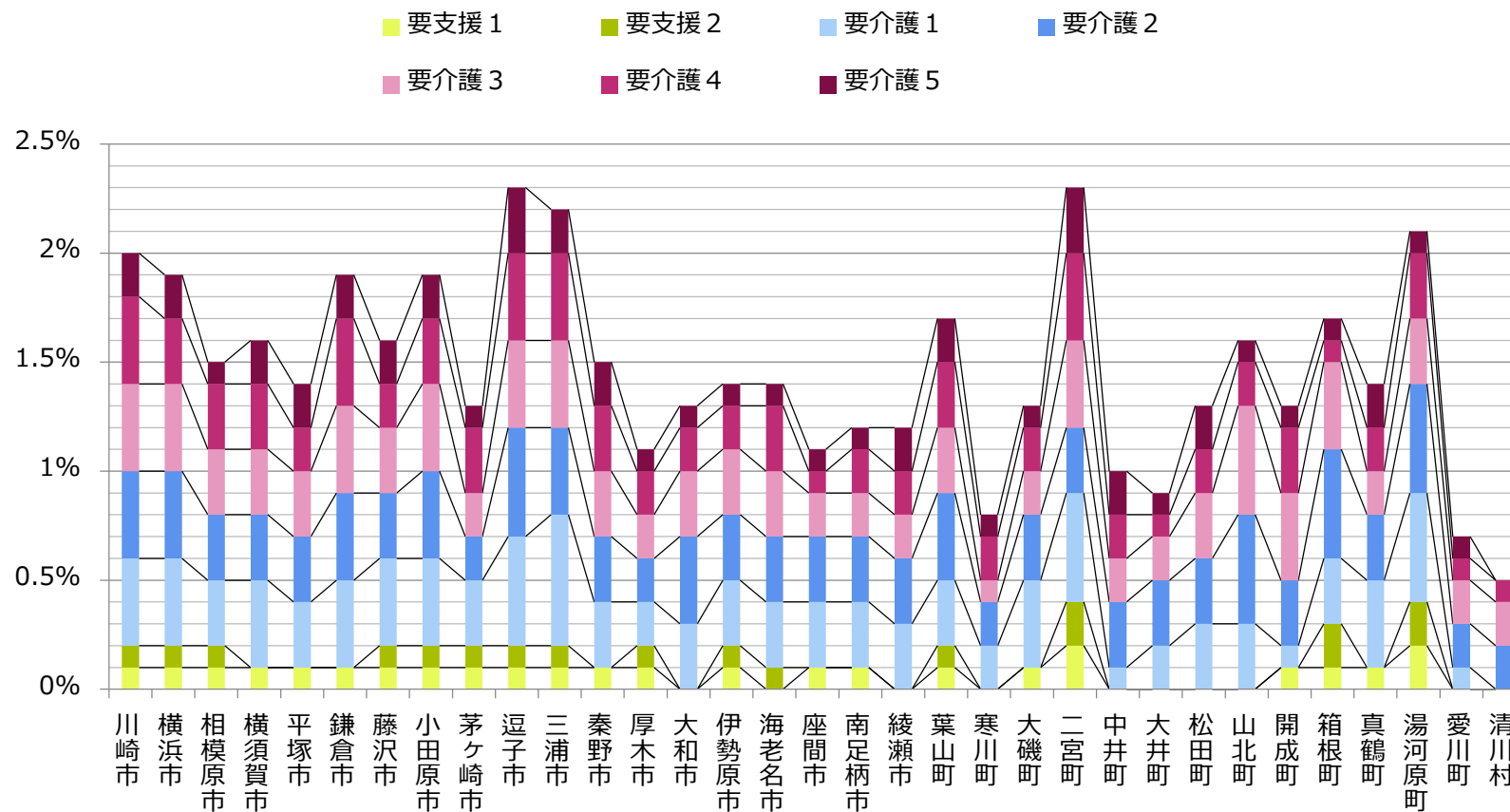
受給率（居住系サービス）（要介護度別）（令和2年(2020年)）



(時点) 令和2年(2020年)

(出典) 厚生労働省「介護保険事業状況報告」年報（令和2,3年度のみ「介護保険事業状況報告」月報）

受給率（居住系サービス）（要介護度別）（令和3年(2021年)）



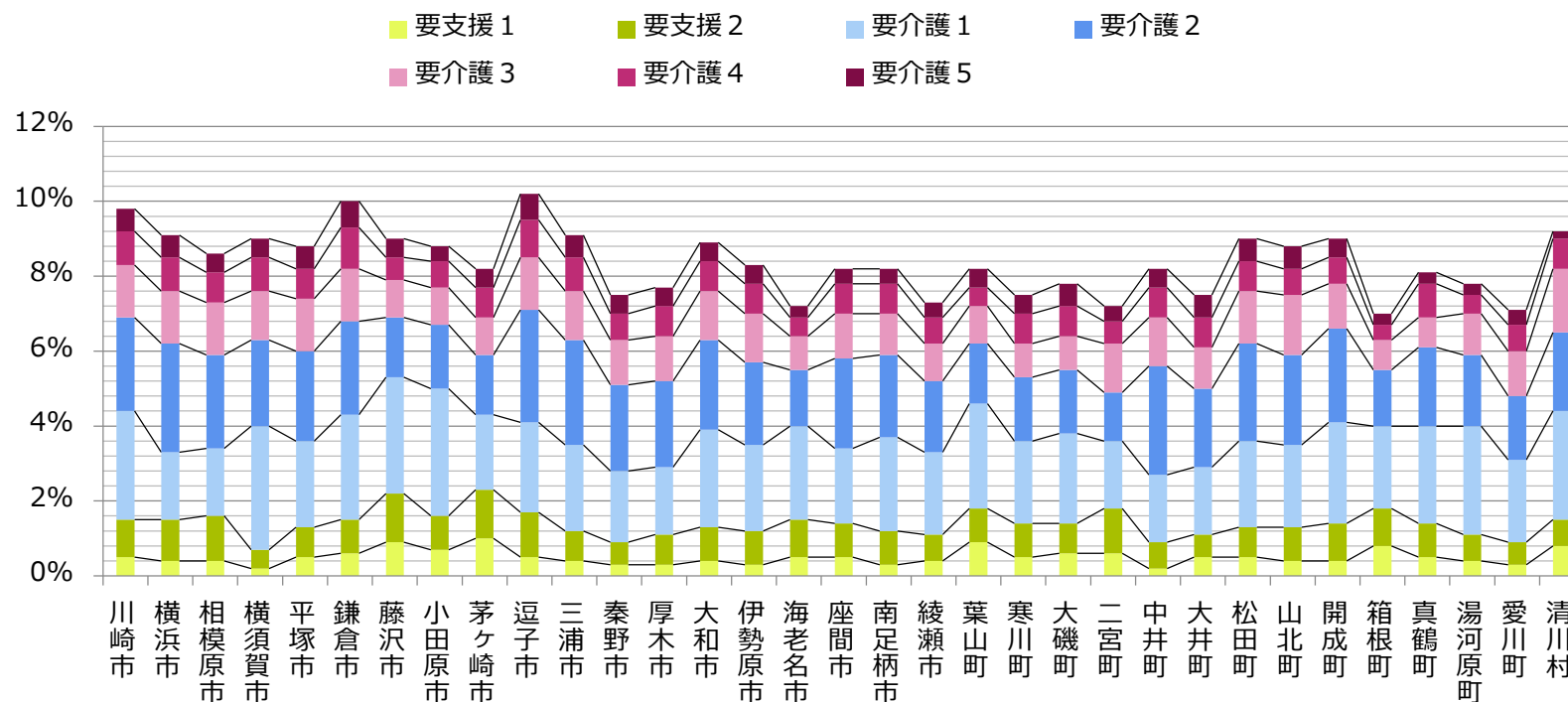
（時点） 令和3年(2021年)

（出典） 厚生労働省「介護保険事業状況報告」年報（令和2,3年度のみ「介護保険事業状況報告」月報）

(12) 受給率（在宅サービス）（要介護度別）

神奈川県内の在宅サービス（介護予防支援、居宅介護支援、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護）受給率を要介護度別に市町村単位でグラフ化したものです。県内の受給率（在宅サービス）の平均（本市含む。）は、令和元年度が約 8.4%、令和 2 年度が約 8.6%、令和 3 年度（4 月～6 月のみ）が約 8.8%で、本市は令和元年度が約 9.9%、令和 2 年度が約 10.1%、令和 3 年度が 10.3%で、要介護度別では、令和元年度が要支援 1 を除き、令和 2 年度、令和 3 年度は要支援 1 から要介護 5 で県内平均（本市除く。）を上回っています。

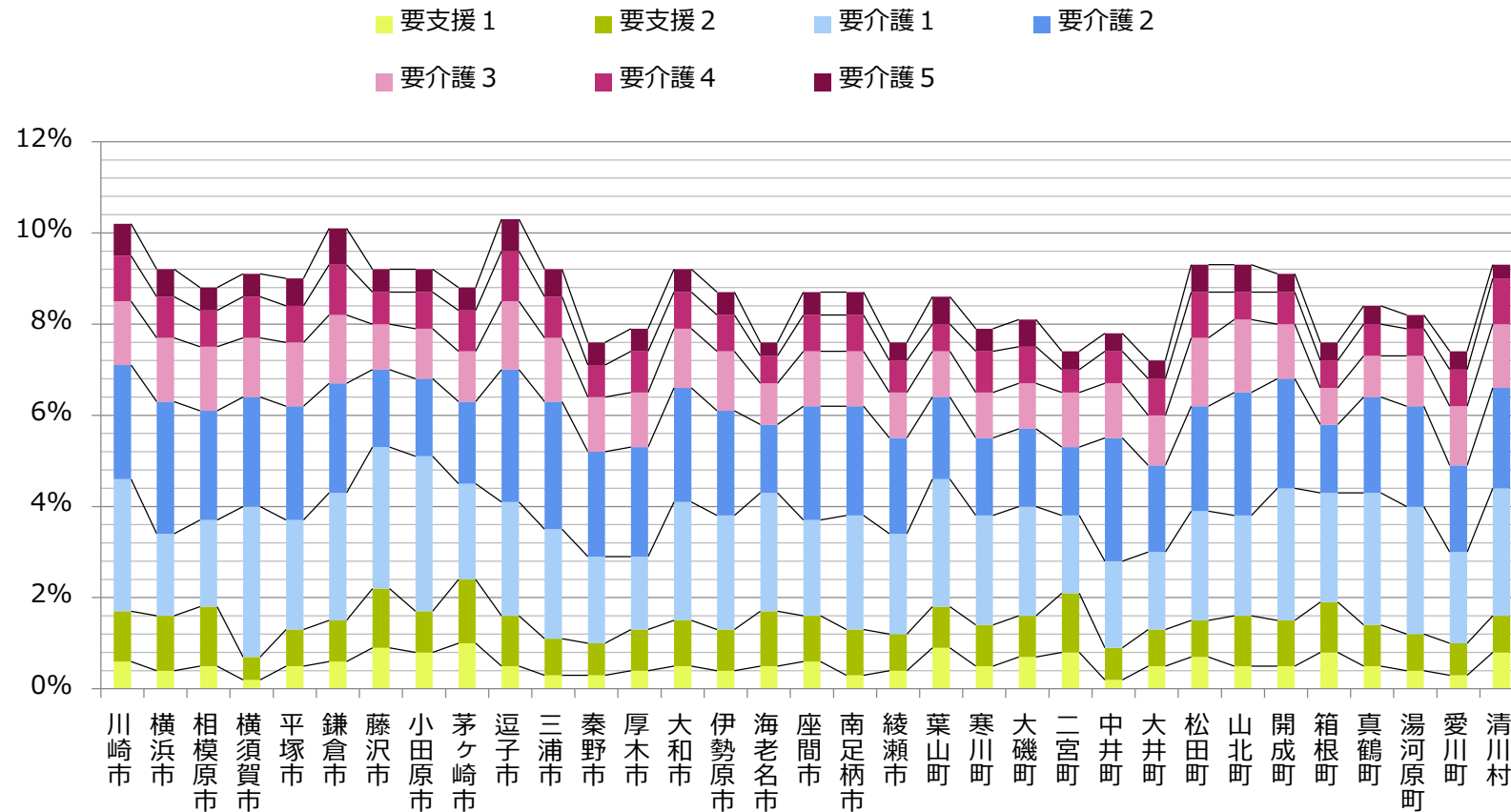
受給率（在宅サービス）（要介護度別）（令和元年(2019年)）



（時点）令和元年(2019年)

（出典）厚生労働省「介護保険事業状況報告」年報（令和2,3年度のみ「介護保険事業状況報告」月報）

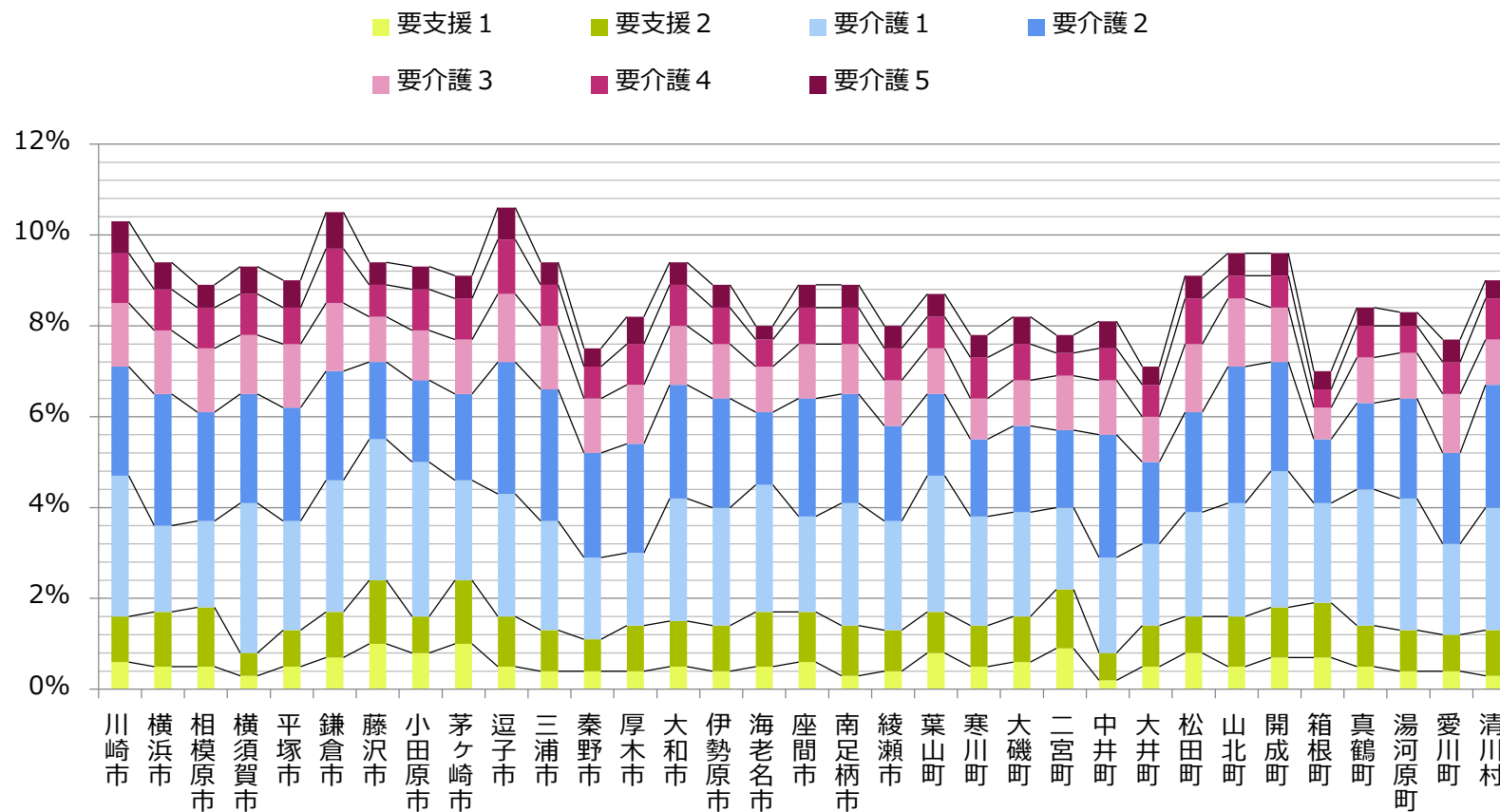
受給率（在宅サービス）（要介護度別）（令和2年(2020年)）



(時点) 令和2年(2020年)

(出典) 厚生労働省「介護保険事業状況報告」年報（令和2,3年度のみ「介護保険事業状況報告」月報）

受給率（在宅サービス）（要介護度別）（令和3年(2021年)）



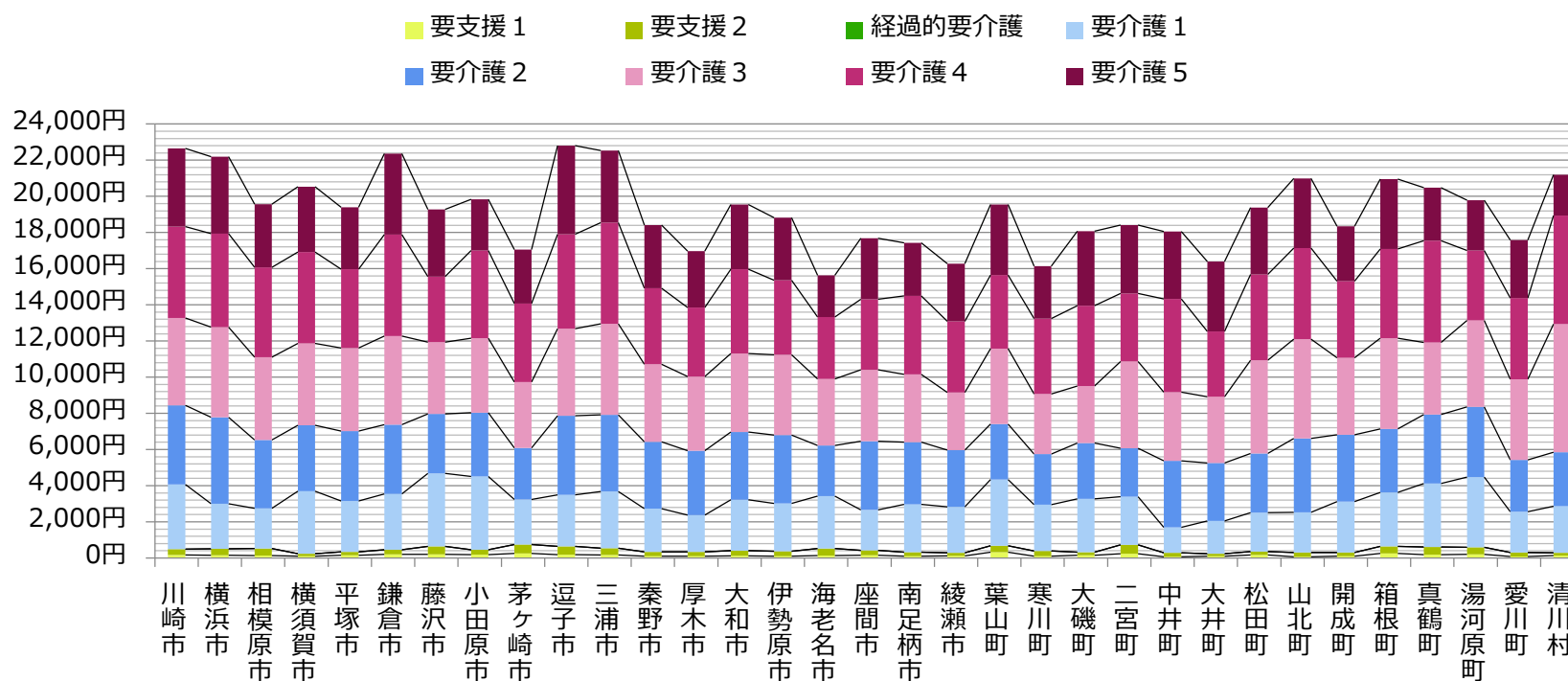
(時点) 令和3年(2021年)

(出典) 厚生労働省「介護保険事業状況報告」年報（令和2,3年度のみ「介護保険事業状況報告」月報）

(13) 第1号被保険者1人あたり給付月額（要介護度別）

神奈川県内の第1号被保険者1人あたり給付月額を市町村単位でグラフ化したものです。33市町村の1人あたり給付月額平均は、令和元年が19,221円、令和2年が19,719円、2021年が20,346円ですが、令和元年は11市6町1村、令和元年、令和2年は10市6町1村の1人あたり給付月額が1人あたり給付月額平均を超えています。

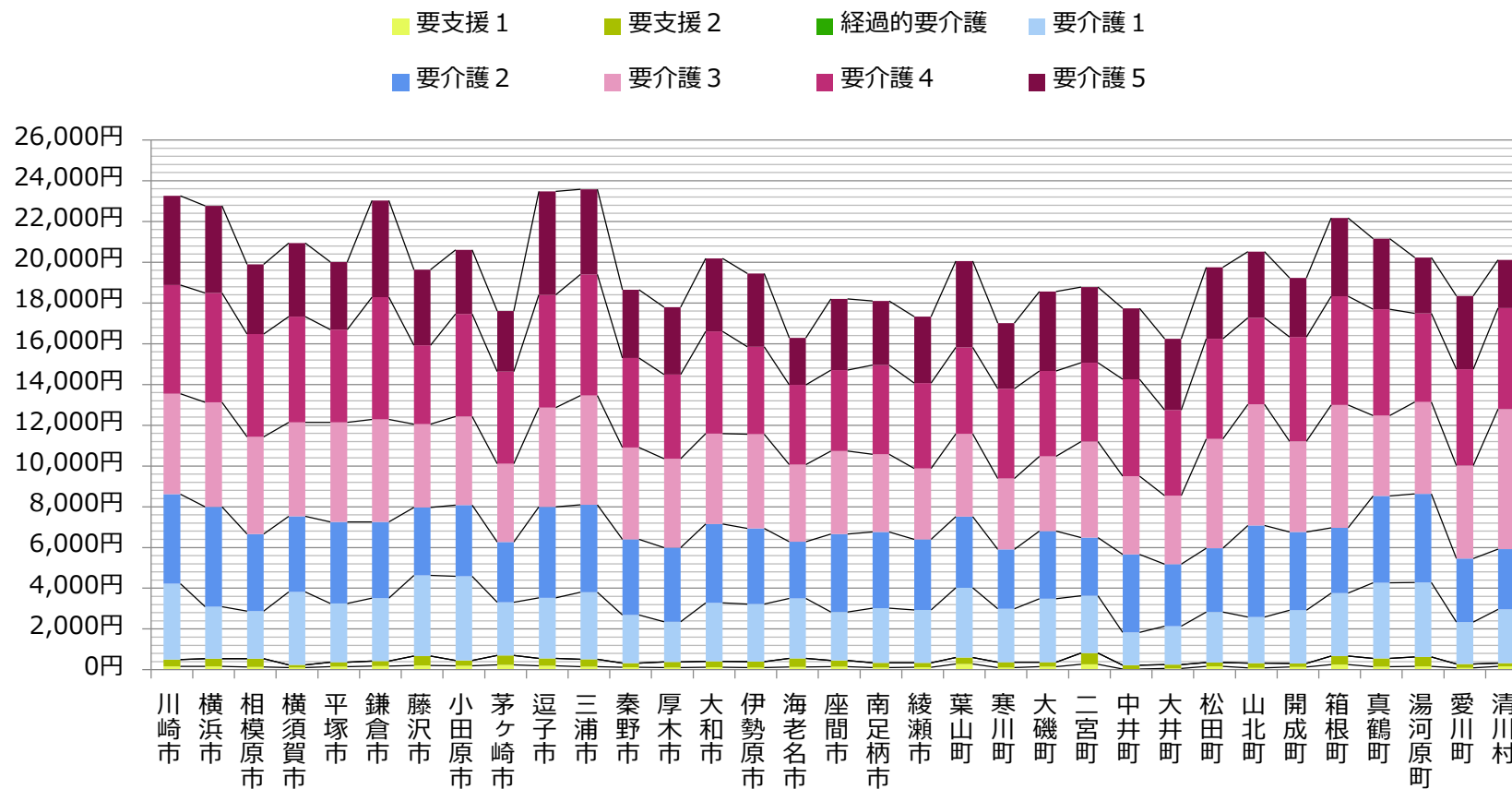
第1号被保険者1人あたり給付月額（要介護度別）（令和元年(2019年)）



（時点）令和元年(2019年)

（出典）厚生労働省「介護保険事業状況報告」年報（令和2,3年度のみ「介護保険事業状況報告」月報）

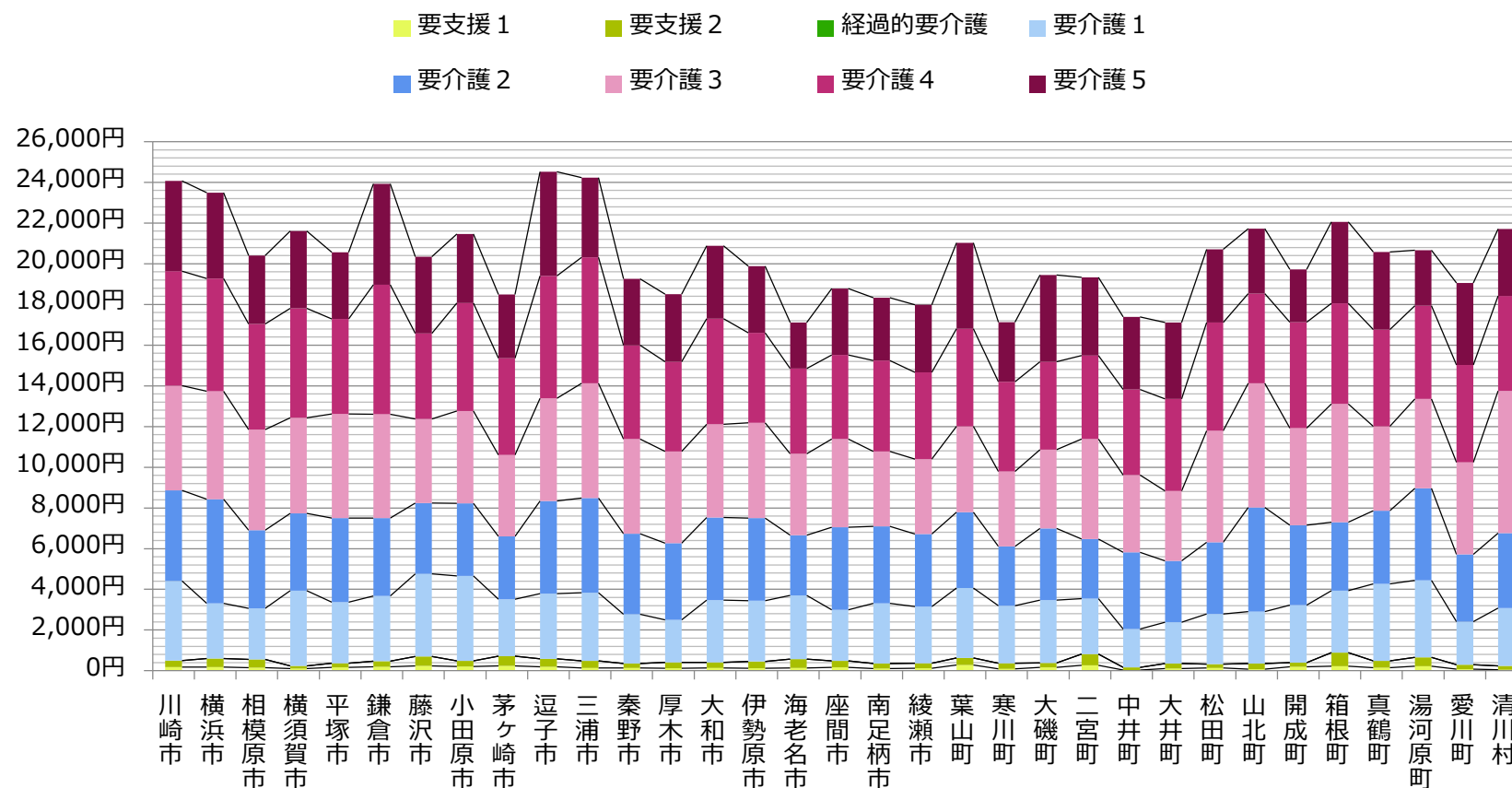
第1号被保険者1人あたり給付月額（要介護度別）（令和2年(2020年)）



(時点) 令和2年(2020年)

(出典) 厚生労働省「介護保険事業状況報告」年報（令和2,3年度のみ「介護保険事業状況報告」月報）

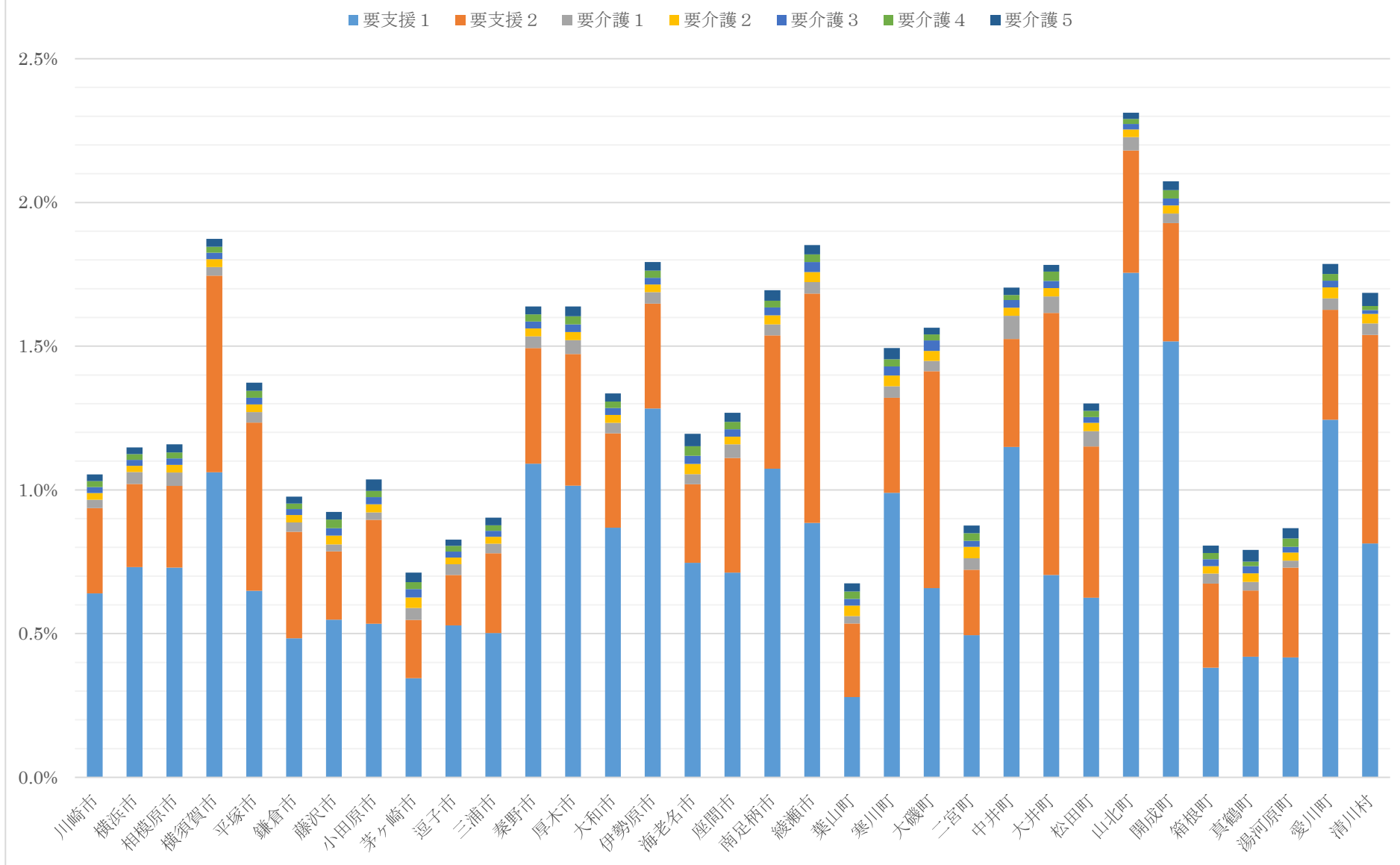
第1号被保険者1人あたり給付月額（要介護度別）（令和3年(2021年)）

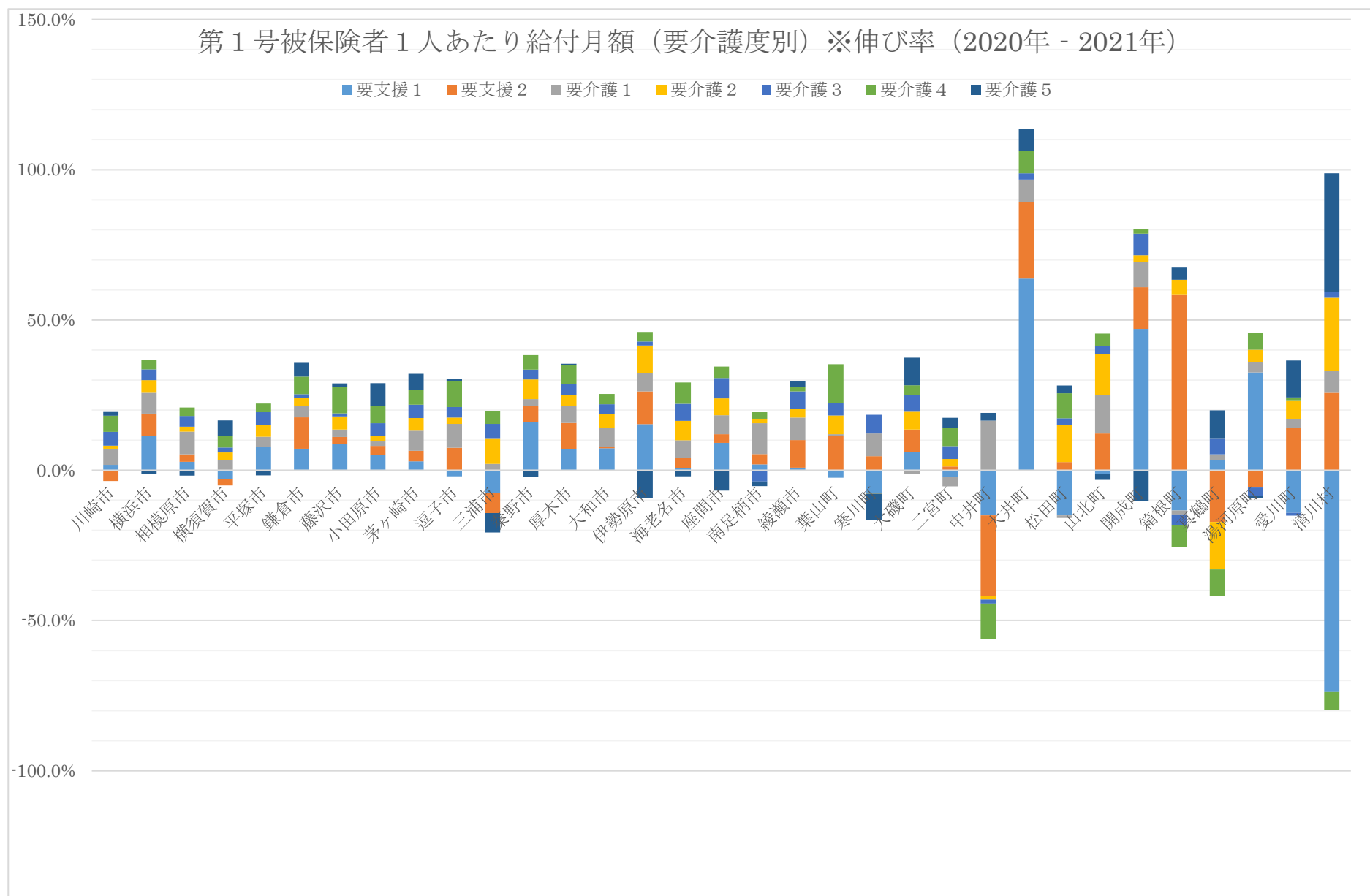


(時点) 令和3年(2021年)

(出典) 厚生労働省「介護保険事業状況報告」年報（令和2,3年度のみ「介護保険事業状況報告」月報）

第1号被保険者1人あたり給付月額（要介護度別）※伸び率（2019年 - 2020年）



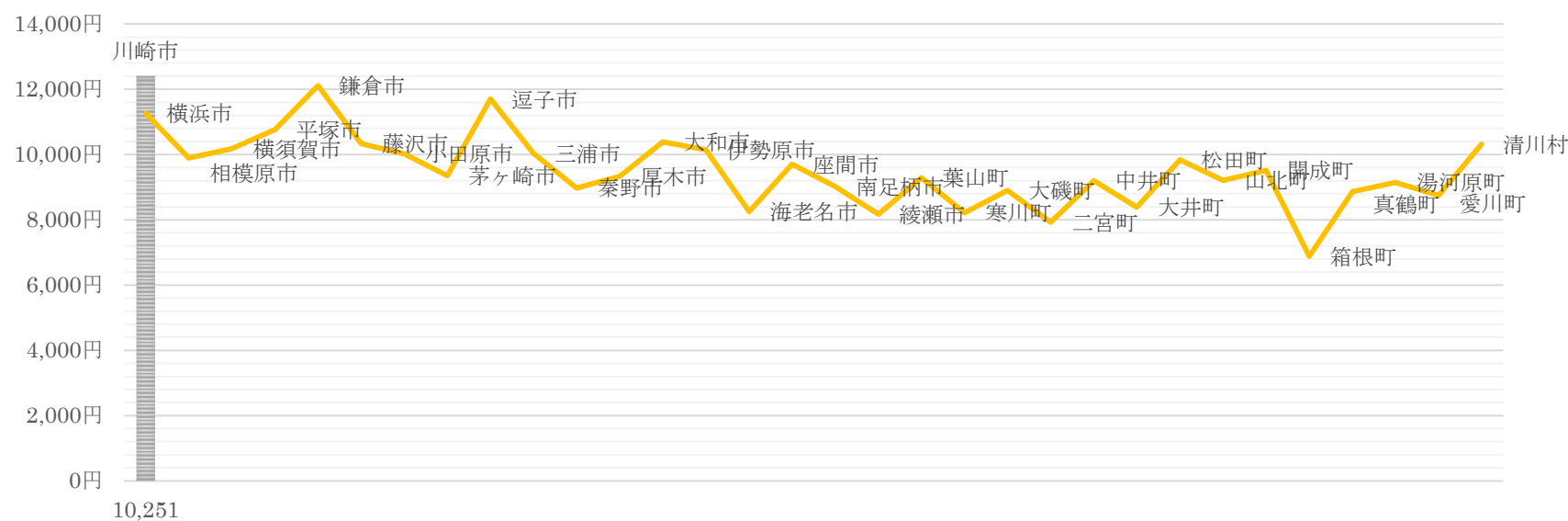


(14) 調整済み第1号被保険者1人あたり給付月額（在宅サービス・施設および居住系サービス）

神奈川県内の第1号被保険者1人あたり給付月額を市町村単位でグラフ化したものです。4象限に区分しますと、在宅サービス、施設および居住系サービス別に給付月額が高い地域、低い地域が確認できます。

本市は、調整前の第1号被保険者1人あたり給付月額が、横軸 10,251 円、縦軸 12,408 円、調整後の第1号被保険者1人あたり給付月額が、横軸 10,234 円、縦軸 11,640 円で、4象限に区分しますと、在宅サービス、施設および居住系サービスともに給付月額が平均よりも高くなっています。

第1号被保険者1人あたり給付月額（在宅サービス・施設および居住系サービス）（令和元年(2019年)）



（時点）令和元年(2019年)

（出典）厚生労働省「介護保険事業状況報告」年報（令和2,3年度のみ「介護保険事業状況報告」月報）その他地域

第1号被保険者1人あたり給付月額（在宅サービス・施設および居住系サービス）（令和2年(2020年)）



(時点) 令和2年(2020年)

(出典) 厚生労働省「介護保険事業状況報告」年報（令和2,3年度のみ「介護保険事業状況報告」月報）

 川崎市
 その他地域

第1号被保険者1人あたり給付月額（在宅サービス・施設および居住系サービス）（令和3年(2021年)）



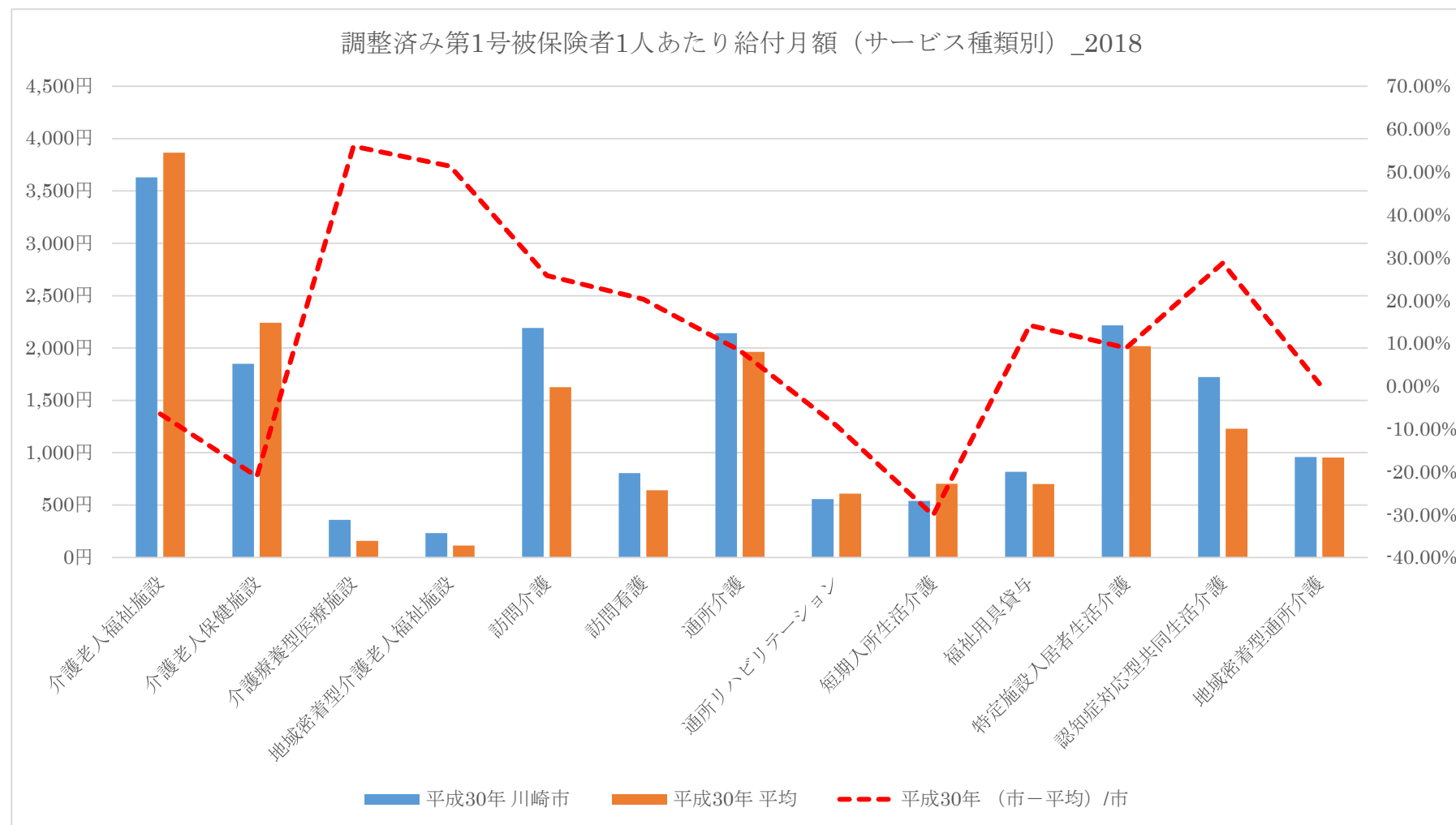
(時点) 令和3年(2021年)

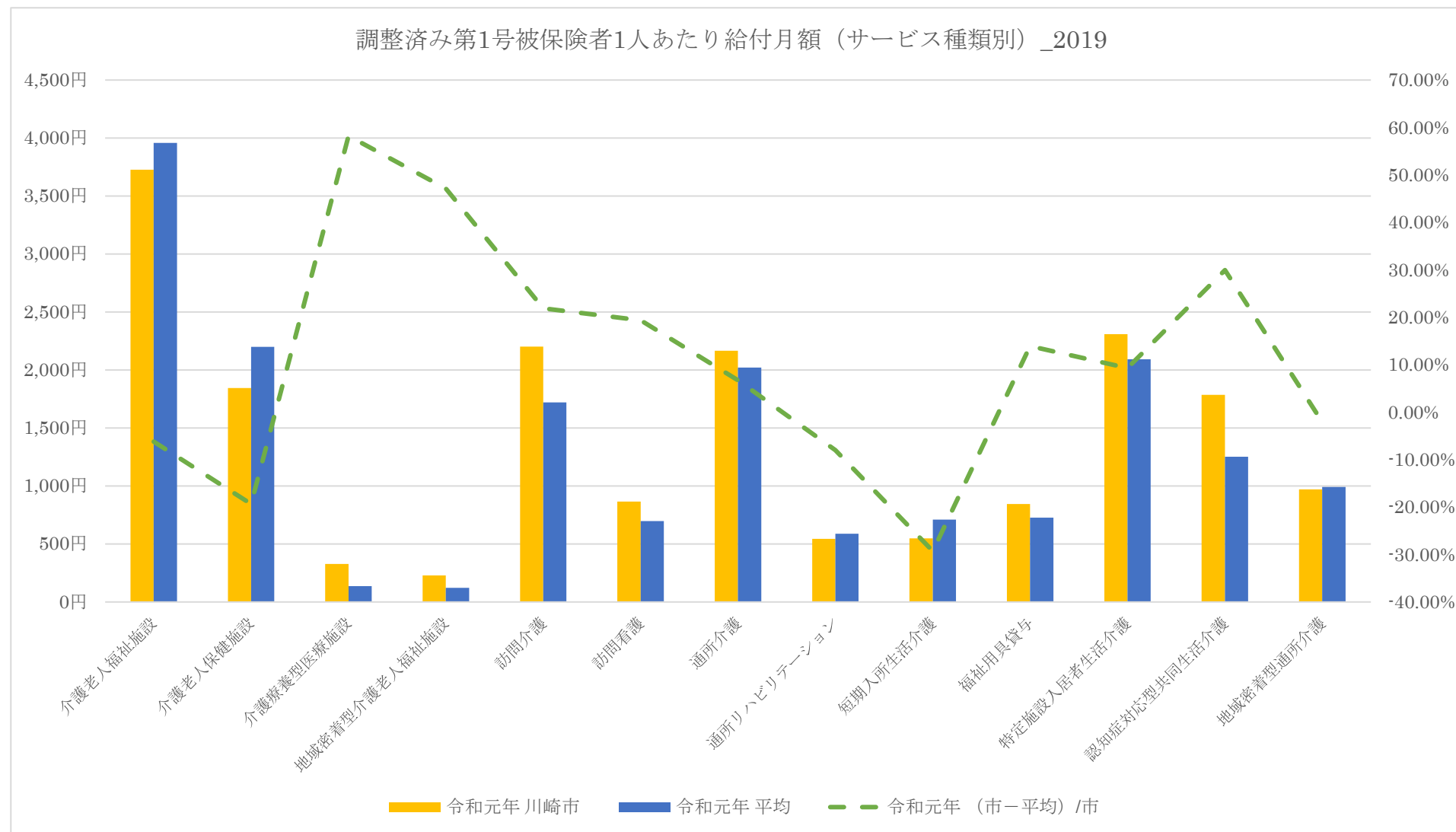
(出典) 厚生労働省「介護保険事業状況報告」年報（令和2,3年度のみ「介護保険事業状況報告」月報）

 川崎市
 その他地域

(15) 調整済み第1号被保険者1人あたり給付月額（サービス種類別）

神奈川県内の第1号被保険者1人あたり給付月額を比較可能なサービスについて、種類別にグラフ化したものです。本市は、施設系サービスが県内他市の平均を下回る一方で、訪問系サービスや居住系サービスが平均を上回っています。

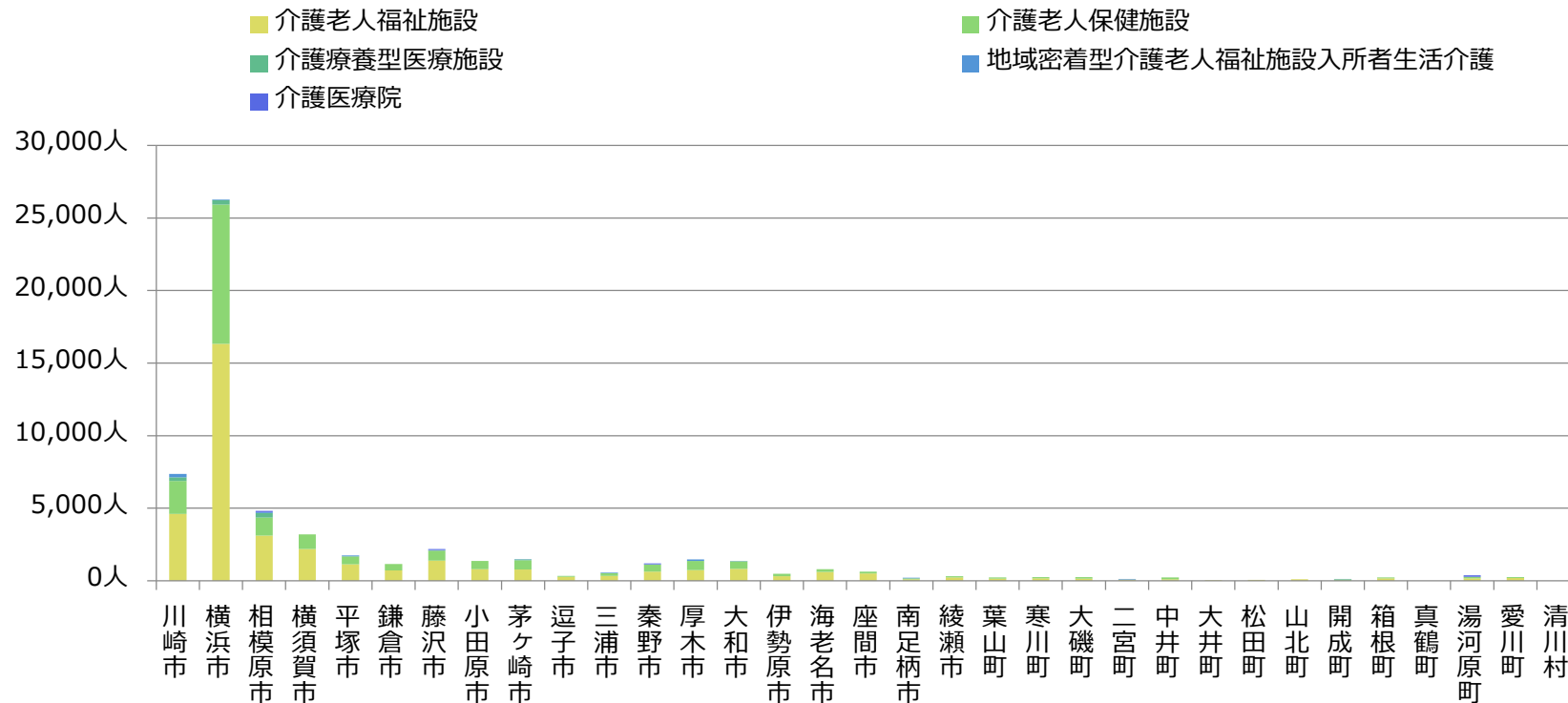




神奈川県内の施設サービス、居住系サービス、通所系サービスの定員をグラフ化したものです。この定員は、介護サービス情報公表システムのデータをもとに作成しています。本市における定員に対する利用率は、施設サービスが9割超（施設受給者数/定員）である一方で、居住系サービスは7割未満（居住系受給者数/定員）となっております。

注）施設受給者数等には住所地特例者も含まれます。

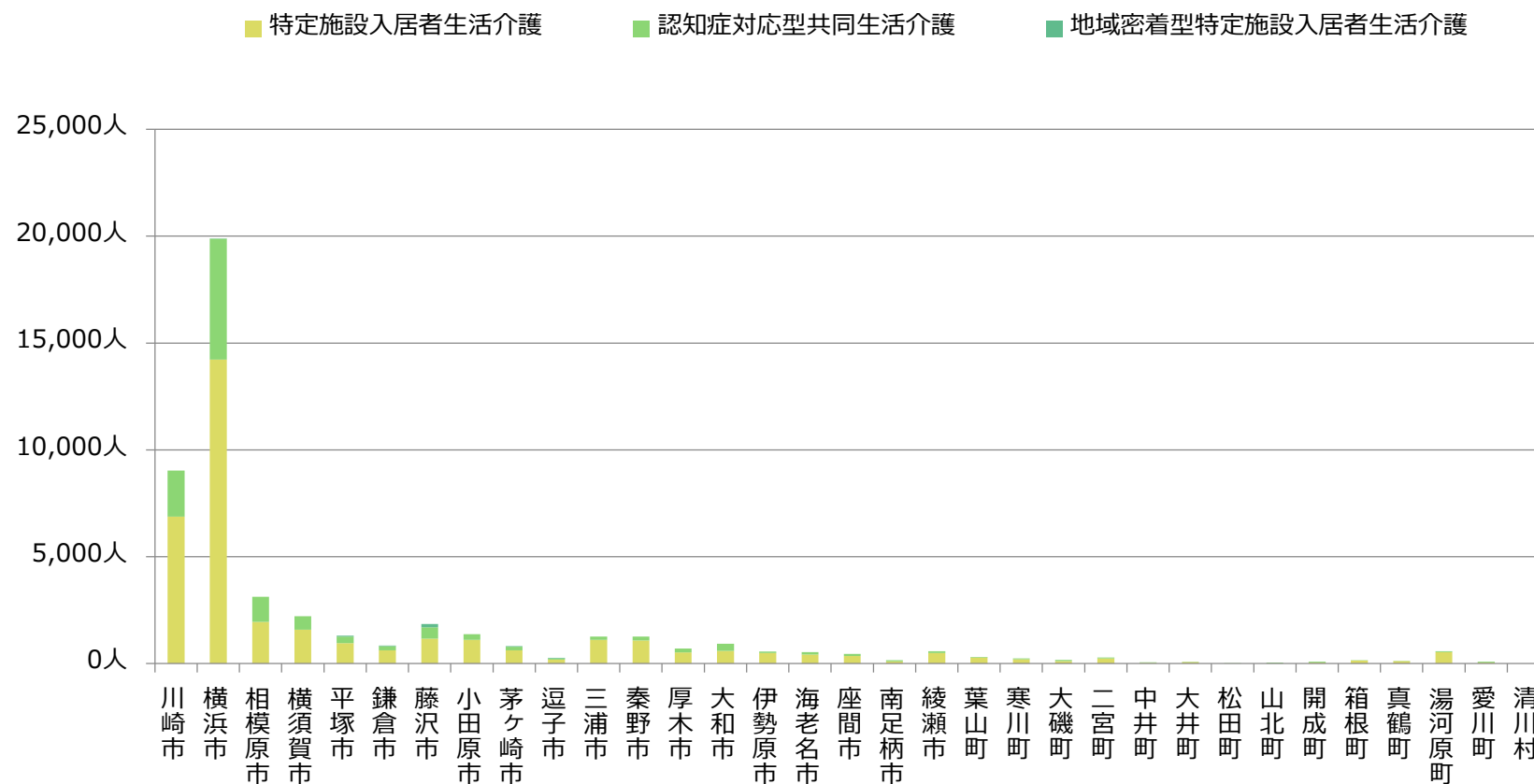
定員（施設サービス別）（令和2年(2020年)）



（時点）令和2年(2020年)

（出典）介護サービス情報公表システム

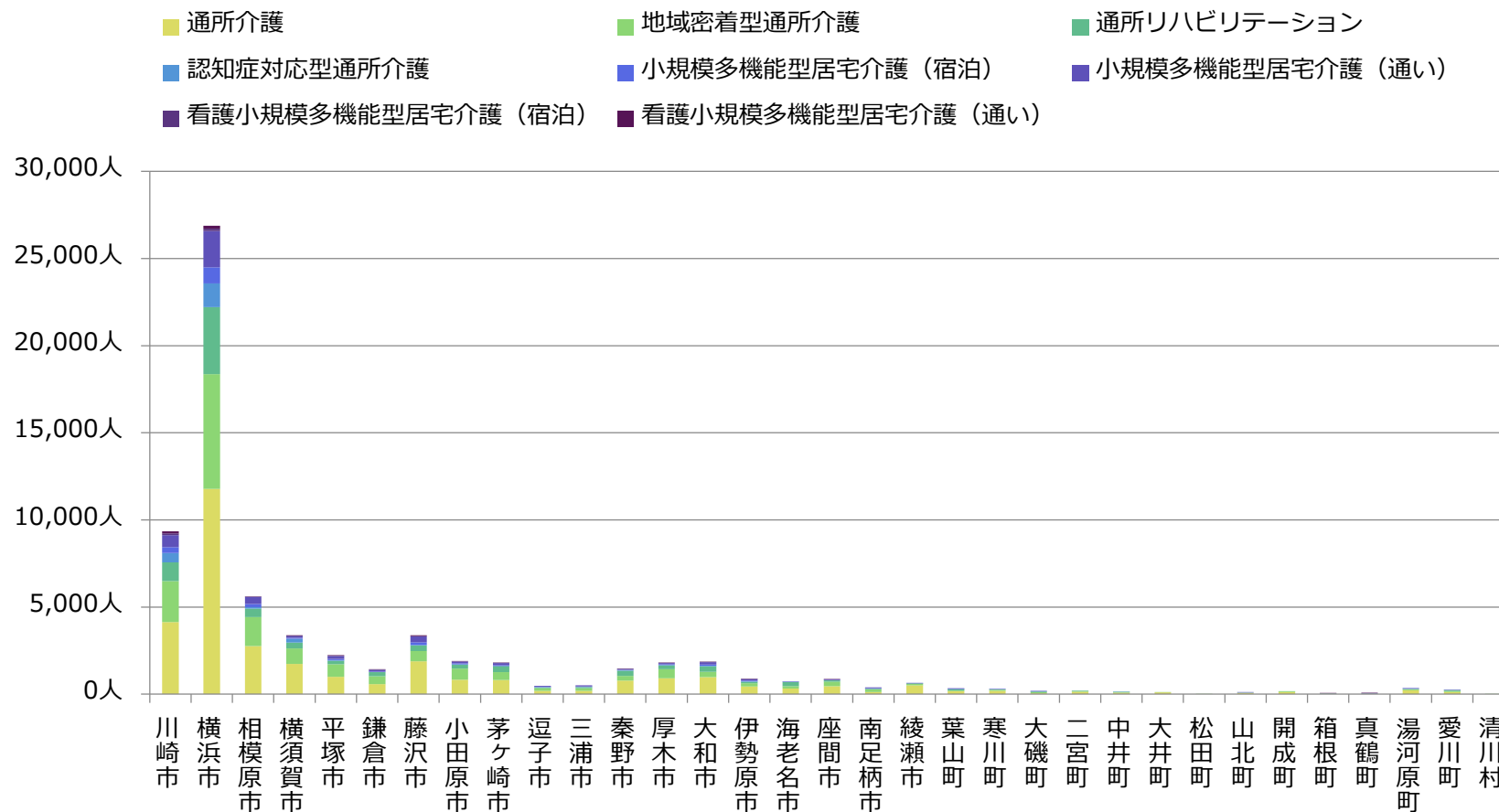
定員（居住系サービス別）（令和2年(2020年)）



(時点) 令和2年(2020年)

(出典) 介護サービス情報公表システム

定員（通所系サービス別）（令和2年(2020年)）

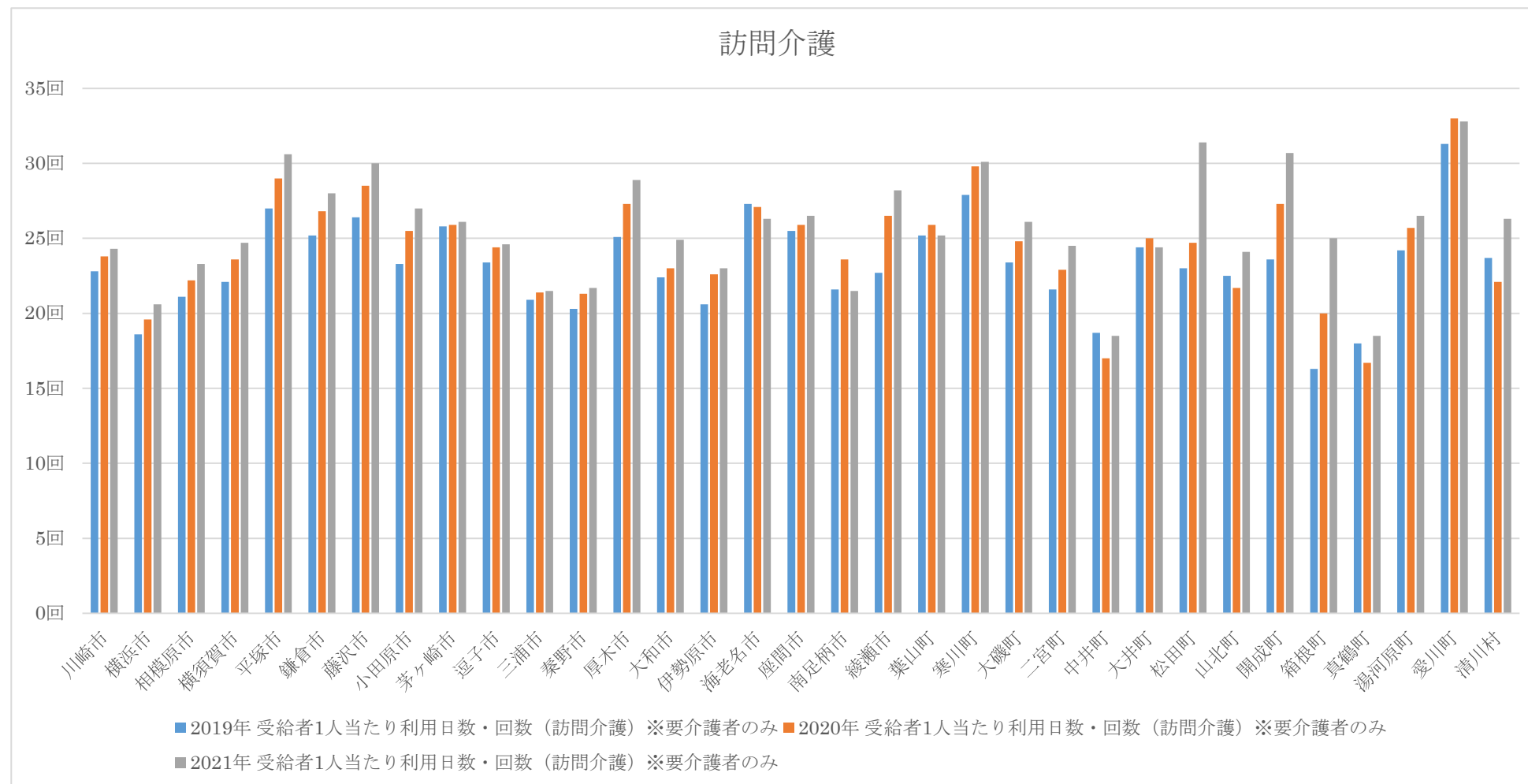


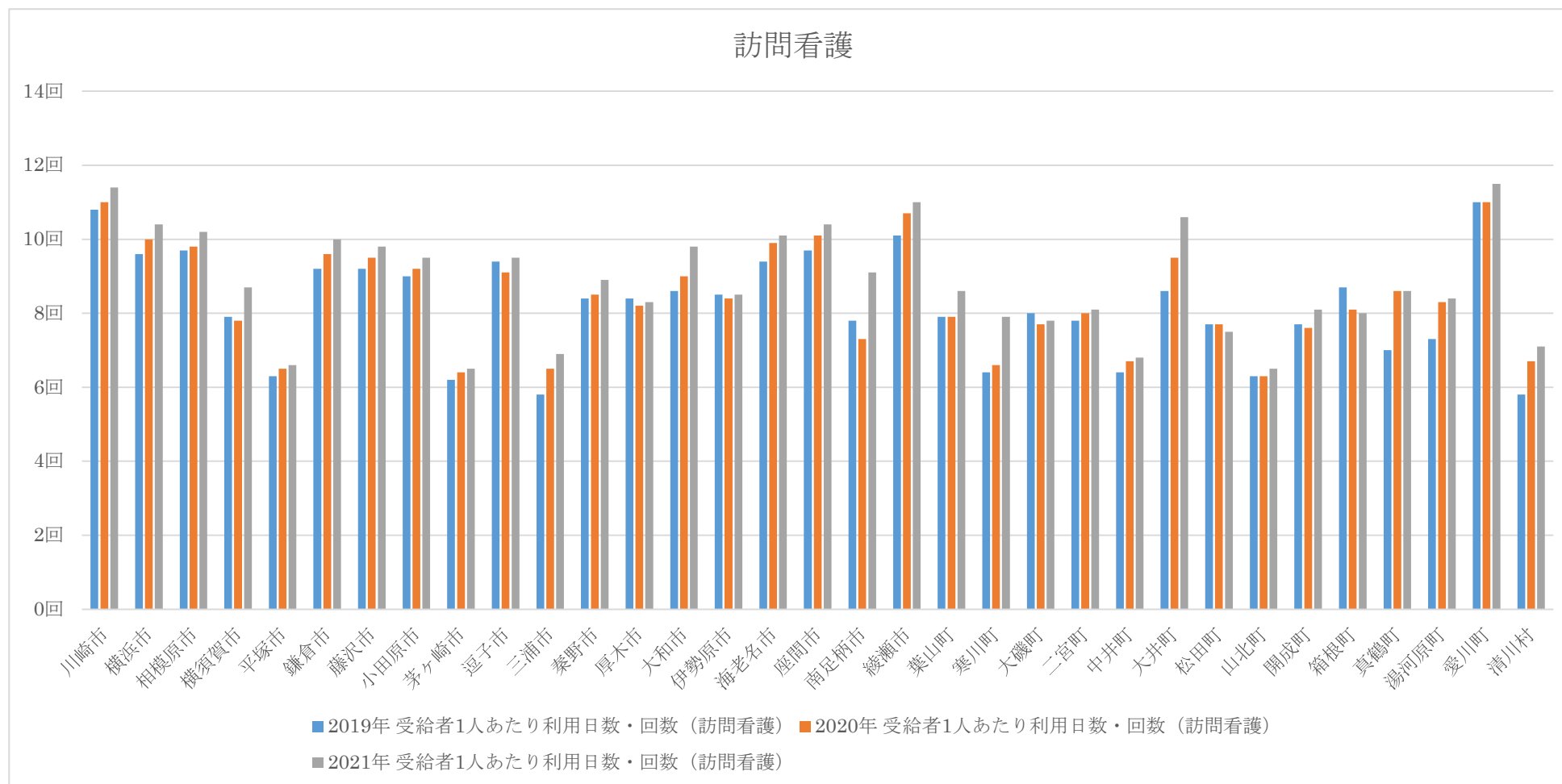
(時点) 令和2年(2020年)

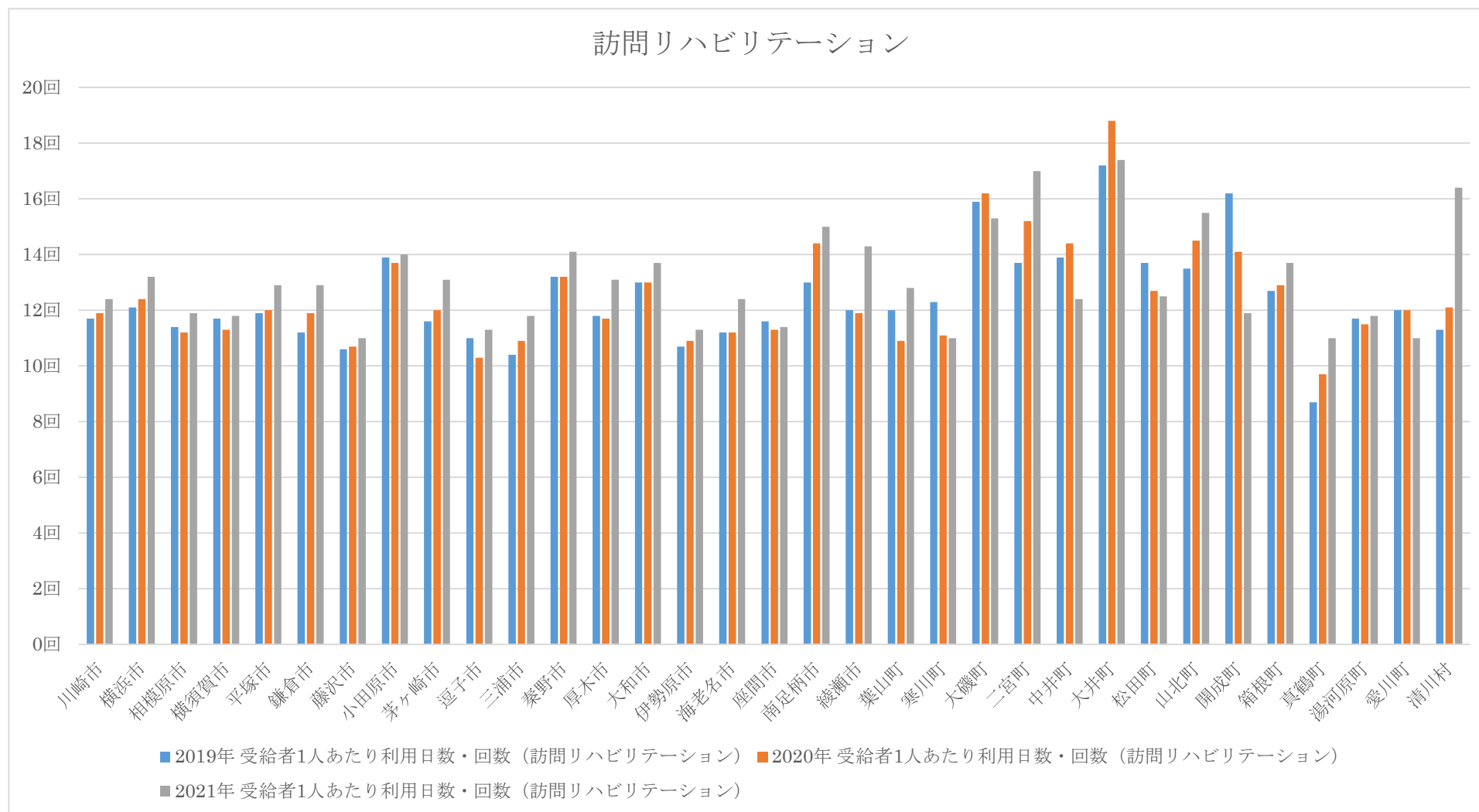
(出典) 介護サービス情報公表システム

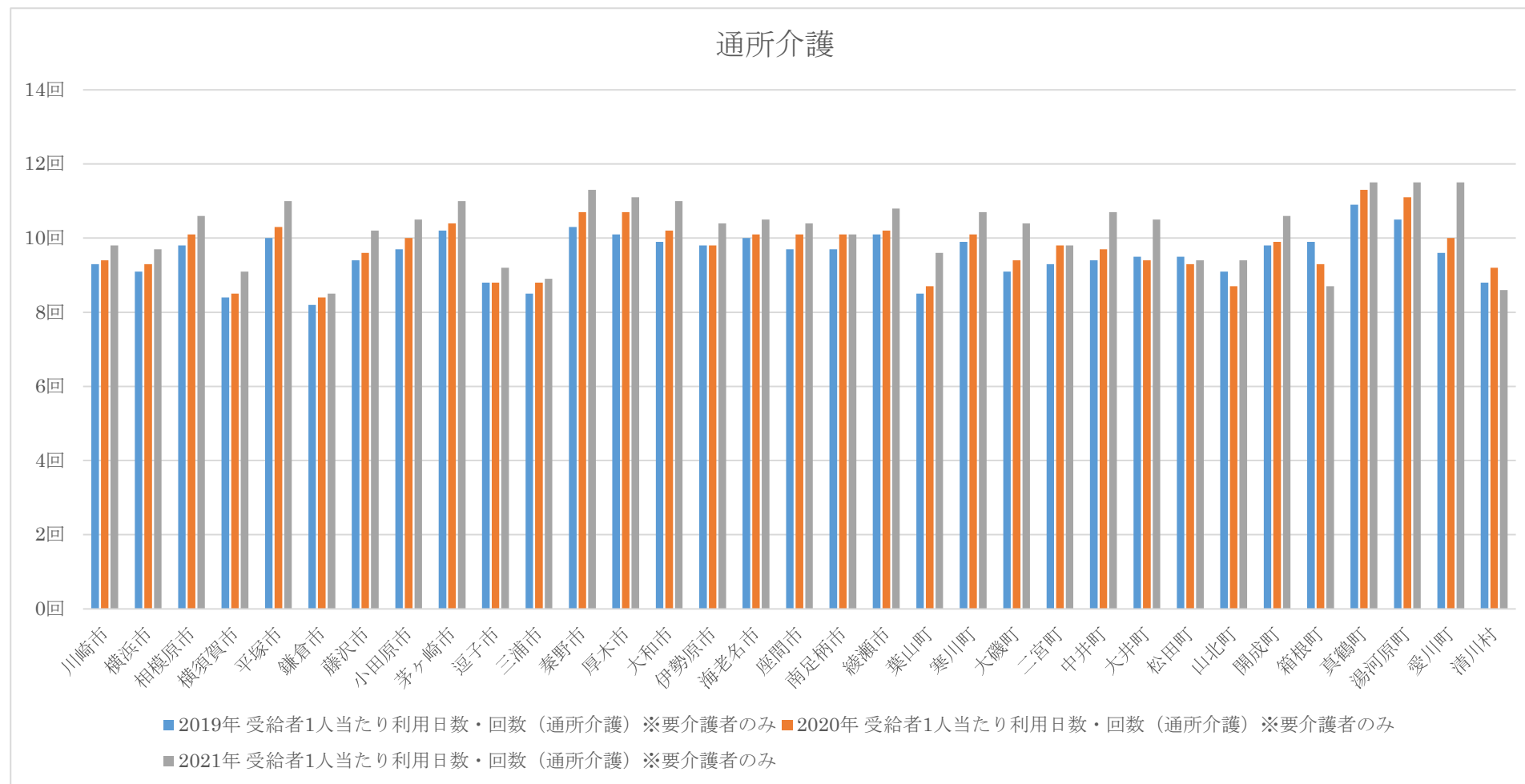
(17) 受給者1人当たり利用日数・回数

回数日数に応じて介護報酬を算定するサービスについて、その回数・日数の平均を保険者別、サービス別にグラフ化したものです。一部の市町村を除きまして、訪問系、通所系サービスとも、おおむね右肩上がりです。



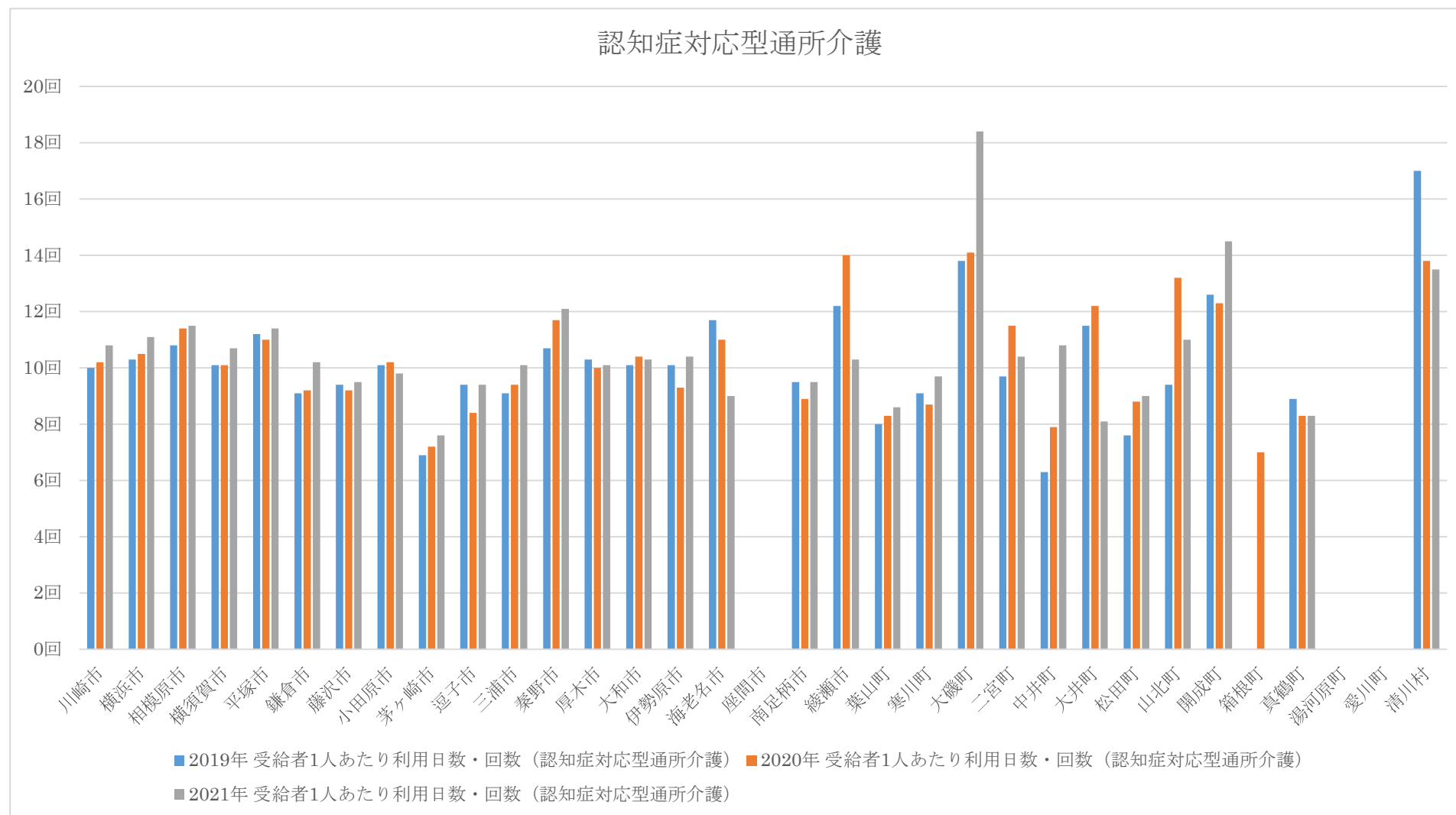






地域密着型通所介護





モニタリング結果について（対計画比(実績値／計画値)）

1 概要

厚生労働省「介護保険事業状況報告」年報、「介護保険事業状況報告」月報等から、第7期介護保険事業計画期間における対計画比をとりまとめましたので、報告いたします。

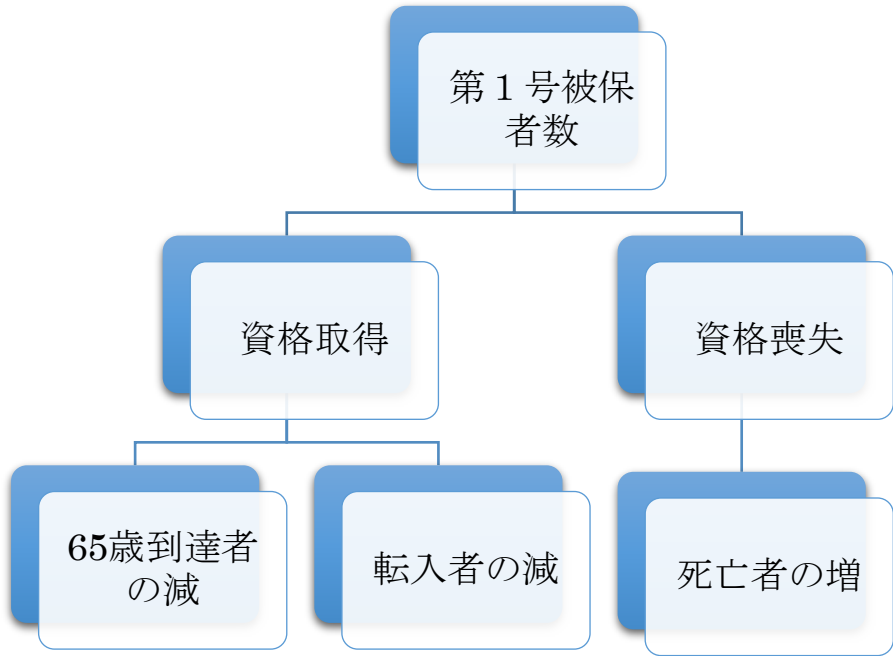
2 モニタリング結果

主要5指標（第1号被保険者数、要介護認定者数、要介護認定率、総給付費、第1号被保険者1人あたり給付費）について、それぞれ要素ごとに理由を検証しました。

なお、現状の結果につきましては、3のデータを御参照ください。

(1) 第1号被保険者数

新規資格取得者から資格喪失者を控除した数の前年比伸び率が、令和元年度が－13.20%、令和2年度が－17.34%と前年比の純増数は減少し、第6期に比べまして伸び率は緩やかになりました。
理由につきましては、資格取得と喪失の2つの要因から分解し、検証しました。



		H27	H28	H29	H30	R 元	R2
当 該 年 中 増	転入	2,537	2,429	2,612	2,839	2,419	2,201
	職権復活	5	2	2	3	0	1
	65 歳到達	16,765	15,420	14,928	13,897	13,404	13,447
	適用除外非該当	4	5	5	6	4	4
	その他	35	43	33	39	31	34
当 該 年 中 減	転出	2653	2560	2610	2608	2560	2478
	職権喪失	0	1	2	1	2	3
	死亡	8,640	9,057	9,384	9,911	9,684	10,115
	適用除外該当	3	2	1	2	2	1
	その他	215	108	103	149	140	139

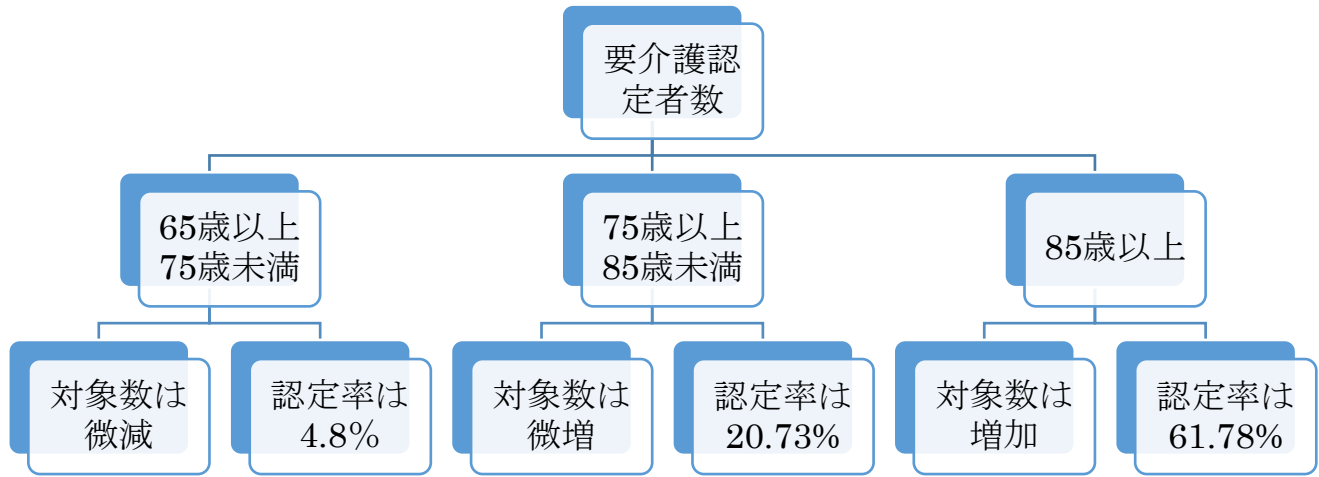
○まとめ

第6期に比べまして、第7期では第1号被保険者数の伸びが緩やかになった主な要因は、以下の3点であると考えます。

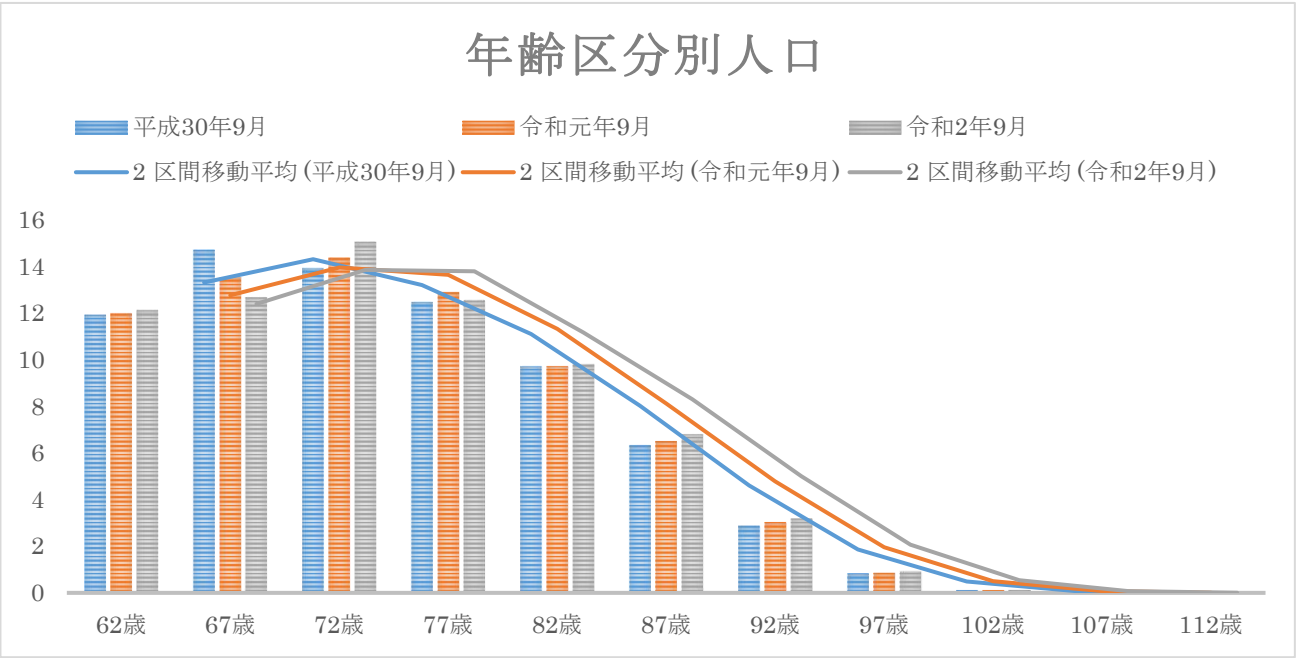
- ・65歳到達者の減
→ H27に16,765人であった65歳到達者は、R2には13,447人に減少
- ・転入者の減
→ H27に2,537人であった転入者は、R2には2,201人に減少
- ・死亡者の増
→ H27に8,640人であった死亡者は、R2に10,115人まで増加

(2) 要介護認定者数・要介護認定率

第1号被保険者数と同様に第6期中に比べまして伸び率は緩やかになっていますが、第7期中の認定者数の伸び率は第1号被保険者数の伸び率を上回りました。
理由につきましては、年齢階層等区分で分解し、検証しました。



※認定率は、平成30年9月、令和元年9月、令和2年9月の平均



○平均年齢（階級値×相対度数）※住民基本台帳

階級値	平成 30 年 9 月	令和元年 9 月	令和 2 年 9 月
62 歳	11.92507806	11.99422265	12.11349438
67 歳	14.70753524	13.52645891	12.66507792
72 歳	13.91537292	14.3888559	15.0405197
77 歳	12.47954619	12.90826913	12.54473753
82 歳	9.716752674	9.727588588	9.800999348
87 歳	6.331655868	6.522258917	6.803336106
92 歳	2.889178305	3.043733189	3.199376865
97 歳	0.844404423	0.880744767	0.94161284
102 歳	0.135065473	0.135125476	0.151332906
107 歳	0.010203748	0.00891324	0.008221044
112 歳	0	0.00030096	0.000890194
【計】	72.9547929	73.13647173	73.26959883

○まとめ

第7期中の認定者数の伸び率が第1号被保険者数の伸び率を上回った理由は、以下の2点であると考えます。

・平均年齢の上昇

→ 令和2年9月の平均年齢（60歳以上）は平成30年9月から0.3148上昇

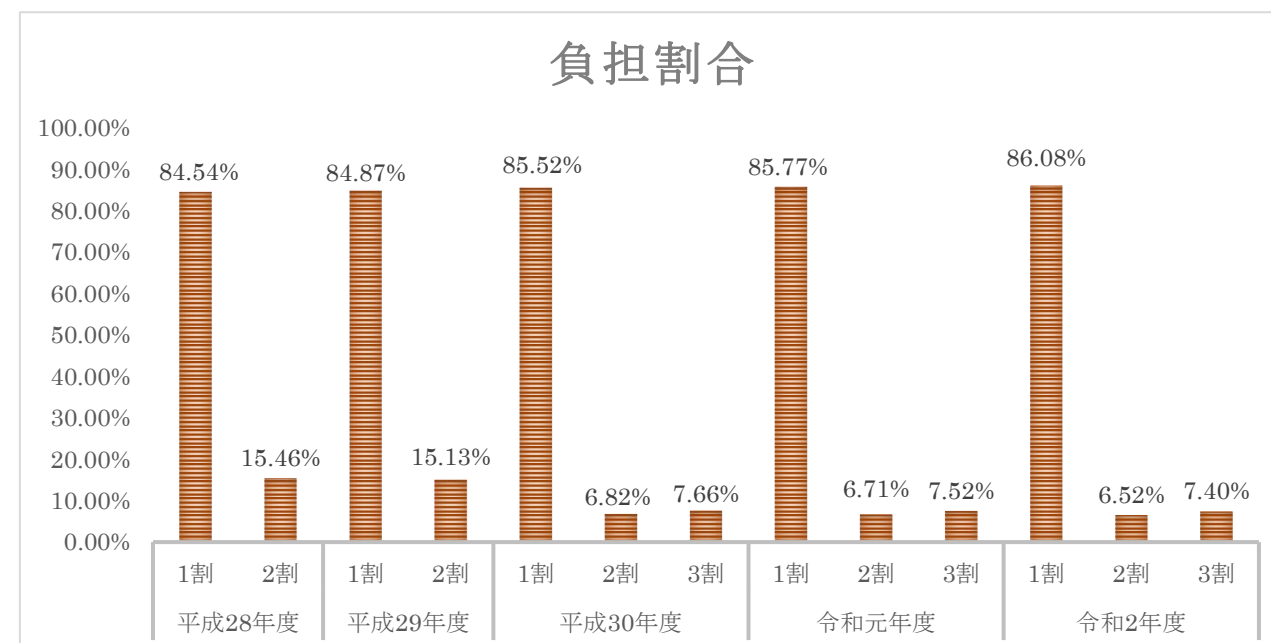
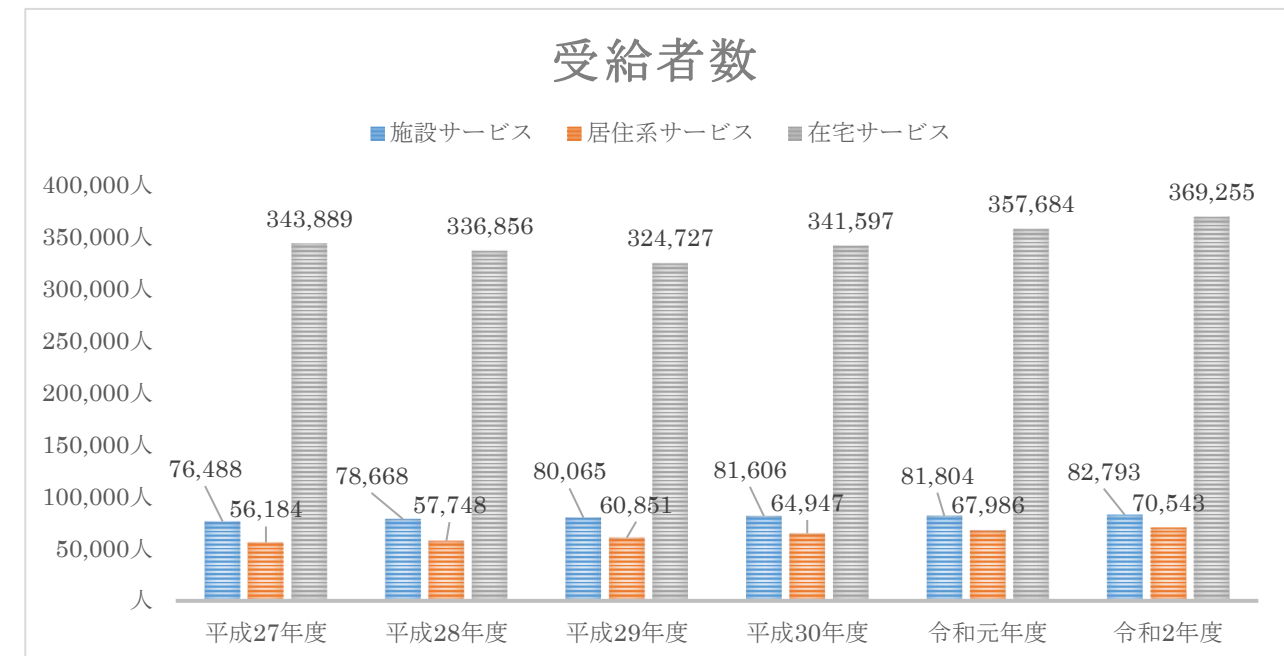
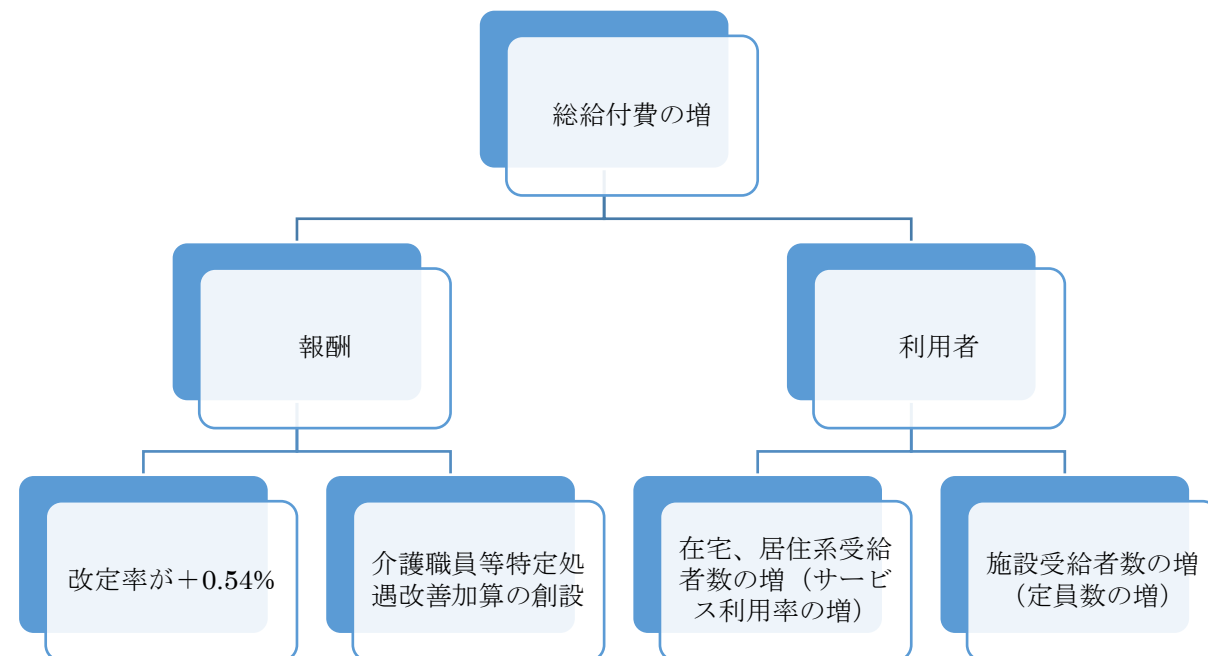
・85歳以上構成割合の増加

→ 令和2年9月の階級値67歳（65歳以上69歳以下）の割合は平成30年9月から2.042457325減少し、階級値87歳（85歳以上89歳以下）から階級値102歳（100歳以上105歳以下）の割合は0.895354648増加

※住民基本台帳には他市町村住所地特例者等も含まれるため、各数値は目安です。

(3) 総給付費

第7期中は、施設サービス及び在宅サービスで実績値が計画値を下回りましたが、施設サービス及び在宅サービスは前年比で増となりました理由につきましては、在宅サービス、施設サービスで分解し、検証しました。



○まとめ

施設サービス及び在宅サービスは前年比で増となった理由は、以下の3点であると考えます。

- ・報酬単価等の増
 - 介護報酬が+0.54%で改定。令和元年10月1日に介護職員等処遇改善加算が創設
- ・受給者数の増
 - 受給者数が施設、居住、在宅サービスにおいて増
- ・負担割合変更の影響が限定的
 - 平成30年8月から負担割合3割が新たに追加されたが、対象は僅かであり、影響は限定的

(4) 利用者数（詳細）等

サービス別では、介護療養型医療施設、通所リハビリテーション及び認知症対応型通所介護が連続して前年実績を下回り、令和２年度は、通所系サービス、短期入所系サービスで利用者数及び給付費が前年を下回りました。

介護療養型医療施設につきましては、健康保険法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第八十三号）附則第百三十条の二第一項の規定により、その効力を令和６年３月３１日までとされているため、転床や転換が進んだことによる影響であると推測されます。

通所リハビリテーションにつきましては、平成３０年度から利用者数、給付費ともに前年実績を下回りましたが、１人あたり月額給付費は平成３０年度 65,752 円、令和元年度 65,696 円、令和２年度 68,305 円と利用者１人当たりの収益は改善されています。

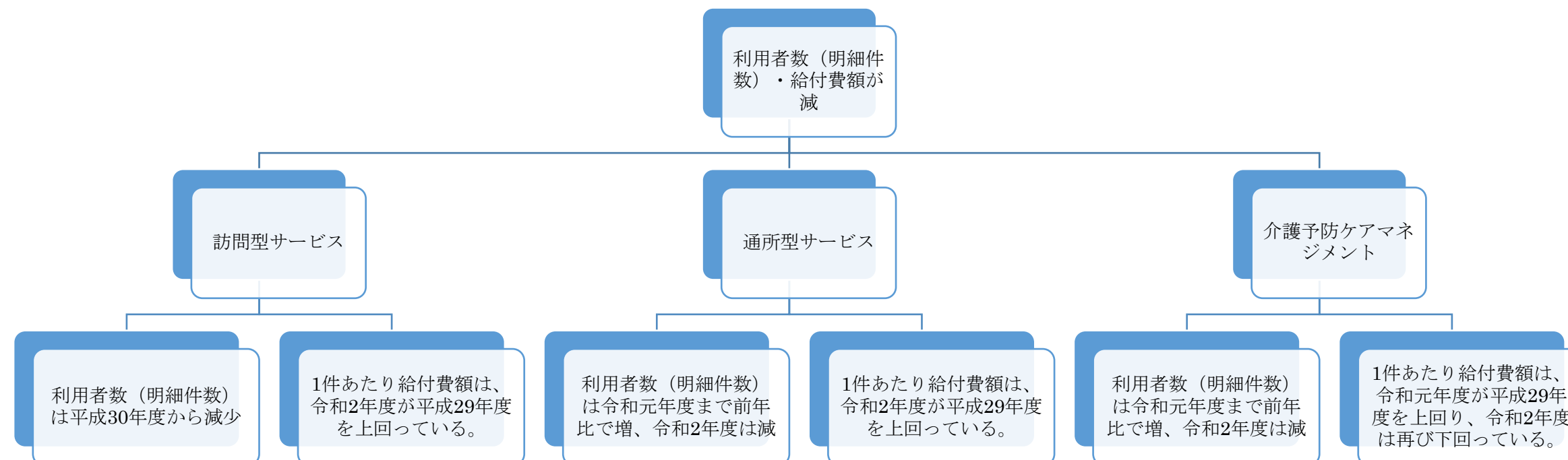
認知症対応型通所介護につきましては、平成２９年度から利用者数、給付費ともに前年実績を下回りましたが、１人あたり利用日数・回数が平成３０年度は要支援が 4.7 回、要介護が 10.0 回でしたが令和２年度は要支援が 5.6 回、要介護が 10.2 回に、１人あたり月額給付費が平成３０年度 119,984 円、令和元年度 120,471 円、令和２年度 127,279 円と利用者１人当たりの収益が改善しています。

通所リハビリテーション、認知症対応型通所介護を除く通所系サービス及び短期入所系サービスにつきましては、新型コロナウイルス感染症等の影響により、令和２年度は利用者数、給付費ともに前年実績を下回りましたが、受給者１人あたり給付費など利用者１人当たりの収益は改善していますので、利用者が戻れば一定の改善が見込まれるものと考えます。

(5) 介護予防・生活支援サービス事業

令和２年度は訪問型サービス、通所型サービス及び介護予防ケアマネジメントで、利用者数（明細件数）及び給付費額が前年を下回りました。

理由につきましては、利用者数（明細件数）及び給付費額をサービス別に分解し、検証しました。



○まとめ

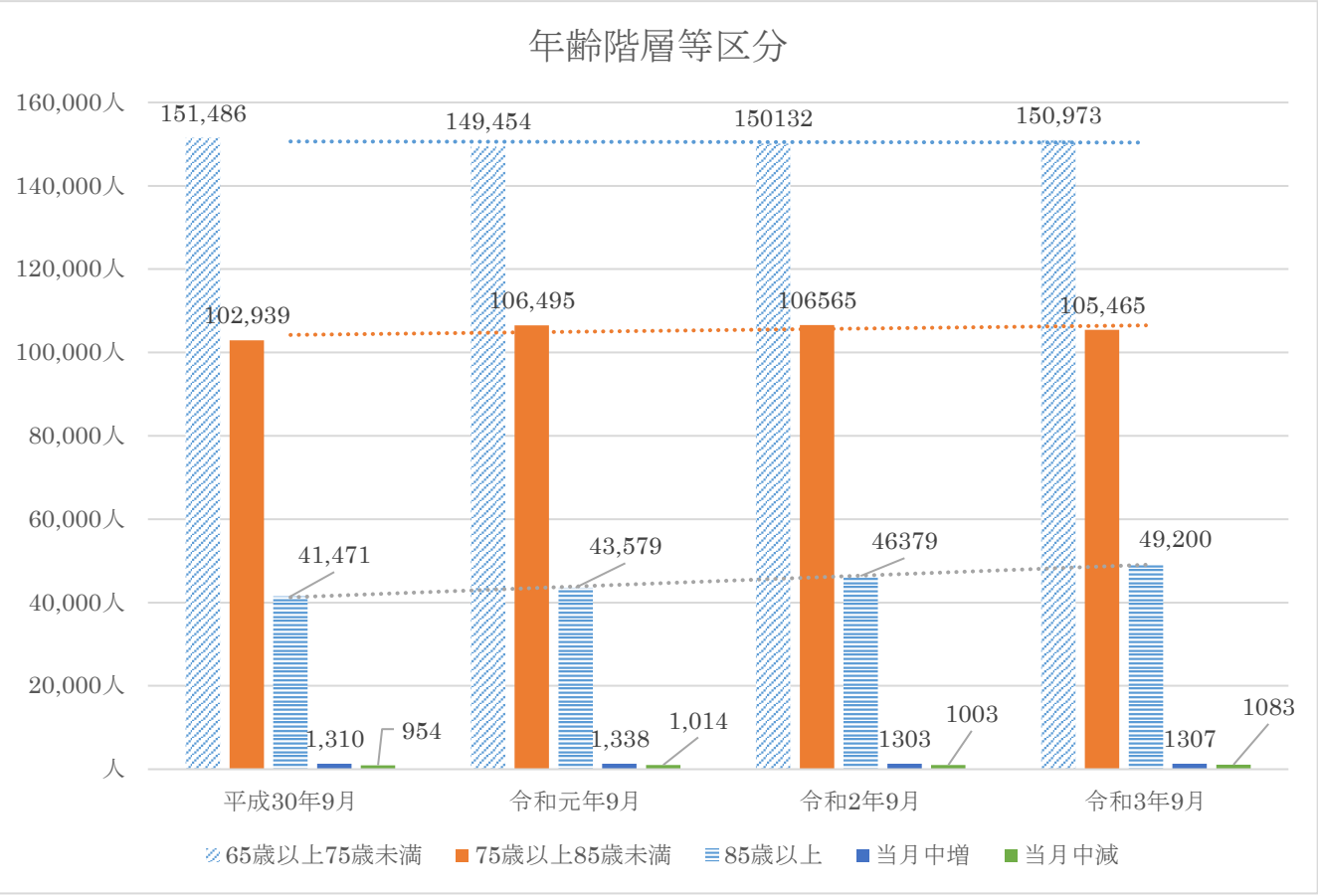
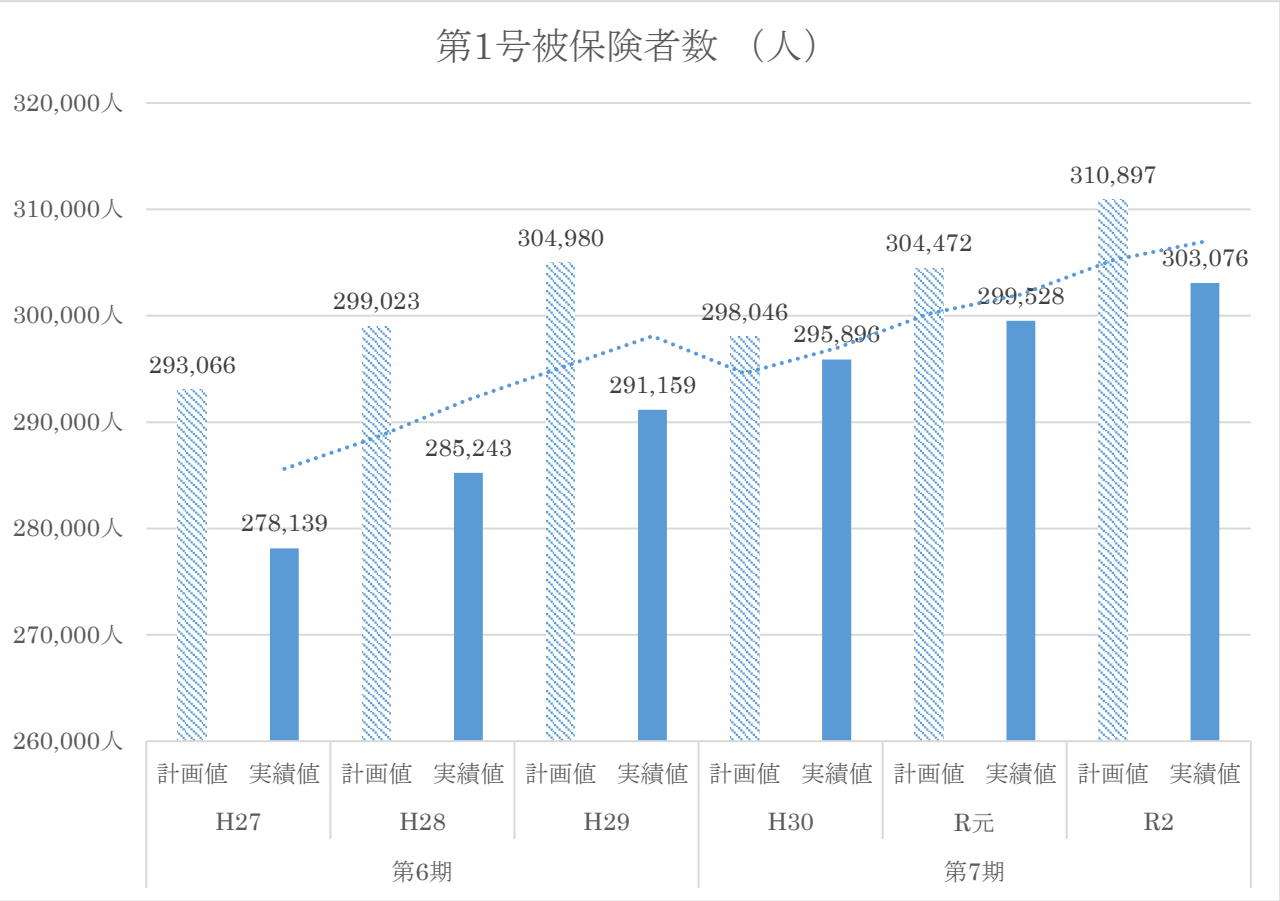
令和２年度は訪問型サービス等の利用者数（明細件数）及び給付費額が前年を下回った理由は、以下の３点であると考えます。

- ・訪問型サービスは、対象者の約２割超が利用しています。ただし、その割合は年々減少していきいます。減少した理由としましては、介護予防支援又は介護予防ケアマネジメントが適正に行われていることを前提としますと、ニーズの減少であると推測されます。
- ・通所型サービスについては、令和２年度の事業対象者及び要支援者数の前年比伸び率が緩やかであったことに加えまして、新型コロナウイルス感染症による影響したものと推測されます。ただし、１件当たり給付費額は改善していますので、今後、件数が戻りますと、給付費額はこれまでの実績を上回ることが予想されます。
- ・介護予防ケアマネジメントについては、訪問型サービス、通所型サービスのみを位置付けた場合に算定しますので、訪問型サービス、通所型サービスの件数減少が影響したものと推測されます

3 データ

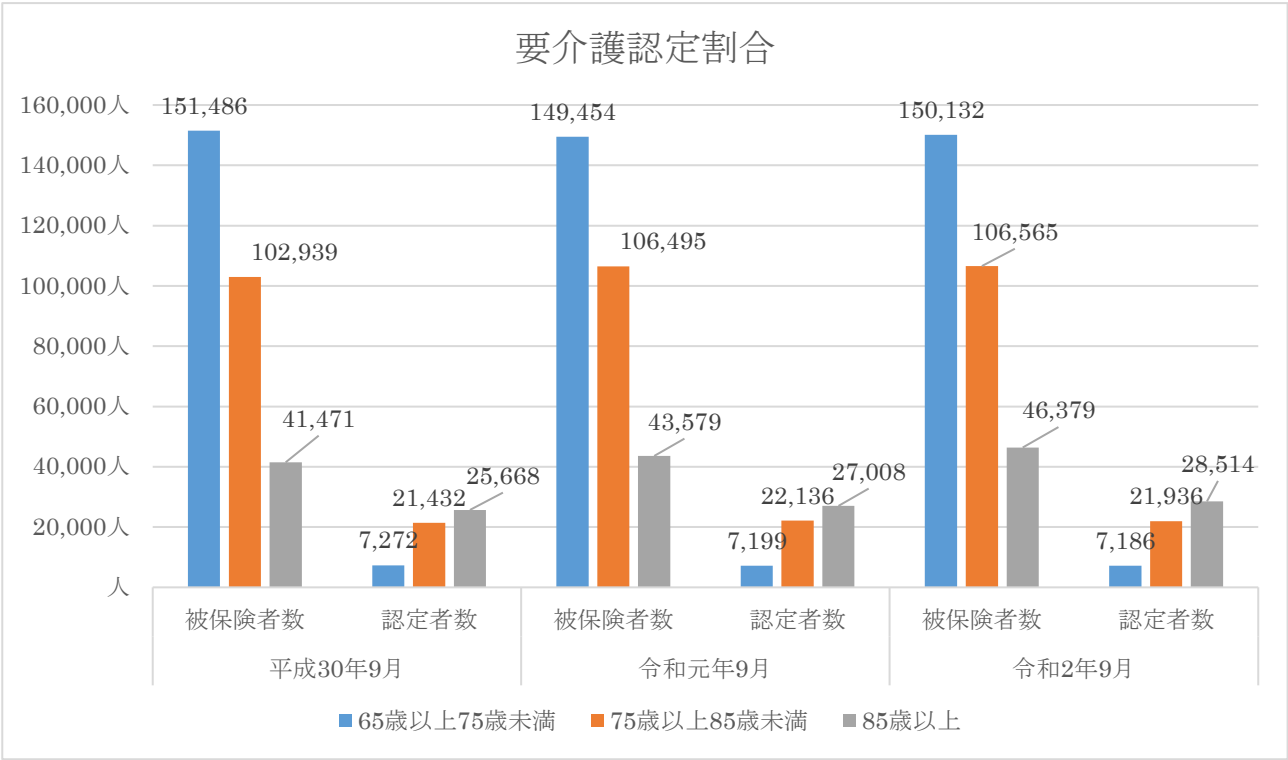
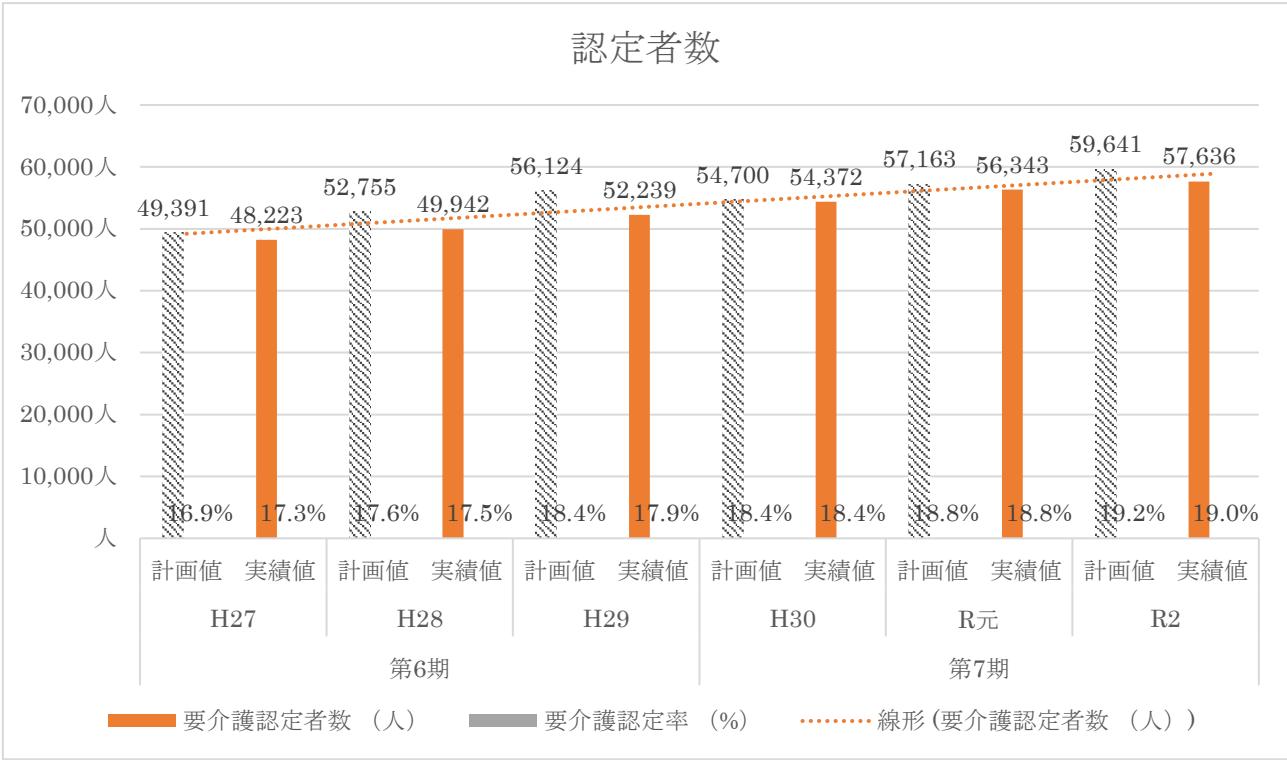
(1) 第1号被保険者数

- ① 前年比伸び率
 - ・第6期中は、前年比伸び率（H28,H29）が 2.31%
 - ・第7期中は、前年比伸び率（R元、R2）が 1.21%
- ② 増加・減少
 - ・第6期中（H27 - H29）は、13,020 人の増
 - ・第7期中（H30 - R2）は、7,180 人の増
- ③ 年齢階層等区分
 - ・65歳以上 75歳未満人口は R 元に減少し、R2 は緩やかに上昇
 - ・75歳以上 85歳未満人口は R2 以降横ばい又は緩やかな減少
 - ・85歳以上人口は引き続き上昇



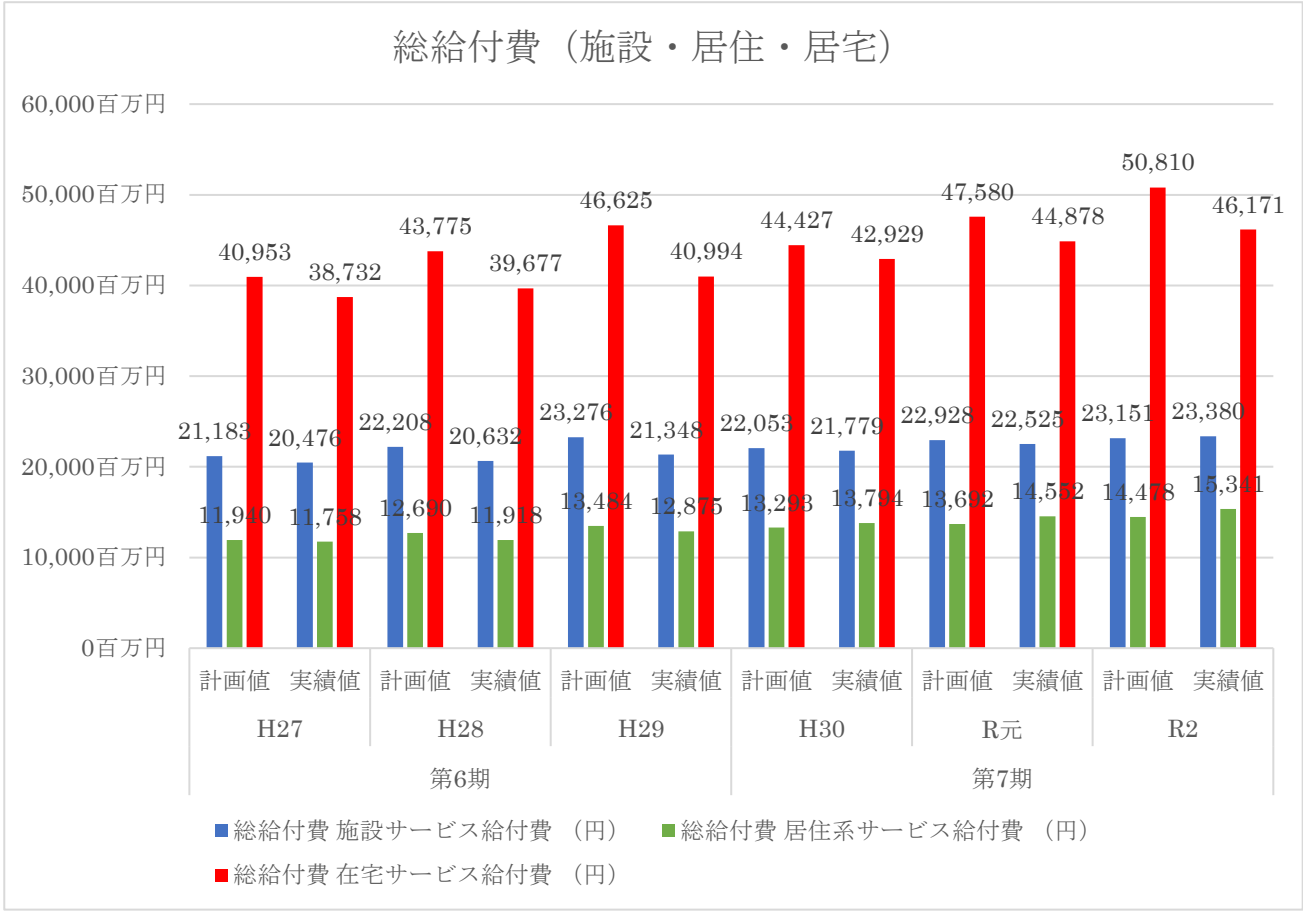
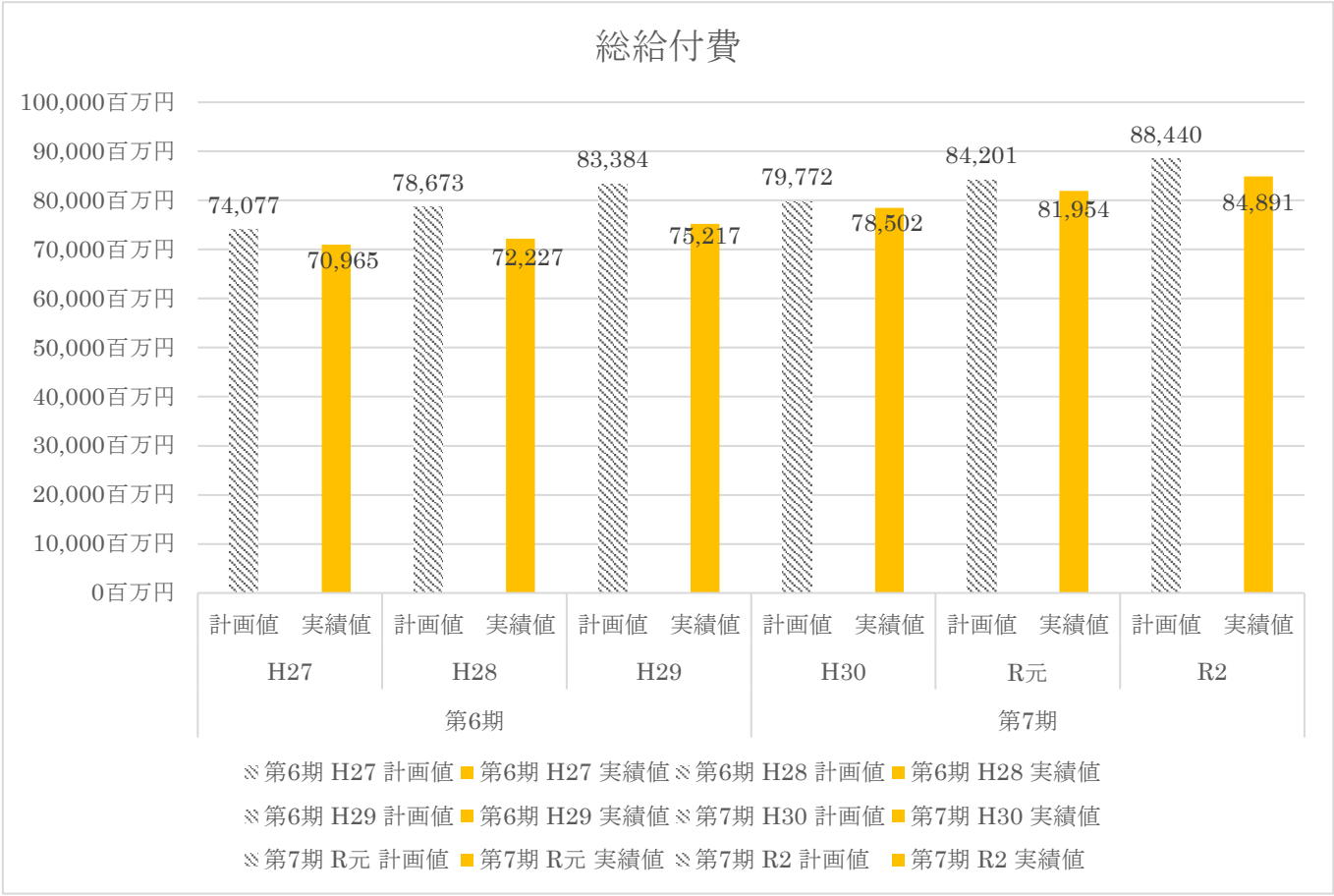
(2) 要介護認定者数・要介護認定率

- ① 前年比伸び率
 - ・第6期中は、前年比伸び率（H28,H29）が 4.08%
 - ・第7期中は、前年比伸び率（R元、R2）が 2.96%
- ② 増加・減少
 - ・第6期中（H27 - H29）は、4,016 人の増
 - ・第7期中（H30 - R2）は、3,264 人の増
- ③ 年齢階層等区分
 - ・65 歳以上 75 歳未満人口の認定割合は 4.80%
 - ・75 歳以上 85 歳未満人口の認定割合は 20.73%
 - ・85 歳以上人口の認定割合は 61.78%



(3) 総給付費

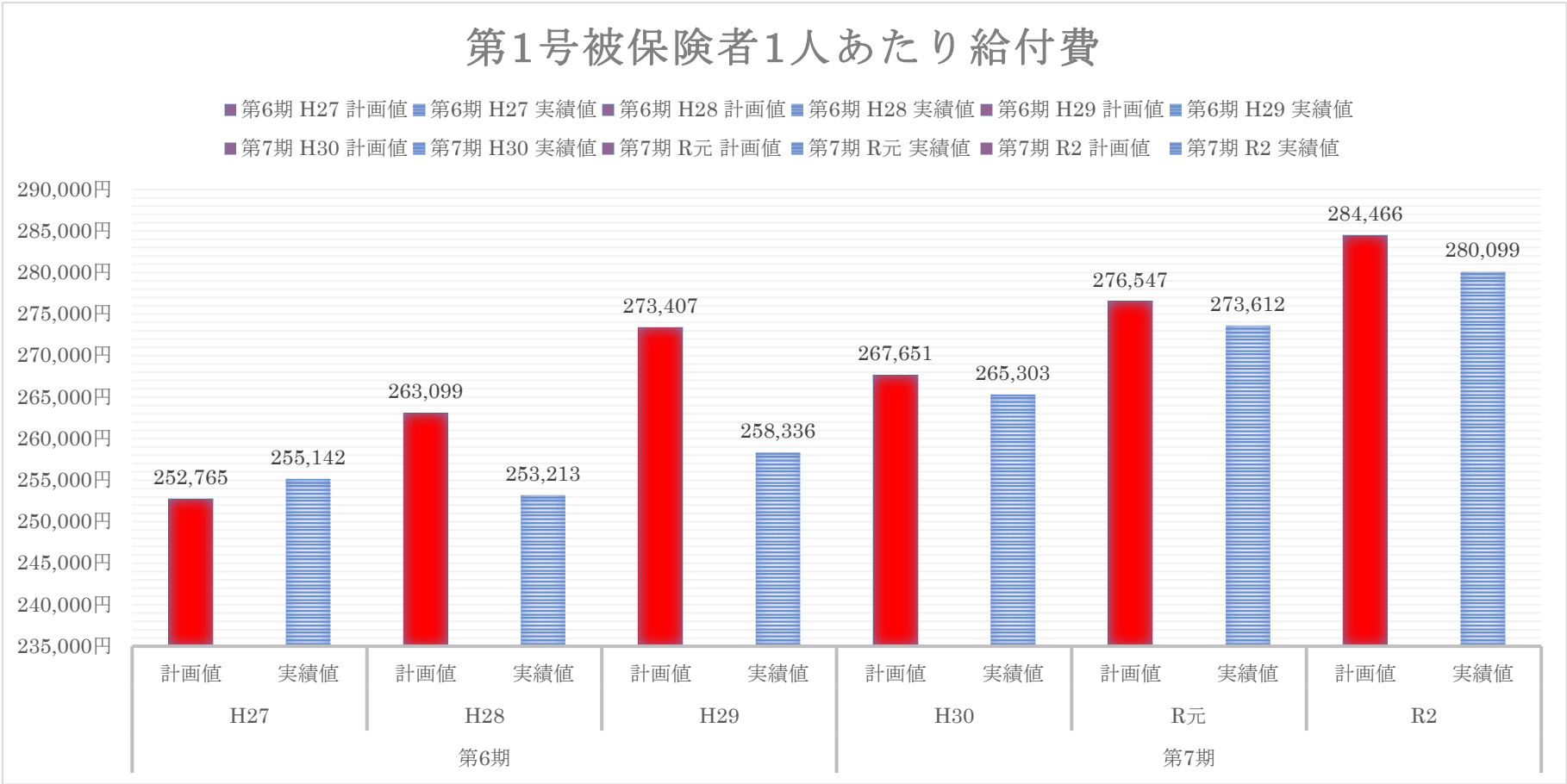
- ① 前年比伸び率（総給付費）
 - ・第6期中は、前年比伸び率（H28,H29）が 2.96%
 - ・第7期中は、前年比伸び率（R元、R2）が 3.99%
- ② 前年比伸び率（施設）
 - ・第6期中は、前年比伸び率（H28,H29）が 2.12%
 - ・第7期中は、前年比伸び率（R元、R2）が 3.61%
- ③ 前年比伸び率（居住）
 - ・第6期中は、前年比伸び率（H28,H29）が 4.70%
 - ・第7期中は、前年比伸び率（R元、R2）が 5.46%
- ④ 前年比伸び率（居宅）
 - ・第6期中は、前年比伸び率（H28,H29）が 2.88%
 - ・第7期中は、前年比伸び率（R元、R2）が 3.71%
- ⑤ 増加・減少（総給付費）
 - ・第6期中（H27 - H29）は、4,252 百万円の増
 - ・第7期中（H30 - R2）は、6,389 百万円の増



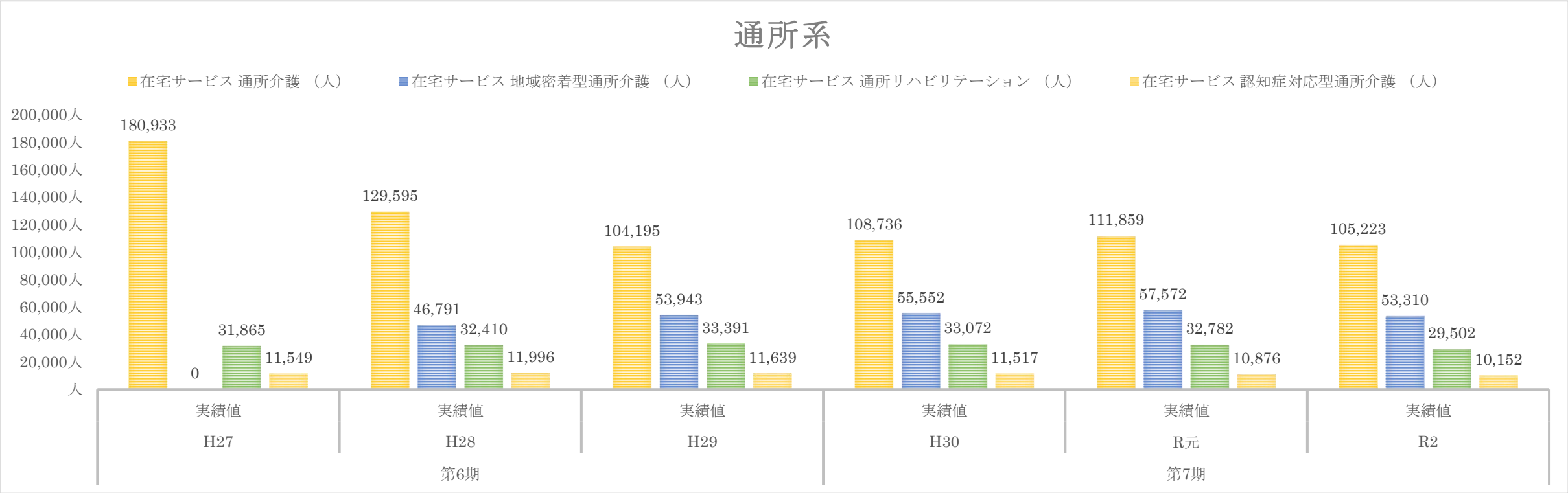
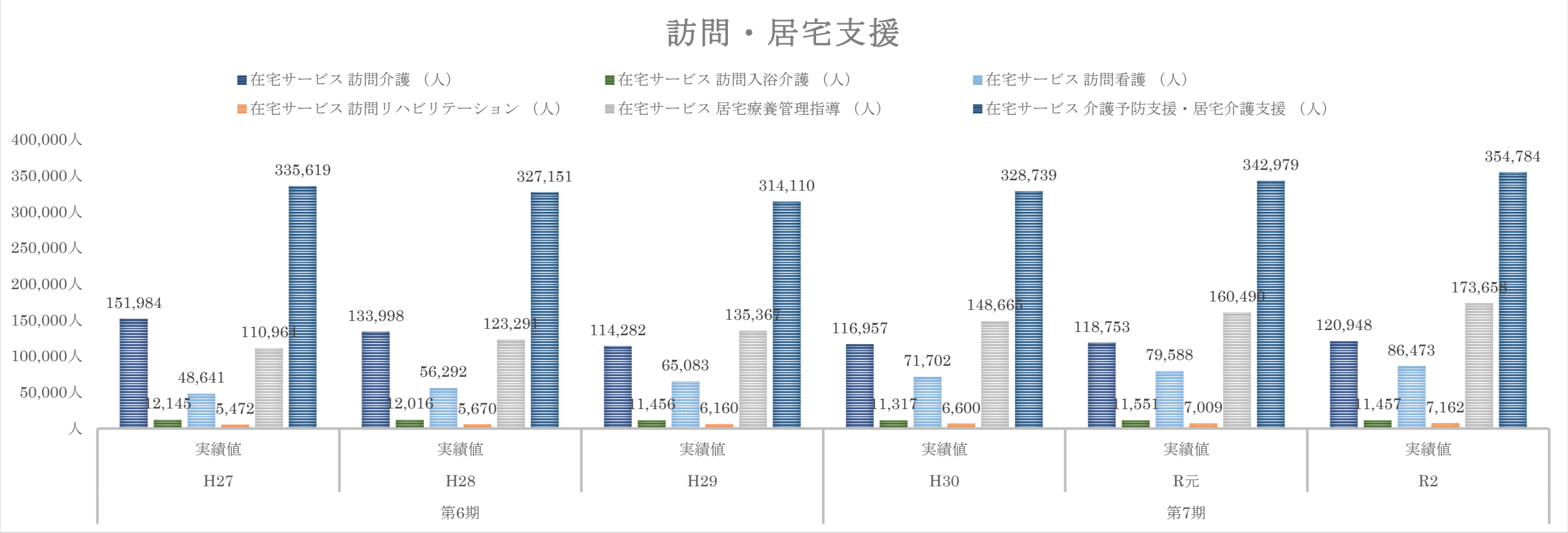
(単位：百万)

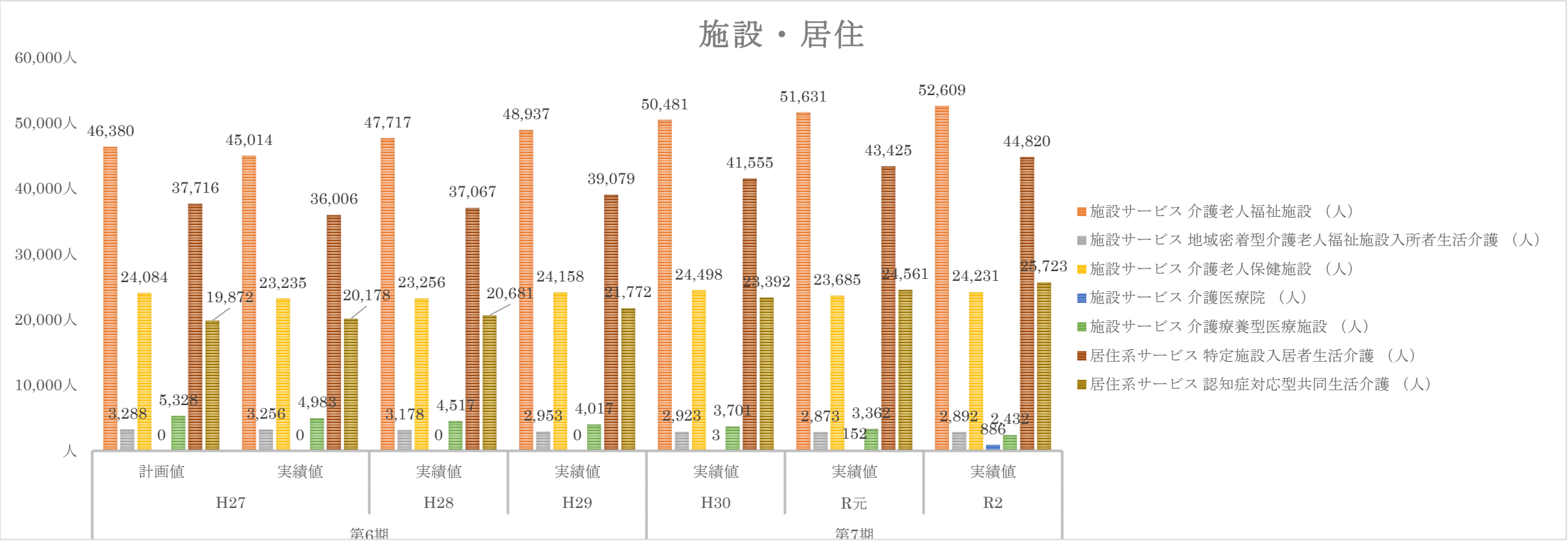
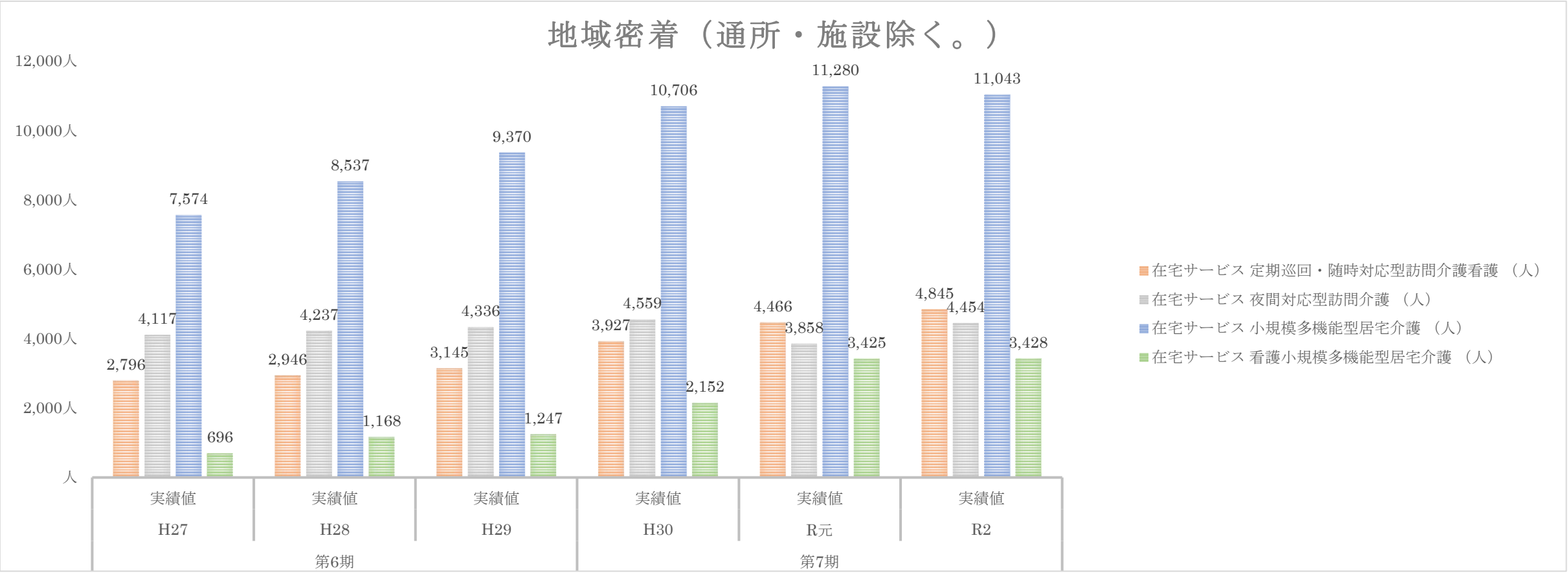
(4) 第1号被保険者1人あたり給付費

- ① 前年比伸び率
 - ・第6期中は、前年比伸び率（H28,H29）が 0.63%
 - ・第7期中は、前年比伸び率（R元、R2）が 2.75%
- ② 増加・減少
 - ・第6期中（H27 - H29）は、3,194 円の増
 - ・第7期中（H30 - R2）は、14,796 円の増

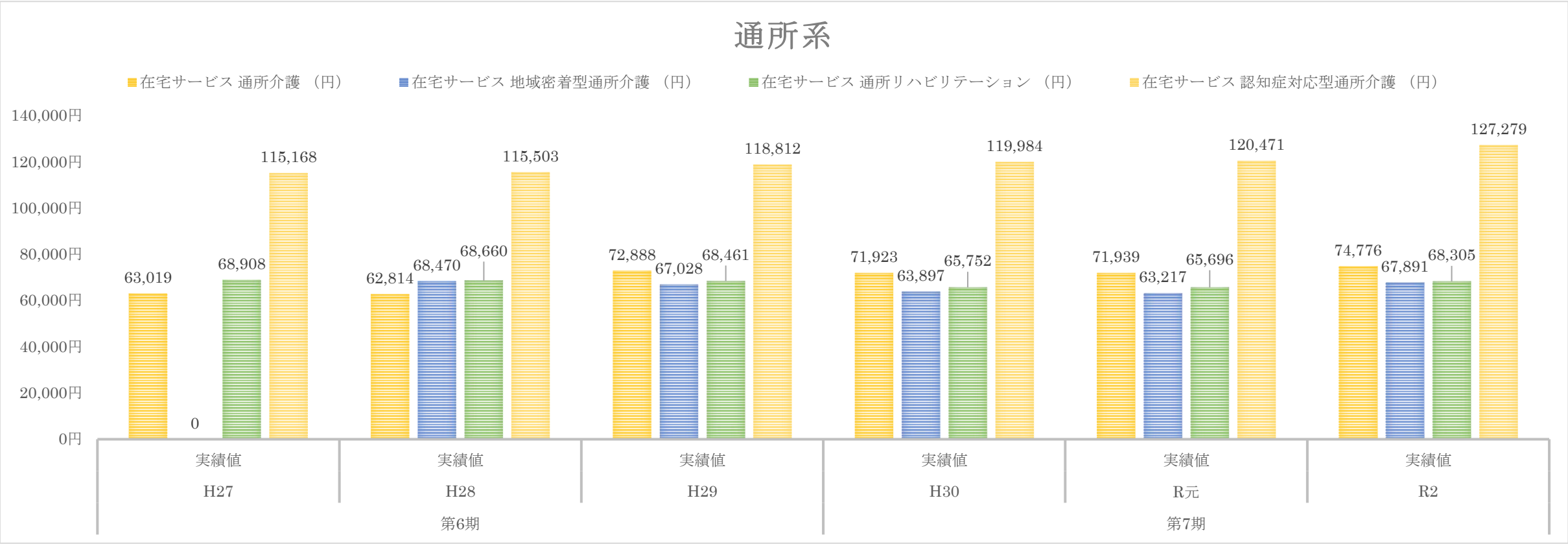
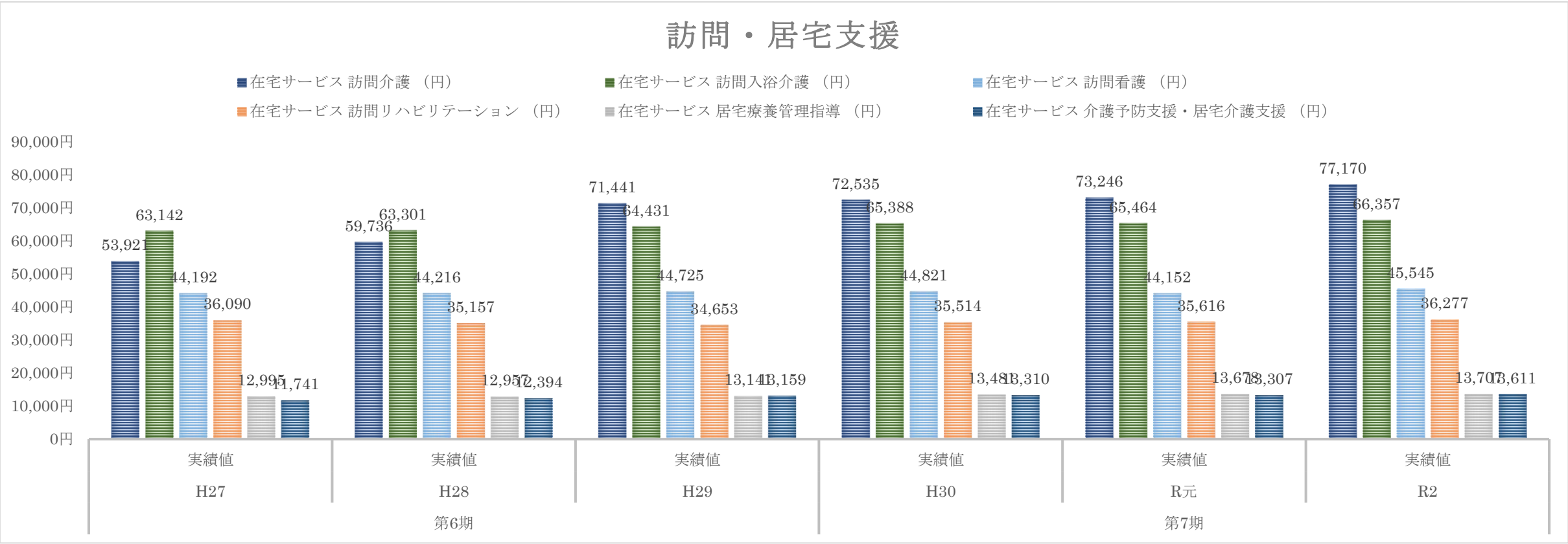


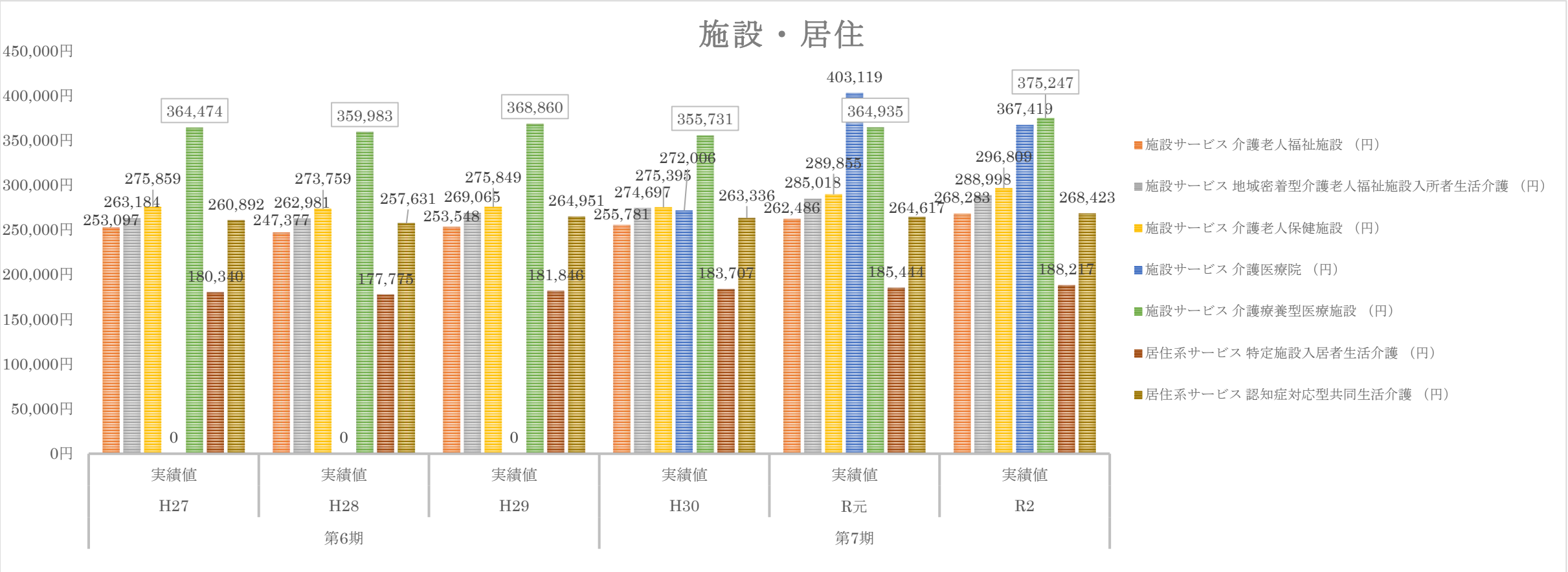
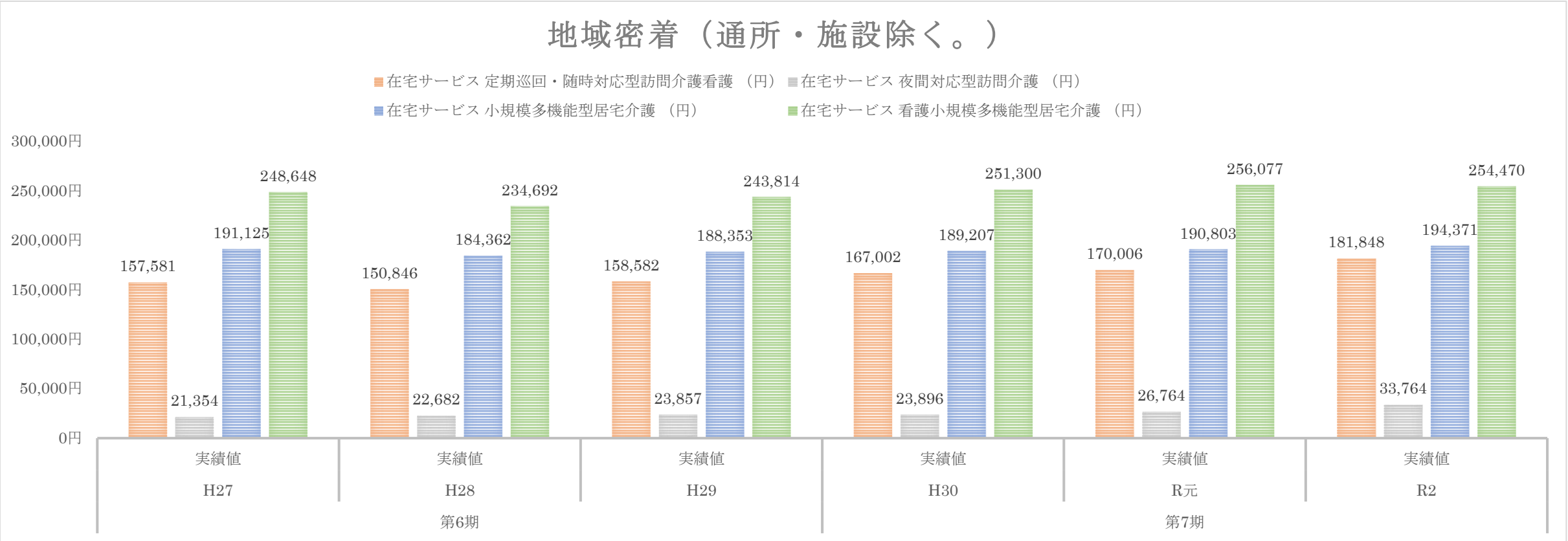
(5) 利用者数 (詳細)



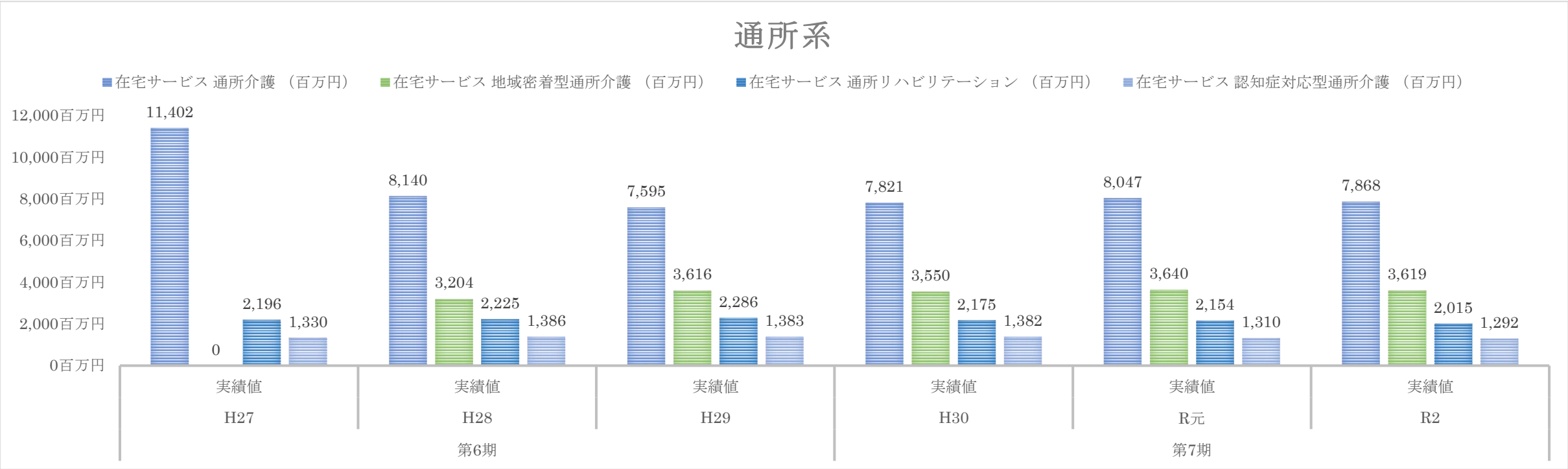
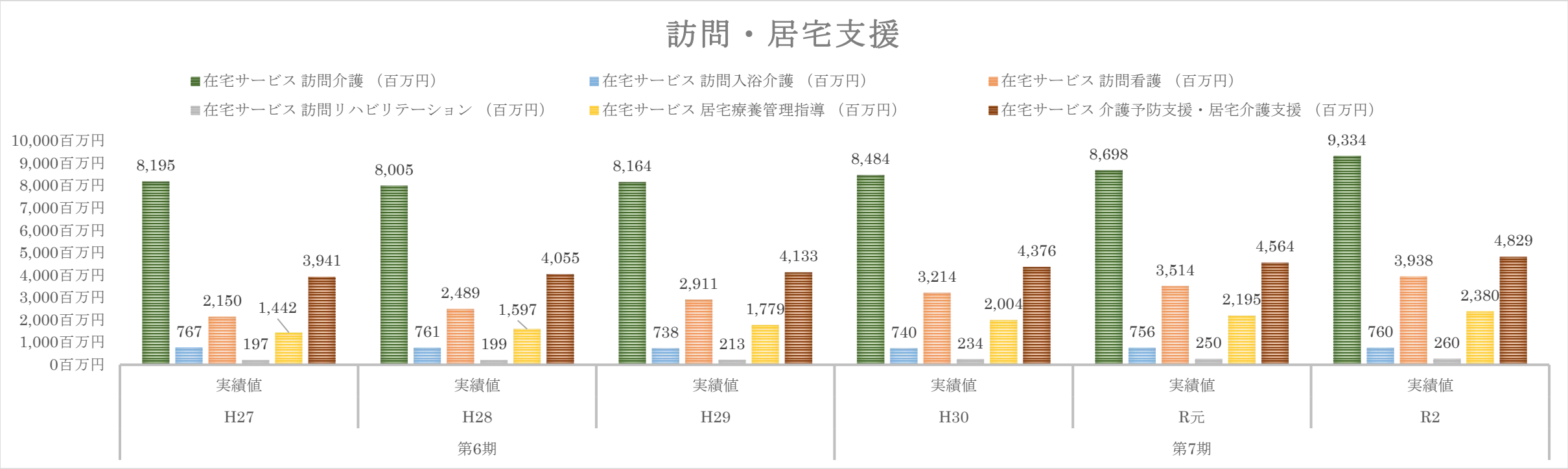


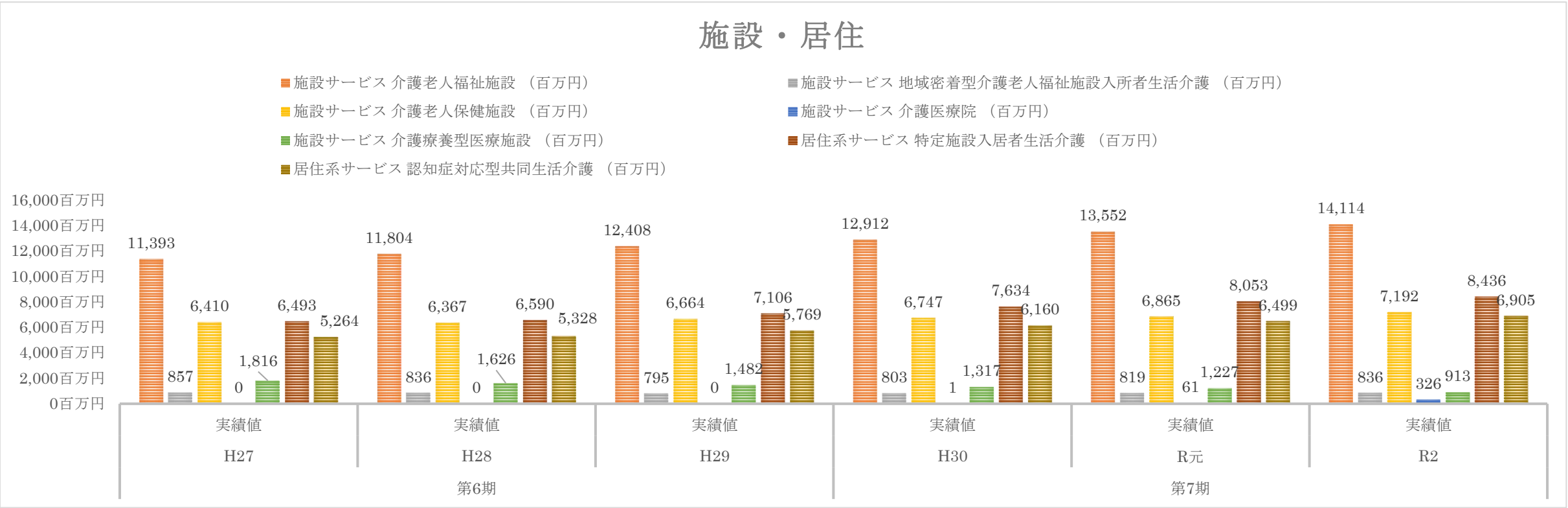
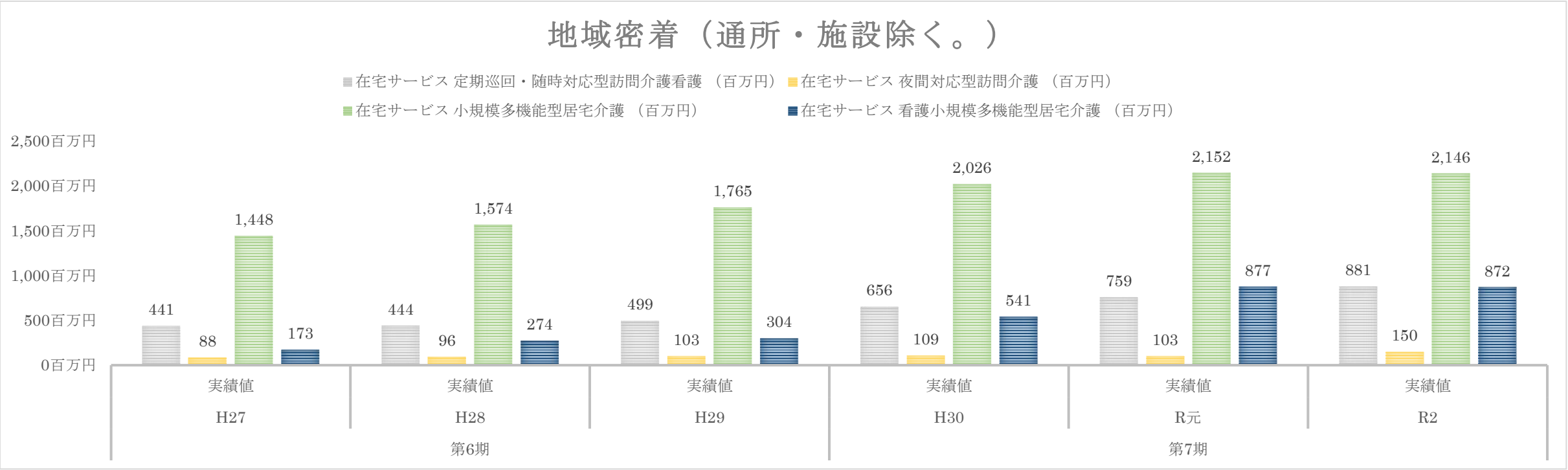
(6) 受給者 1 人あたり給付費





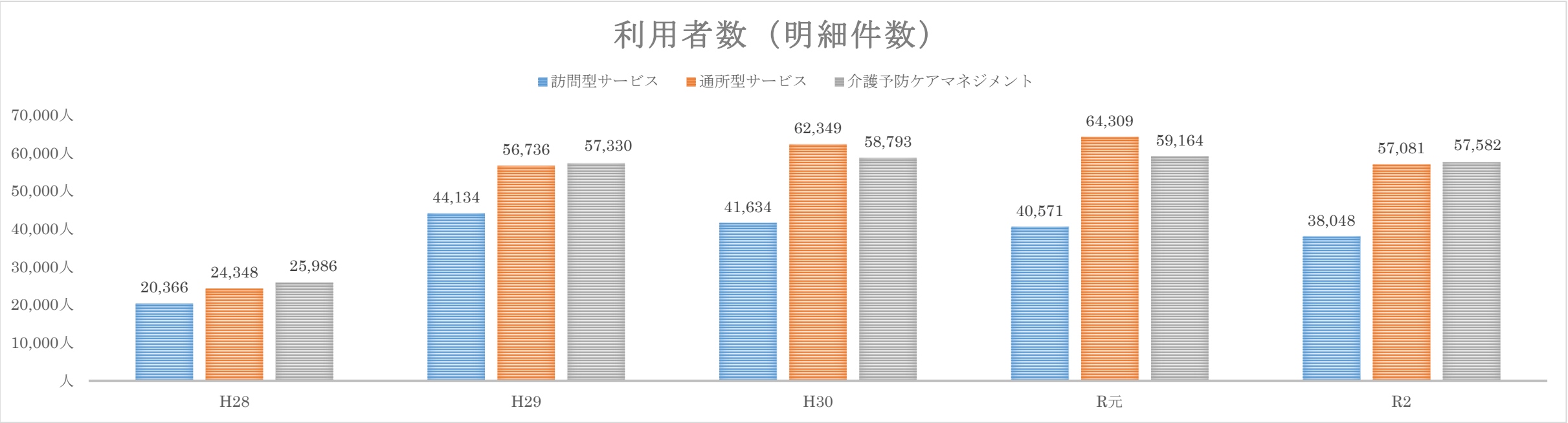
(7) サービス別給付費





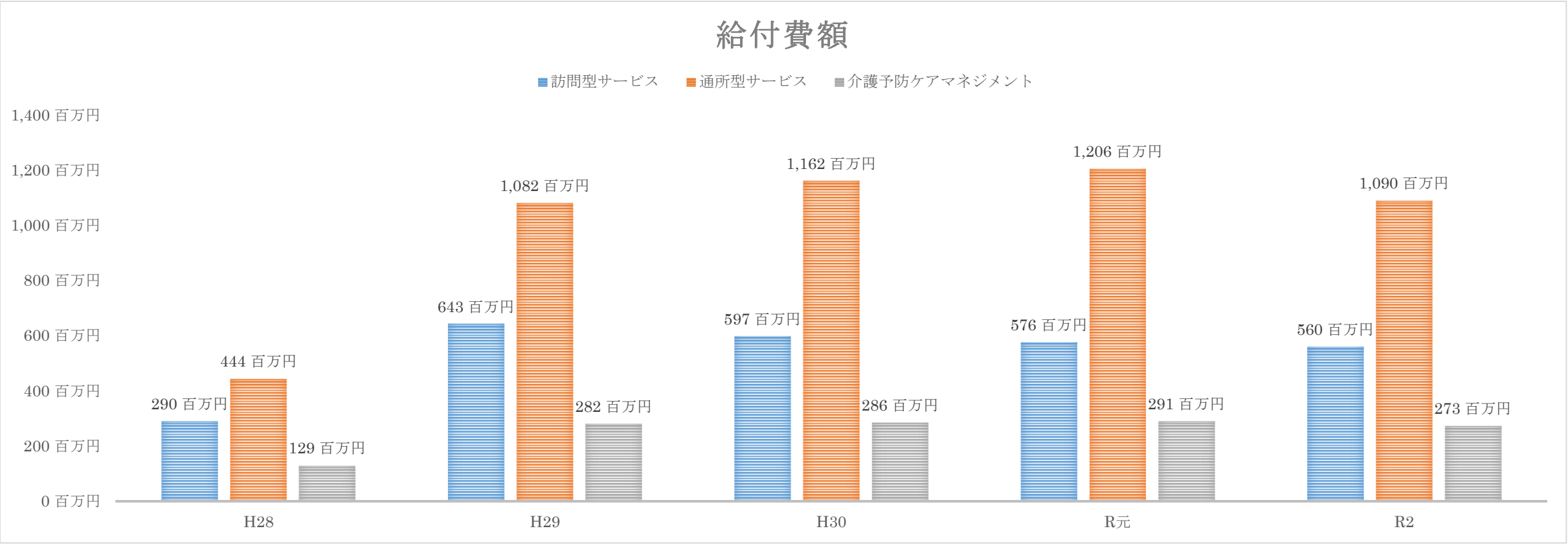
(8) 介護予防・生活支援サービス事業（利用者数（明細件数））

- ① 前年比伸び率（訪問型サービス）
 - ・第6期中は、前年比伸び率（H28,H29）が 116.7% ・第7期中は、前年比伸び率（R元、R2）が-6.2%
- ② 前年比伸び率（通所型サービス）
 - ・第6期中は、前年比伸び率（H28,H29）が 133% ・第7期中は、前年比伸び率（R元、R2）が-11.2%
- ③ 前年比伸び率（介護予防ケアマネジメント）
 - ・第6期中は、前年比伸び率（H28,H29）が 120.6% ・第7期中は、前年比伸び率（R元、R2）が-2.7%



(2) 訪問型サービス費、通所型サービス費、介護予防ケアマネジメント

- ① 前年比伸び率（訪問型サービス）
 - ・第6期中は、前年比伸び率（H28,H29）が 121.5% ・第7期中は、前年比伸び率（R元、R2）が-2.8%
- ② 前年比伸び率（通所型サービス）
 - ・第6期中は、前年比伸び率（H28,H29）が 143.6% ・第7期中は、前年比伸び率（R元、R2）が-9.6%
- ③ 前年比伸び率（介護予防ケアマネジメント）
 - ・第6期中は、前年比伸び率（H28,H29）が 117.9% ・第7期中は、前年比伸び率（R元、R2）が-6%



(3) 自立支援、介護予防、重度化防止、介護給付の適正化に関する取組及びその目標について

第7期介護保険事業計画に記載した「取組と目標」に対する自己評価シート(令和2年度実績)

※「介護保険事業（支援）計画の進捗管理の手引き（平成30年7月30日厚生労働省老健局介護保険計画課）」の自己評価シートをもとに作成

第7期介護保険事業計画に記載の内容					令和2年度(年度末実績)			
区分	現状と課題	第7期における具体的な取組	目標 (事業内容、指標等)	第7期計画 掲載ページ	実施内容	自己評価	評価理由	課題と対応策
①自立支援・介護 予防・重度化防止	本市の高齢者人口に占めるひとり暮らし高齢者数の割合が全国平均より高いことなどから、本市の年齢区分ごとの要介護・要支援認定率は、全国平均よりも高くなっています。このような状況から、個々人の主体的な取組を推進することが課題の一つと考えています。	市内48か所のいいこの家で、毎週1回、転ばない体づくりなど介護予防のための体操や、介護予防・健康づくりに関するミニ講座等を行い、介護予防活動のきっかけの場として充実に回ります。	全市で年間2,340回実施	63	全市で年間1,741回実施	3. ほぼ目標どおり達成しました。	新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため令和3年6月まで事業を休止していた。以降は計画通りの推移となった。	いいこの元気広場事業については、普及啓発や介護予防の取組のきっかけづくりの場として実施しており、介護予防の重要な視点である「フレイル」とその予防の普及啓発を軸とし実施する。
①自立支援・介護 予防・重度化防止	介護保険制度は、「尊厳の保持」「自立支援」を基本理念として、「要介護状態の軽減または悪化の防止」のために、介護給付を行うことが定められています。しかし、介護サービス事業所の取組によって要介護度の改善等が図られると報酬が下がる仕組みなど、事業所の努力が評価されにくいという課題があります。	高齢者の要介護度の改善・維持などに取り組んだ介護サービス事業所を、報奨金や表彰等で評価する「健幸福寿プロジェクト」を実施します。	プロジェクト対象者の改善率17% プロジェクト対象者の要介護度の維持率65% 参加事業所数284事業所以上	125～128	プロジェクト対象者の改善率17.5% プロジェクト対象者の要介護度の維持率66.4% 参加事業所数256事業所以上 *改善率と維持率については、5月現在で抽出できないため、元年度事業の実績(令和2年8月実績判明)の数値を入れている。	3. ほぼ目標どおり達成しました。	参加事業所数については、コロナ禍の影響にて目標を下回ったが改善率、維持率については目標を超えている。	本プロジェクトにより多くの事業所及び利用者の参加につながるよう、さらなる普及啓発に努めるとともに、平成28年7月からの本実施における取組状況、評価、分析結果等を踏まえ、介護サービス事業所及びサービス利用者等のさらなる意識醸成を図るための成果指標の見直し等について、検討を進めます。
②給付適正化	要介護認定者数の増加により、介護給付費等の介護保険事業に要する費用についても増加傾向にあります。このような状況から、介護サービスを必要とする高齢者を適切に認定し、介護サービスの受給者が真に必要なとする過不足のないサービスを、介護事業者がルールに従って適切に提供できるよう促す必要があります。	①要介護認定の適正化 ②ケアプラン点検 ③住宅改修の点検 ④縦覧点検・医療情報との突合 ⑤介護給付通知	①認定調査点検(委託分)の全件実施 ②年間154件実施 ③住宅改修費の給付点検の全件実施 ④委託(国保連合会)にて実施 ⑤年間39,413件実施	109～110	①認定調査点検(委託分)の全件実施(1,562件) ②年間154件実施 ③住宅改修費の給付点検の全件実施(3,081件) ④国保連合会への委託による実施(過誤 1,000件) ⑤介護給付通知の全件実施(45,134件)	3. ほぼ目標どおり達成しました。	国の「介護給付適正化計画に関する指針」に基づく主要5事業について、概ね目標どおり事業を実施しました。	③については、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響を受け、住宅改修の申請件数が減少したことにより、目標値を達成していませんが、全件実施しましたので、目標は達成しており、それ以外についても、目標を達成しました。 今後も給付費の傾向や効果について分析を行い、給付適正化を引き続き推進します。

(3) 自立支援、介護予防、重度化防止、介護給付の適正化に関する取組及びその目標について

第8期介護保険事業計画に記載した「取組と目標」に対する自己評価シート(令和3年度実績)

※「介護保険事業（支援）計画の進捗管理の手引き（平成30年7月30日厚生労働省老健局介護保険計画課）」の自己評価シートをもとに作成

第8期介護保険事業計画に記載の内容					令和3年度(年度末実績)			
区分	現状と課題	第8期における具体的な取組	目標 (事業内容、指標等)	第8期計画 掲載ページ	実施内容	自己評価	評価理由	課題と対応策
①自立支援・介護 予防・重度化防止	本市の高齢者人口は、令和7年（2025年）に人口の21%を超え、令和32年（2050年）には約31%に達すると見込まれています。このような状況の中、介護予防につながる取組はさらに重要となります。高齢期の健康や生活の状態は、それまでの生活習慣などが大きく関わるため、若いときから健康づくりの取組を継続していくこと、また、何歳になっても取組を始めることが大切です。	市内48か所のいきいきの家で、毎週1回、転ばない体づくりなど介護予防のための体操や、介護予防・健康づくりに関するミニ講座等を行い、介護予防活動のきっかけの場として充実を図ります。	全市で年間2,351回実施	74～80				
①自立支援・介護 予防・重度化防止	介護保険制度では、基本理念に「尊厳の保持」「自立支援」を掲げ、「要介護状態の軽減または悪化の防止」のために、介護給付を行うことを定めています。一方で、訪問系サービス以外の介護報酬については、要介護度に応じて報酬が設定されるなど、介護サービス事業所が利用者の要介護状態の軽減等に取組む動機づけが十分ではないため、市独自に評価する仕組みを構築し、介護サービス事業所等の行動変容を促します。	高齢者の要介護度の改善・維持などに取り組んだ介護サービス事業所を、報奨金や表彰等で評価する「健幸福寿プロジェクト」を実施します。	プロジェクト対象者の改善率17.6% プロジェクト対象者の要介護度の維持率68.8% 参加事業所数350事業所以上	143～146				
②給付適正化	介護保険制度は、介護サービスの提供・利用を通じて要介護高齢者等の自立支援を図ることを目的としています。一方で、介護費用の増加、支え手の不足など、制度の基盤は年々脆くなってきたり、より一層限りの資源の効率的な活用が求められています。要介護認定の適正化など主要5事業を柱として、適切なサービスが提供される環境を整備し、また、当該整備を通じて費用の効率化等を進め、持続可能な制度の構築を目指します。	①要介護認定の適正化 ②ケアプラン点検 ③住宅改修の点検 ④縦覧点検・医療情報との突合 ⑤介護給付通知	①認定調査点検(委託分)の全件実施 ②年間231件実施 ③住宅改修費の給付点検の全件実施 ④委託(国保連合会)にて実施 ⑤年間54,361件実施	127～129				